

津山市地域福祉計画



平成26年3月
津 山 市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画策定の目的	2
第3節	計画の位置づけ	3
第4節	計画の期間	5
第5節	計画策定の体制	6
第6節	計画策定への市民参加	7
第2章	地域福祉の現状と課題	9
第1節	津山市の現状	9
第2節	アンケート調査結果から見た地域の特性	14
第3節	ヒアリング調査結果から見た地域の課題	39
第3章	計画の基本的な考え方	47
第1節	基本理念	47
第2節	基本目標	47
第3節	施策体系	48
第4章	地域福祉の推進方策	50
第1節	【基本目標1】みんなで支え合うまちづくり	50
第2節	【基本目標2】安全・安心なまちづくり	60
第3節	【基本目標3】活力あふれるまちづくり	66
第4節	【基本目標4】福祉サービスが充実したまちづくり	73
第5章	計画の推進に向けて	80
第1節	計画の推進に向けて	80
第2節	計画の進行管理	81
第3節	地域福祉活動計画との連携	81
第6章	参考資料	82

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

近年、少子・高齢化の急速な進展、核家族化などにより、家庭や地域でのつながりが希薄化するなど、身近な住民同士の交流やコミュニケーションが不足していることが指摘されており、高齢者の孤独死、子どもや高齢者、障害者等への虐待、※DV、ひきこもりなどの問題が起きています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、災害時の要援護者の支援方策が課題となり、多様化・複雑化した福祉課題が多く見られることや、公的サービスだけでは対応が困難な方や公的サービスへ自らつなぐことのできない方への対応も重要な課題となっています。また、一方では、※ボランティアや※NPOなどによる福祉活動への参加も多く見られるようになってきています。

また、福祉の分野においては、施設を中心とした福祉から、地域を中心に個人の自立した生活を総合的に支援する福祉への転換が図られる中で、すべての人が、助け合いながら、その人らしく、自立し、安全・安心に暮らせる地域づくりを進めていくことが必要となっています。

本市では、これまで「障害者計画」「障害福祉計画」「介護保険事業計画」「高齢者保健福祉計画」「子育て支援行動計画」など対象者別の福祉に関する個別計画を策定し、その目標実施に向けて取り組んでいます。しかしながら、福祉需要の変化に対応するためには、従来の個別計画での対応だけでは限界があり、個別分野を総合化した福祉のあり方や地域という場所に着目し、広く生活課題全般を対象とした福祉のあり方が求められるとともに、行政のみならず、地域住民、各種団体、サービス提供事業者等がそれぞれ役割を持ってすべてで支えていく仕組みづくりが求められています。

第2節 計画策定の目的

「地域福祉」とは、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスとは異なり、自分たちが住んでいる「地域」に着目した福祉のことです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域の中で安心して生活できるように、行政と市民が協力して、ふれあい活動や見守り、助け合いといった支え合いを行っていくことです。

「福祉」というと、高齢者や障害者など特定の人だけが対象というイメージを持っている人が多いかもしれませんが、誰でも病気になったり、介護が必要になったり、子育てで悩んだりするなど、日常の生活でも支援が必要になるときがあります。

例えば、ゴミ捨てや電球の交換、育児疲れでリフレッシュしたいなど、既存の福祉制度でサービスが提供されていなかったり、誰かに頼むことに気がひけるような小さなことであったりする場合があります。地域で安心して生活するためには、このような支援ができる仕組みが必要となってきます。

また、災害発生時の高齢者や障害者の避難誘導・安否確認や犯罪からの子どもの安全確保などの問題は、行政だけで対応することは困難であり、市民、地域・団体、事業所など地域に関わるすべての人が協力して進めていく必要があります。

従って、行政をはじめ、社会福祉協議会、町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、各種ボランティア、事業所など地域に関わるすべての人が協力して、さまざまな課題に取り組むことで、支援を必要としている人一人ひとりに、きめ細かい対応をすることが可能となり、安心した暮らしが実現できると考えます。

地域に関わるすべての人が協力して、支援を必要としている人を、地域において支えていく仕組みづくりを計画的に進めていくために、「津山市地域福祉計画」を策定しました。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「津山市総合計画」を上位計画とした、地域福祉を推進するための基本理念や基本目標、施策の方向性を示すもので、※社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画です。

他の保健福祉に関する個別計画との整合性を図るとともに、住民参加や協働に関する視点も併せ持っています。

また、本計画は、個別行政分野でのサービス整備については、それぞれの個別計画に委ね、行政分野を横断して取り組むことが必要な施策や地域住民と連携して課題に取り組むために必要な施策について定めます。

さらに、津山市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画「福祉のまちづくりプラン」とも相互に連携するものです。

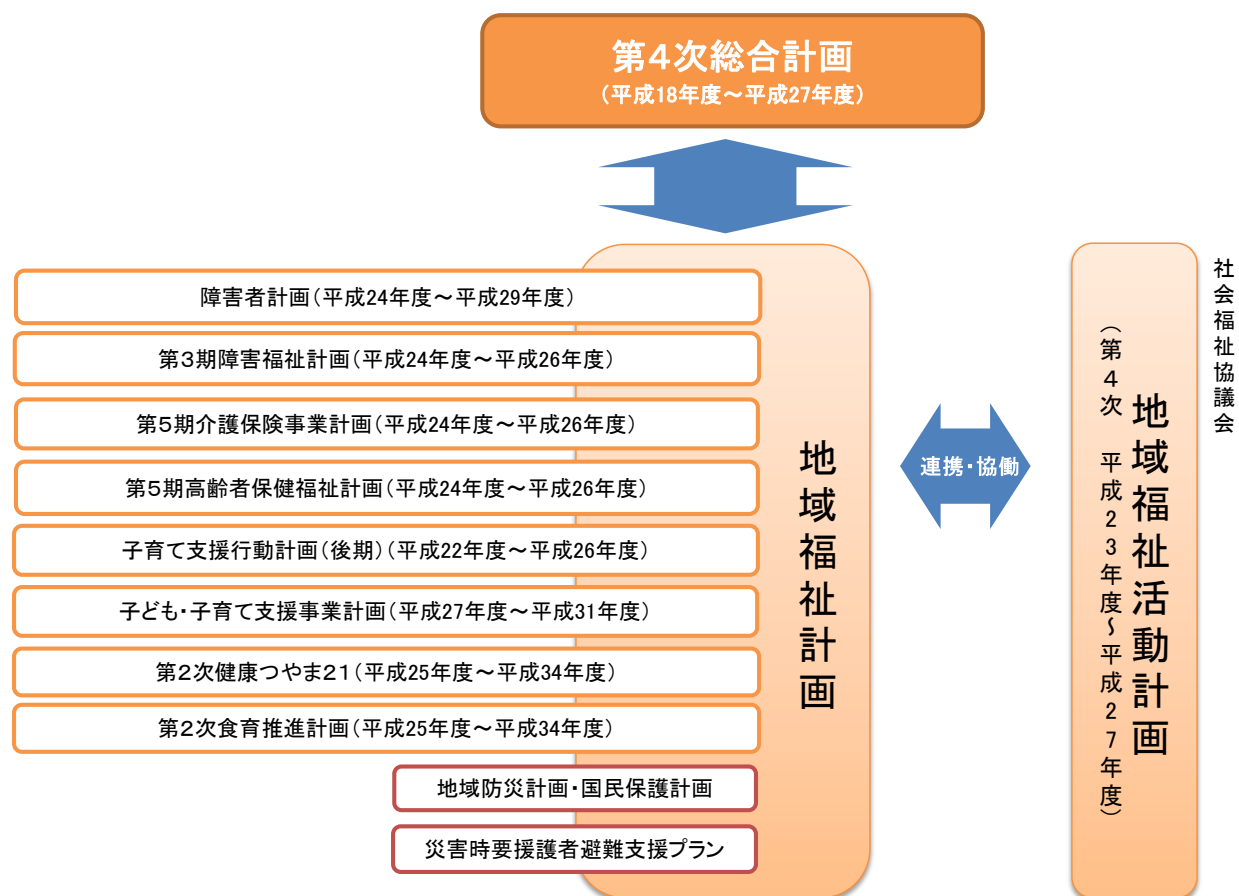
【社会福祉法の条文（第107条）】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【地域福祉計画と関連個別計画との位置づけ】



第4節 計画の期間

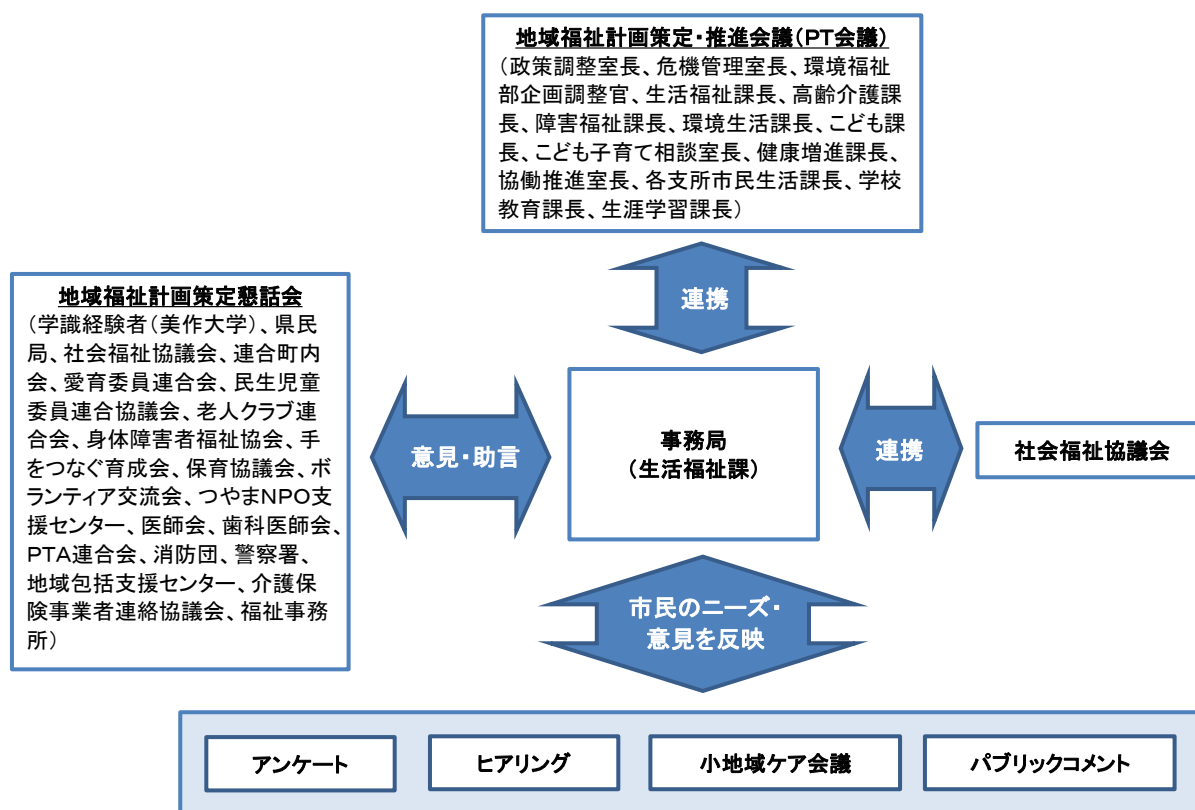
この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、社会情勢の変化などに応じて、見直しを行うものとします。また、平成28年度からの第5次総合計画の策定により、必要に応じて見直し、修正等を行っていきます。

計画名		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
総合計画			第4次計画（平成18年度～平成27年度）										第5次計画 （平成28年度～）		
障害者計画			計画 （平成18年度～平成23年度）					計画 （平成24年度～平成29年度）							
障害福祉計画			第1期計画 （平成18年度～平成20年度）	第2期計画 （平成21年度～平成23年度）			第3期計画 （平成24年度～平成26年度）			第4期計画 （平成27年度～平成29年度）					
介護保険事業計画			第3期計画 （平成18年度～平成20年度）	第4期計画 （平成21年度～平成23年度）			第5期計画 （平成24年度～平成26年度）			第6期計画 （平成27年度～平成29年度）					
高齢者保健福祉計画			第3期計画 （平成18年度～平成20年度）	第4期計画 （平成21年度～平成23年度）			第5期計画 （平成24年度～平成26年度）			第6期計画 （平成27年度～平成29年度）					
子育て支援行動計画			前期計画 （平成17年度～平成21年度）				後期計画 （平成22年度～平成26年度）								
子ども・子育て 支援事業計画												計画 （平成27年度～平成31年度）			
健康つやま21			前期計画 （平成15年度～平成19年度）		後期計画 （平成20年度～平成24年度）				第2次計画 （平成25年度～平成34年度）						
食育推進計画				第1次計画 （平成19年度～平成24年度）					第2次計画 （平成25年度～平成34年度）						
地域防災計画 国民保護計画	毎年	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
災害時要援 護者避難支援プラン	随時														
地域福祉活動計画			第3次計画 （平成18年度～平成22年度）				第4次計画 （平成23年度～平成27年度）				第5次計画 （平成28年度～平成32年度）				
地域福祉計画											第1次計画 （平成26年度～平成30年度）				

第5節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市民や地域・団体の課題を把握し、ニーズなどを反映させるため、アンケート調査やヒアリングなどを実施しました。また、計画に関する調査・研究を行い、計画の策定に関し意見を反映させるため、学識経験者、市民団体代表者、保健・福祉・医療関係者、学校教育関係者、社会福祉協議会代表などからなる「地域福祉計画策定懇話会」を設置しました。

【地域福祉計画の計画策定体制】



第6節 計画策定への市民参加

1. アンケート調査の実施

郵送及び手渡しによる配布・回収により、アンケート調査を実施しました。

- ① 本市在住の16歳以上の1,500名（無作為抽出）－【回収数 511】
- ② 民生委員・児童委員 283名－【回収数 257】
- ③ 愛育委員・栄養委員 300名－【回収数 256】
- ④ 町内会長 366名－【回収数 284】

2. ヒアリング調査の実施

地域の福祉・子育て・防災に関わる関係団体・市民ボランティアなどから多様な意見を聴取するため、ヒアリング調査を実施しました。

1回あたり30名程度の規模とし、1グループ6名程度ごとで意見交換を行いました。

	開催日時	開催場所	分野
第1回	平成25年10月25日（金） 19:00～21:00	津山市役所2階 大会議室	障害者（児）関係
第2回	平成25年11月1日（金） 19:00～21:00	津山市役所2階 大会議室	高齢者関係
第3回	平成25年11月8日（金） 19:00～21:00	津山市役所2階 大会議室	防災関係、子育て関係

3. 小地域ケア会議への参加による取組状況等の反映

平成25年度における小地域ケア会議の現状については、下表のとおりです。

エリア	支部地区	小地域ケア会議	設立準備中	担当職員（人）		
				包括	社協	行政
東 部	大 崎 支 部		○	4	1	2
西 部	城 西 支 部	○		3	1	2
南 部	鶴 城 支 部		○	3	1	2
	佐良山支部	○		1	1	2
北 部	高 倉 支 部		○	4	1	1
中 央 部	城 東 支 部		○	1	1	2
	東津山支部		○	4	1	2
加茂・阿波	新加茂支部	○		3	1	2
勝 北	広戸西支部		○	4	1	2
久 米	大井東支部	○		4	1	2

4. パブリックコメントの実施

計画に市民の意見を反映させるため、窓口での閲覧やホームページなどの手法により、計画に対する市民の意見を募集しました。

実施期間：平成 26 年 1 月 30 日（木）～2 月 28 日（金）

閲覧場所：環境福祉部社会福祉事務所生活福祉課、各支所市民生活課、津山市役所ホームページ

5. 策定懇話会の実施

計画に関する調査・研究を行い、計画の策定に関して意見を反映させるため、学識経験者、市民団体代表者、保健・福祉・医療関係者、学校教育関係者、社会福祉協議会代表などからなる「地域福祉計画策定懇話会」を開催しました。

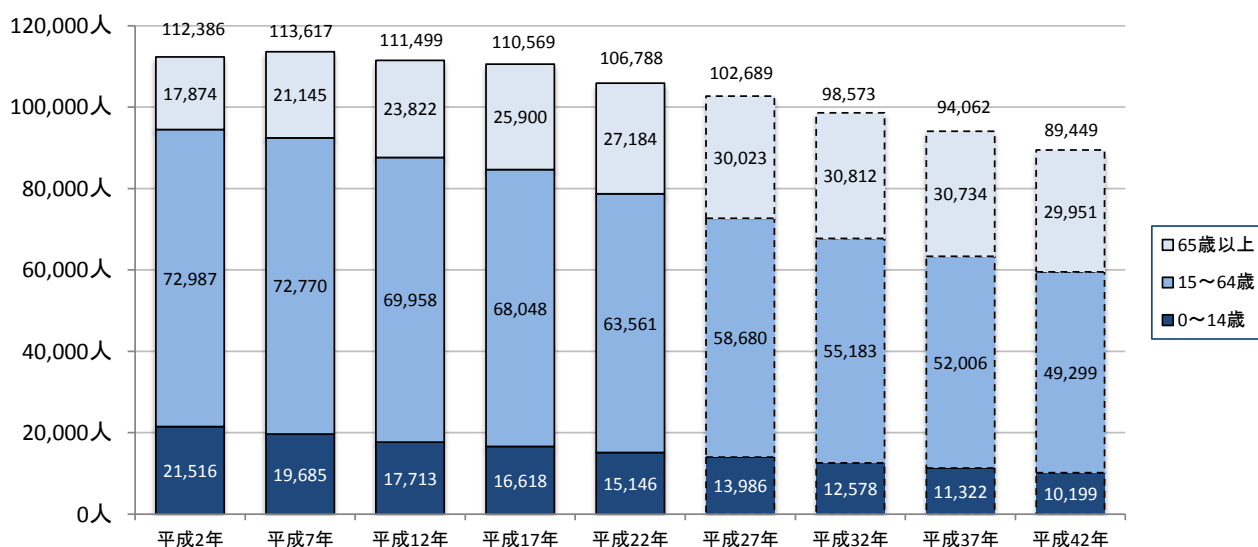
	開催日時	開催場所
第 1 回	平成 25 年 7 月 24 日（水） 15：00～17：00	津山市役所 2 階 202 会議室
第 2 回	平成 25 年 10 月 3 日（木） 15：00～17：00	津山市役所東庁舎 E101 議室
第 3 回	平成 26 年 1 月 16 日（木） 10：00～12：00	津山市役所議会棟 第 1 委員会室
第 4 回	平成 26 年 3 月 7 日（金） 13：30～15：00	津山市役所議会棟 第 1 委員会室

第2章 地域福祉の現状と課題

第1節 津山市の現状

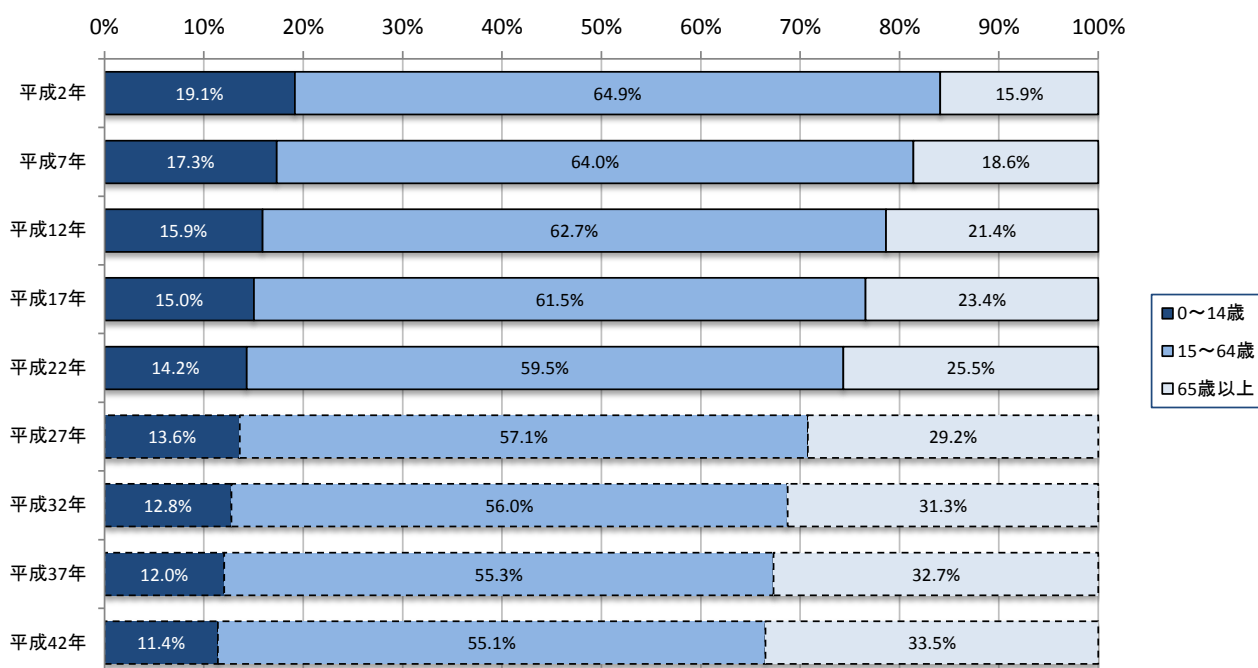
1. 人口の推計

人口の推移をみると、65歳以上の人口は現在まで増加傾向にあるが、全体としては減少傾向にあります。平成27年以降の人口推計では、平成32年で10万人を割り、65歳以上の人口は平成32年度以降、減少傾向となっています。



資料: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計

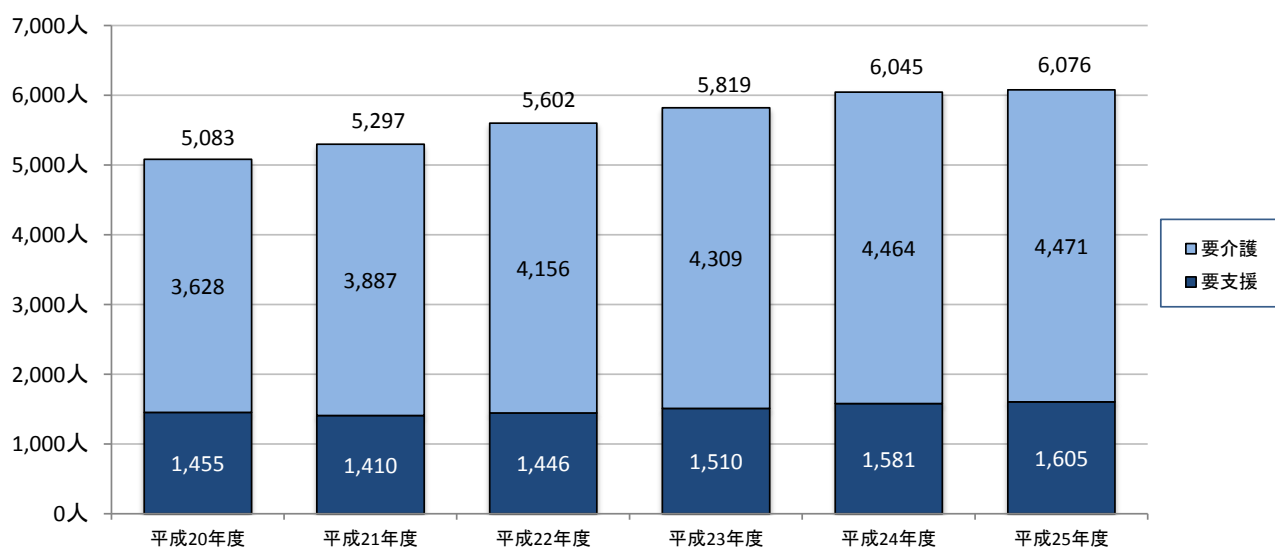
また、年齢別割合の推移をみると、65歳以上の割合が年々多くなっており、平成32年には3割を超えています。



資料: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計

2. 要支援・要介護認定者の推移

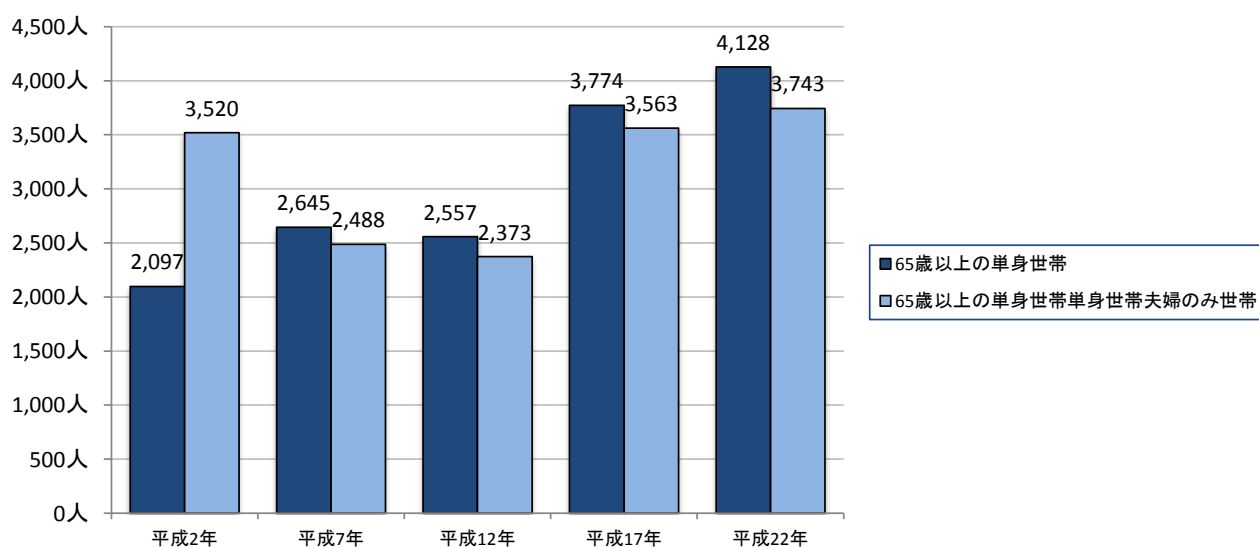
平成25年度における要支援認定者は1,605人、要介護認定者は4,471人となっており、年々増加傾向となっています。



資料: 高齢介護課

3. 高齢単身世帯数・高齢夫婦世帯数の推移

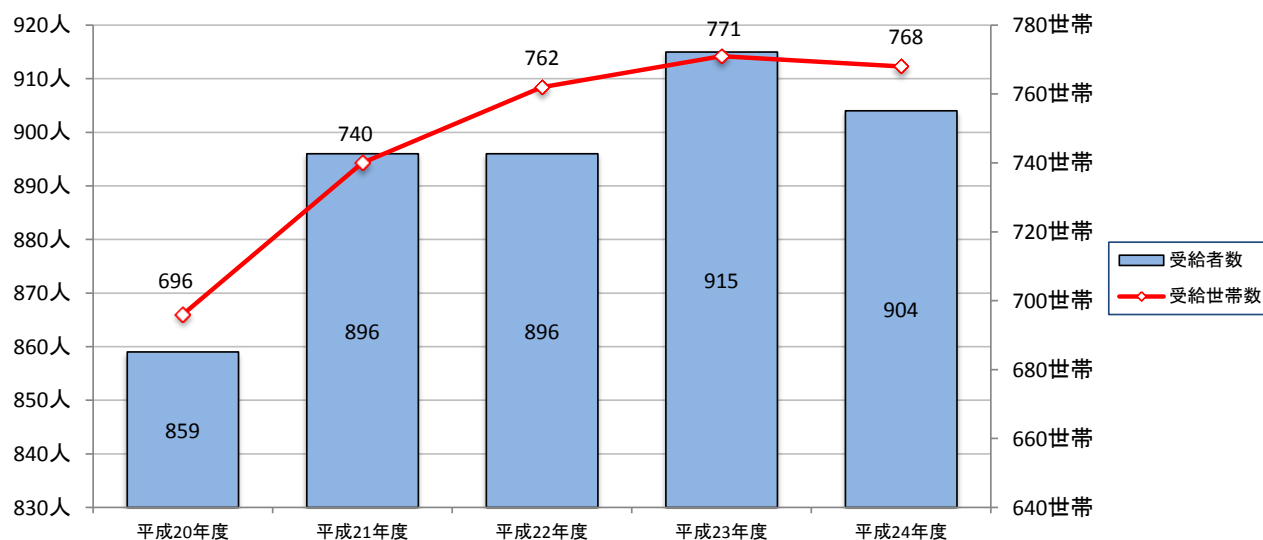
高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数の推移をみると、平成7年には高齢単身世帯数が高齢夫婦世帯数を超え、平成22年では高齢単身世帯数が380世帯多い結果となっています。



資料: 高齢介護課

4. 生活保護受給者・世帯数の推移

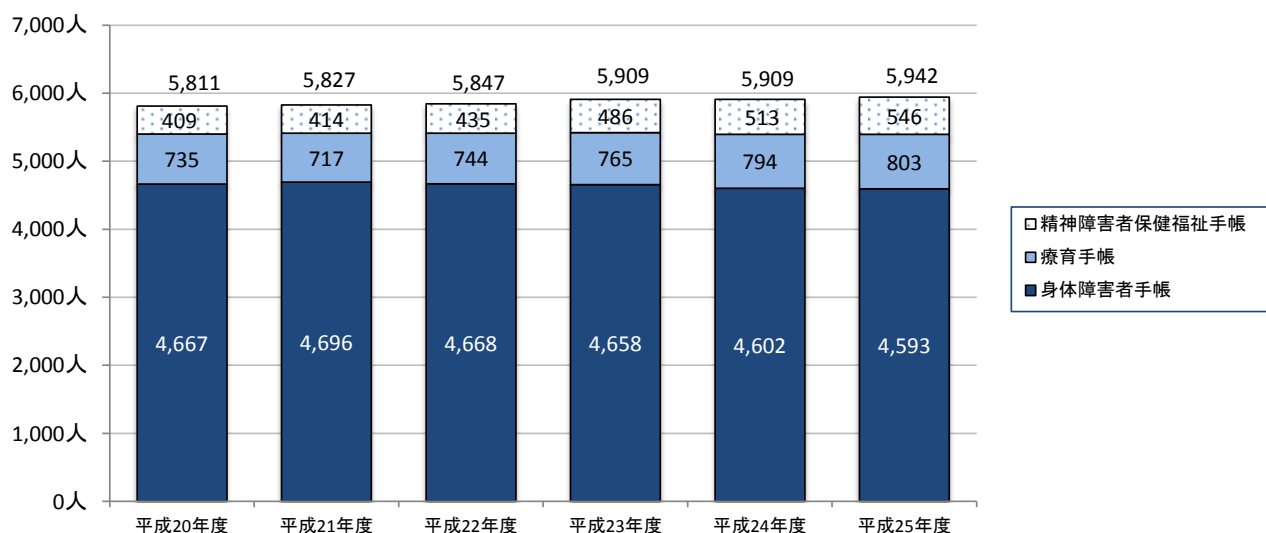
生活保護受給者・世帯数の推移をみると、平成 23 年度が最も多く、生活保護受給者が 915 人、世帯数が 771 世帯となっています。平成 20 年度のリーマンショック以降、増加しましたが、平成 23 年度以降、受給者数・世帯数ともに減少傾向となっています。



資料:生活福祉課

5. 障害者手帳保有者数の推移

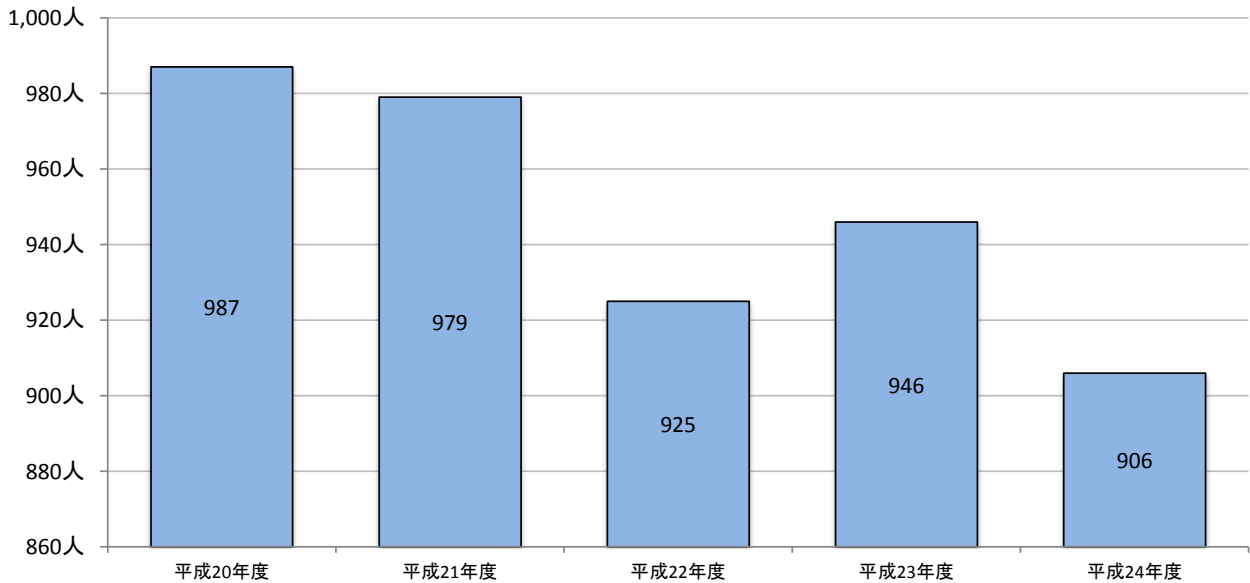
障害者手帳保有者数の推移をみると、全体的に微増となっており、平成 25 年度では、身体障害者手帳が 4,593 人、療育手帳が 803 人、精神障害者保健福祉手帳が 546 人となっています。



資料:障害福祉課

6. 出生数の推移

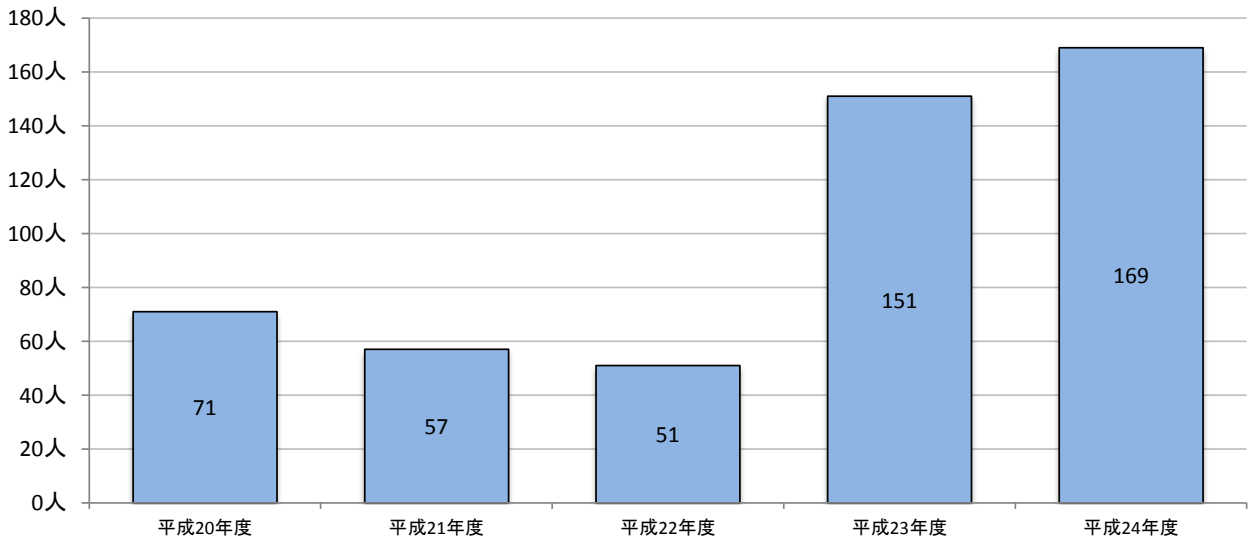
出生数の推移をみると、平成 23 年度を除き、全体として減少傾向にあります。



資料:市民課(住民基本台帳)

7. 児童虐待通告件数の推移

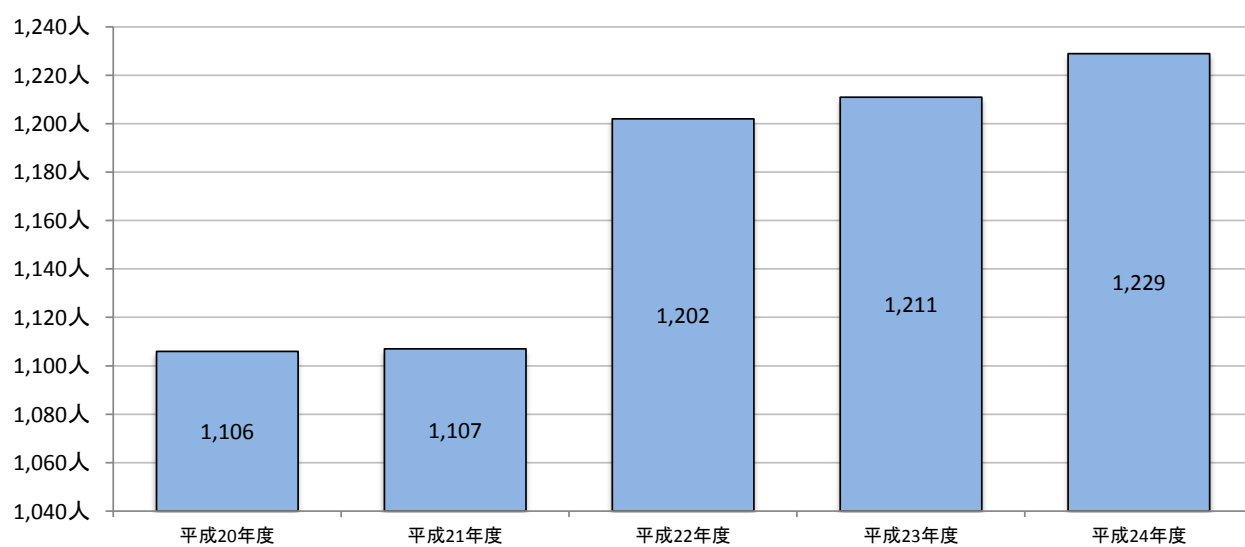
児童虐待通告件数の推移をみると、平成 22 年度までは減少傾向にありましたが、こども子育て相談室設置等により、平成 23 年度は通告件数が増加し、その後も増加傾向にあります。



資料:こども子育て相談室

8. 児童扶養手当支給件数の推移

児童扶養手当支給件数の推移をみると、平成 22 年 8 月 1 日から父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになったことにより、平成 22 年度の支給件数が急増し、その後も増加傾向にあります。



資料:こども課

第2節 アンケート調査結果から見た地域の特徴

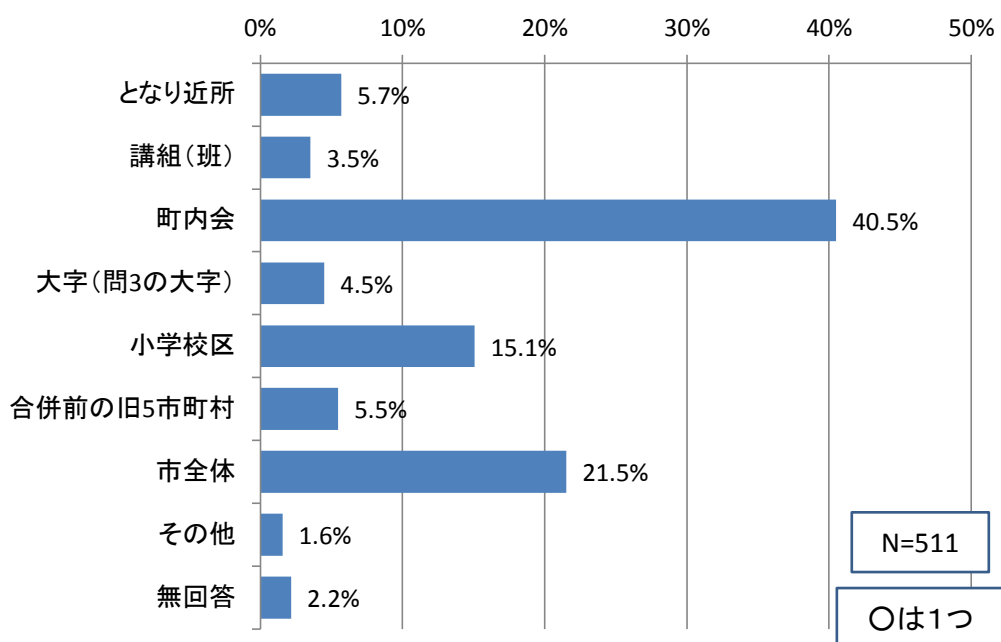
集計方法について

1. 比率は全て、各設問の無回答を含む集計対象者数に対する百分比（％）を表しています。1人の対象者に2つ以上の回答を求める設問では、百分比（％）の合計は、100.0%を超えます。
2. 百分比（％）は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しています。四捨五入の結果、各回答の百分比（％）の合計は100.0%に一致しない場合があります。
3. 図表中の「N」とは集計対象者総数（あるいは、分類別の該当対象者数）を示し、比率は「N」を100.0%として算出しています。

1. 地域の範囲

【市民アンケート】

地域の範囲について、「町内会」が最も多く 40.5%となっています。その次に、「市全体」が 21.5%、「小学校区」が 15.1%と続いています。

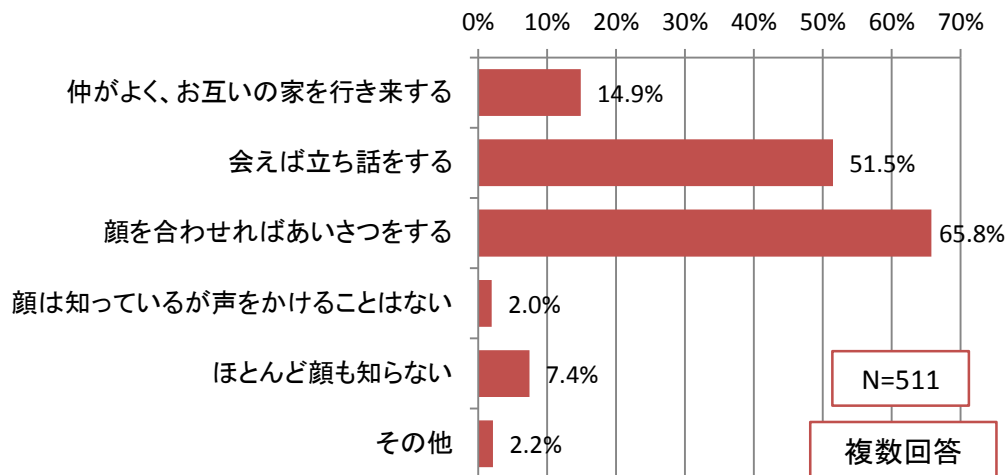


2. 近隣関係

【市民アンケート】

近所づきあいについて、「顔を合わせればあいさつをする」が最も多く 65.8%となっています。その次に、「会えば立ち話をする」が 51.5%、「仲がよく、お互いの家を行き来する」が 14.9%と続いています。

「ほとんど顔も知らない」が 7.4%、「顔は知っているが声をかけることはない」が 2.0%となっており、あまり近所づきあいが無い割合は 1 割弱ではあるが、これらの人に対して、地域としてどのように関わっていくかが今後の課題となってきます。

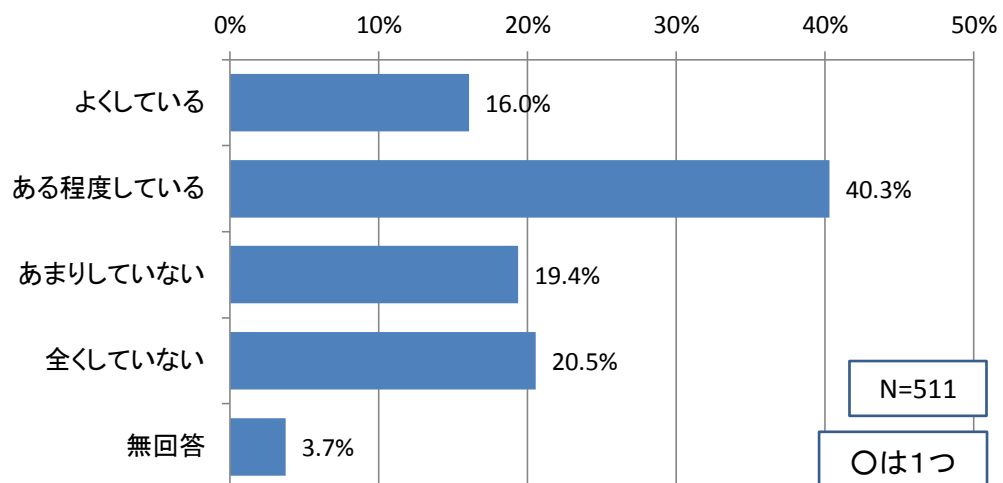


3. 地域行事・町内会活動

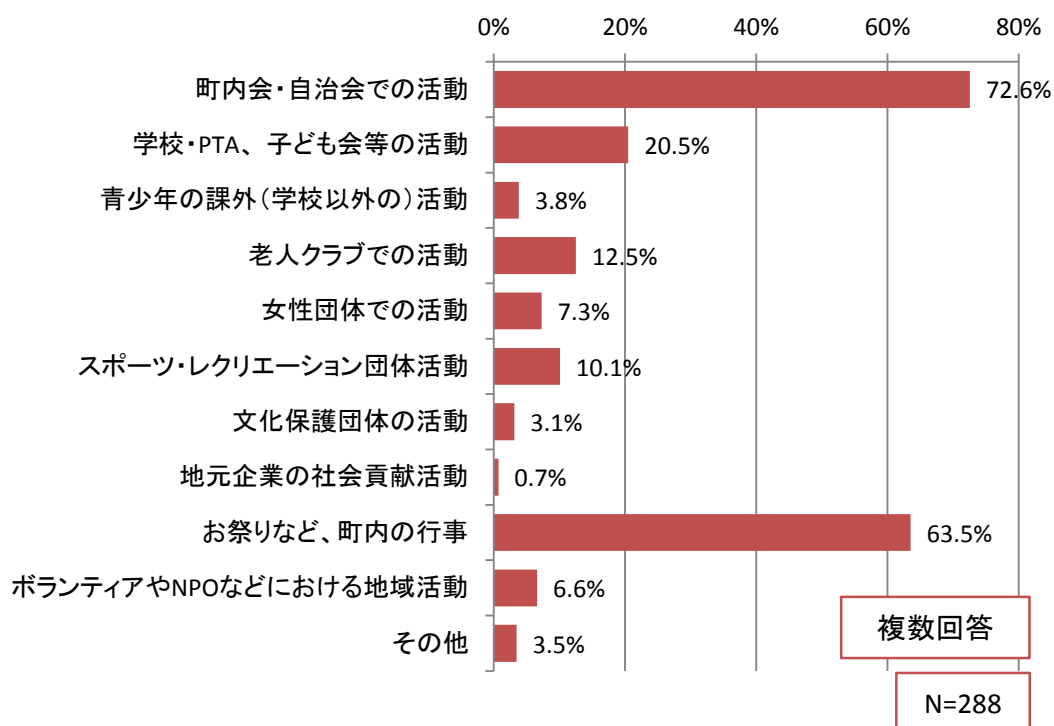
【市民アンケート】

地域内の行事や町内会活動の参加状況について、「ある程度している」が最も多く 40.3%となっています。その次に、「全くしていない」が 20.5%、「あまりしていない」が 19.4%と続いています。

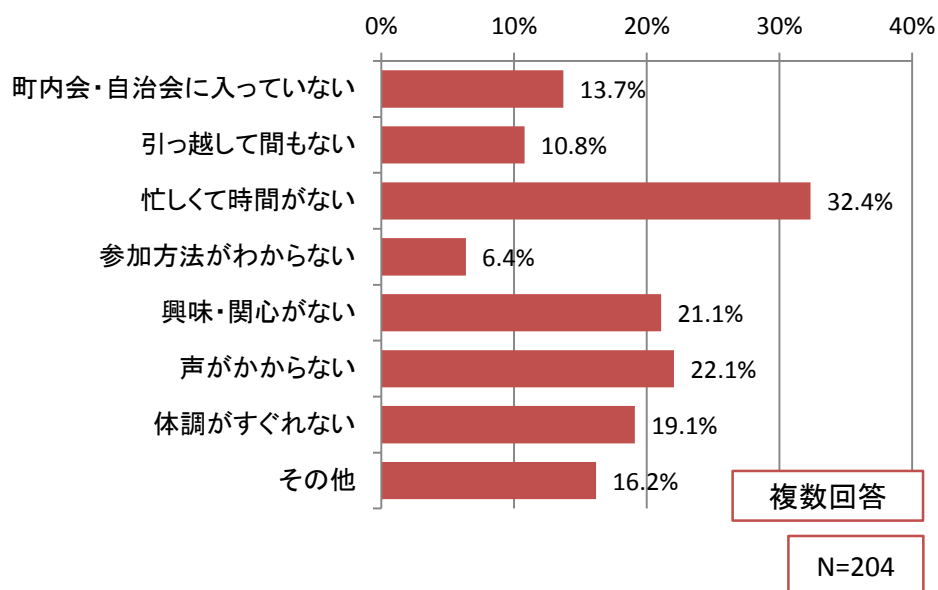
『参加している』（「よくしている」と「ある程度している」の合計）は 56.4%、『参加していない』（「あまりしていない」と「全くしていない」の合計）は 39.9%となっています。『参加している』割合の方が『参加していない』割合より多くなっていますが、『参加していない』は約 4 割となっており、これらの人が地域とのつながりを持てる仕組みづくりが重要となってきます。



地域内の行事や町内会活動の内容について、「町内会・自治会での活動」が最も多く 72.6%となっています。その次に、「お祭りなど、町内の行事」が 63.5%、「学校・PTA、子ども会等の活動」が 20.5%と続いています。

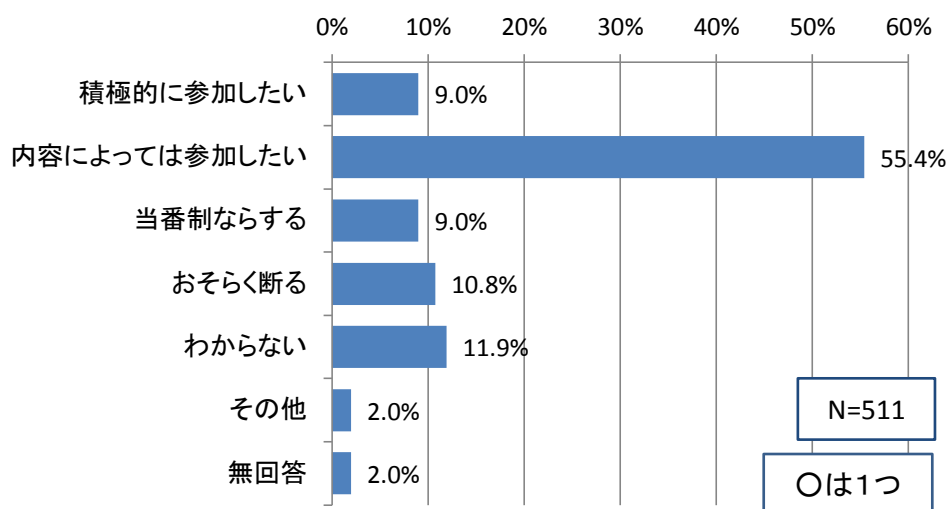


地域内の行事や町内会活動をしていない理由については、「忙しくて時間がない」が最も多く 32.4%となっています。その次に、「声がかからない」が 22.1%、「興味・関心がない」が 21.1%と続いています。



また、地域内の行事や町内会活動への参加の依頼があった場合については、「内容によっては参加したい」が最も多く 55.4%となっています。

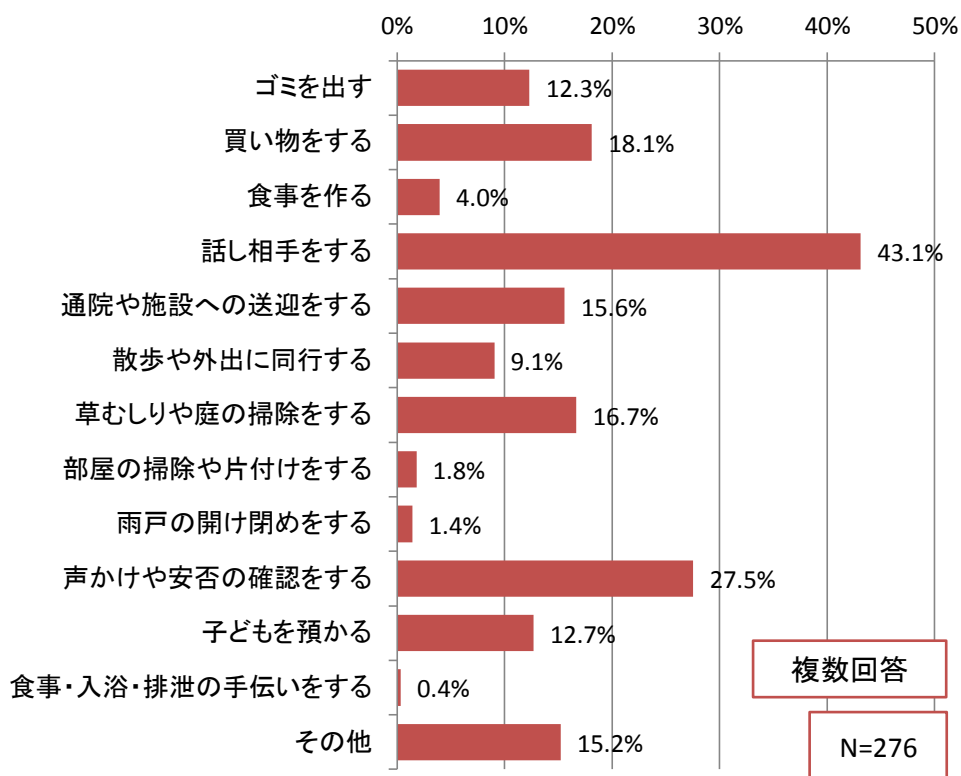
地域内の行事や町内会活動の内容を充実させ、まずは参加意向のある人たちを地域に巻き込む仕組みづくりが必要となってきます。



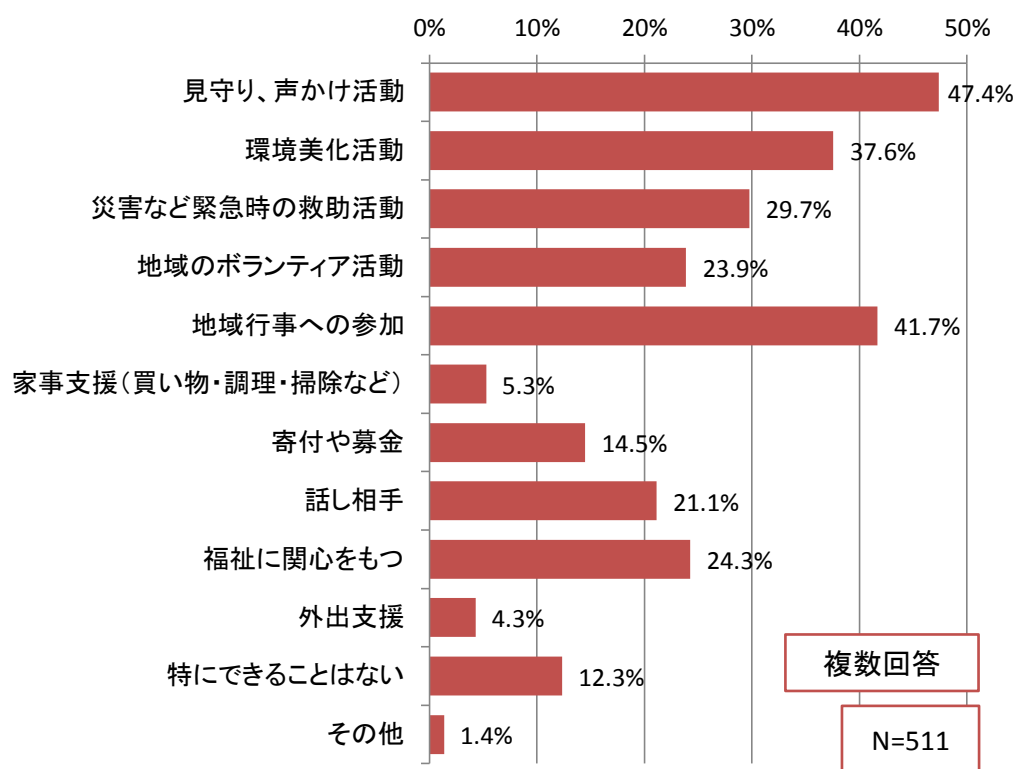
4. 住民相互の助け合い

【市民アンケート】

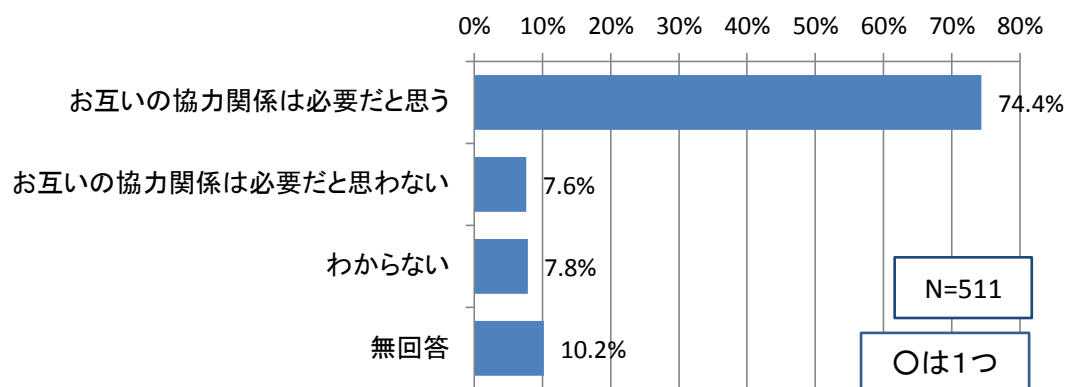
近所の人から頼まれてお手伝いをした内容について、「話し相手をする」が最も多く 43.1%となっています。その次に、「声かけや安否の確認をする」が 27.5%、「買い物をする」が 18.1%と続いています。



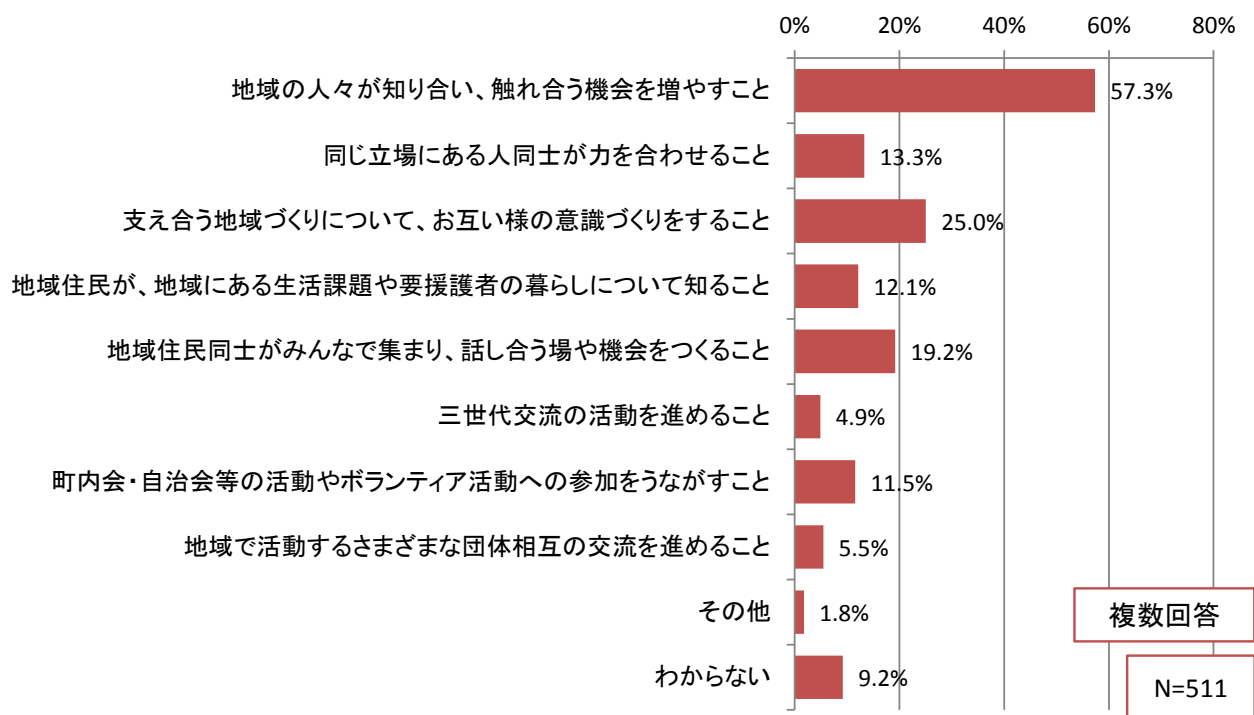
地域の住民が安心して暮らせるために自分ができることについて、「見守り、声かけ活動」が最も多く 47.4%となっています。その次に、「地域行事への参加」が 41.7%、「環境美化活動」が 37.6%と続いています。



地域内において住民相互の自主的な協力関係の必要性について、「お互いの協力関係は必要だと思う」が最も多く 74.4%となっています。



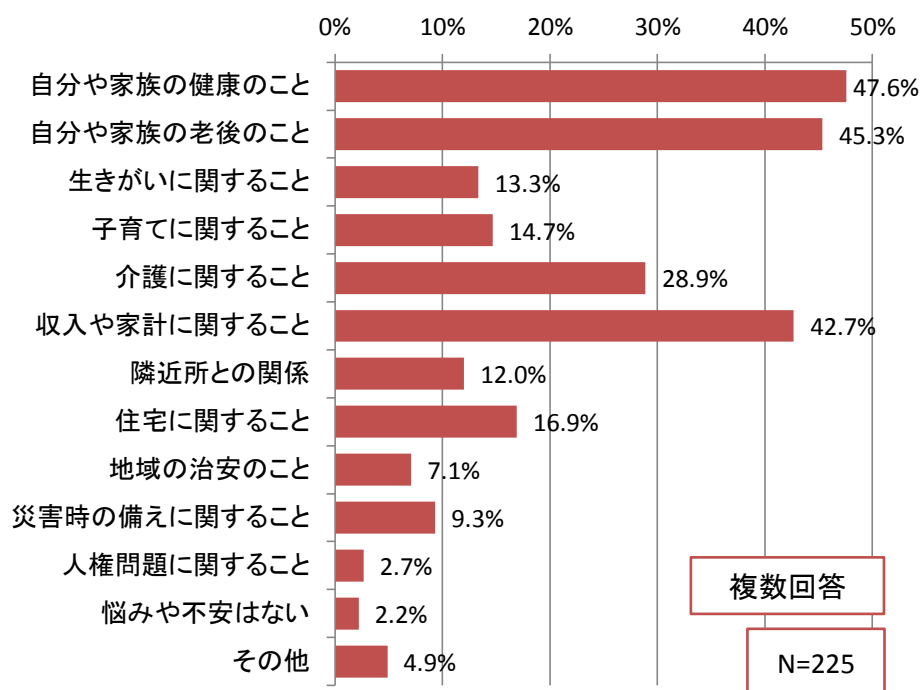
住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるための方策について、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が最も多く 57.3%となっています。その次に、「支え合う地域づくりについて、お互い様の意識づくりをすること」が 25.0%、「地域住民同士がみんなで集まり、話し合う場や機会をつくること」が 19.2%と続いています。



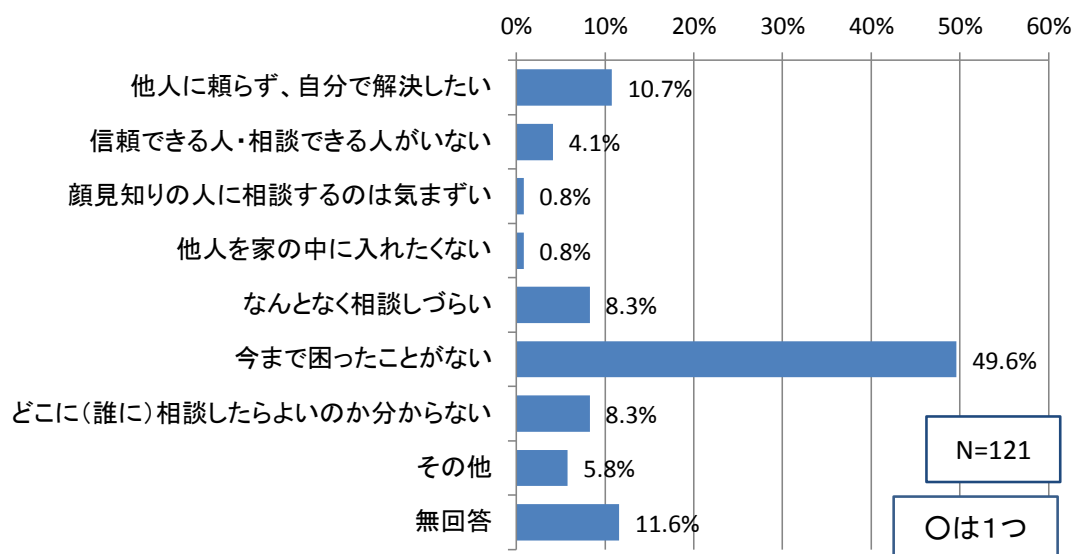
5. 身近な相談内容

【市民アンケート】

日常生活で困っていることについて、「自分や家族の健康のこと」が最も多く 47.6%となっています。その次に、「自分や家族の老後のこと」が 45.3%、「収入や家計に関すること」が 42.7%と続いています。



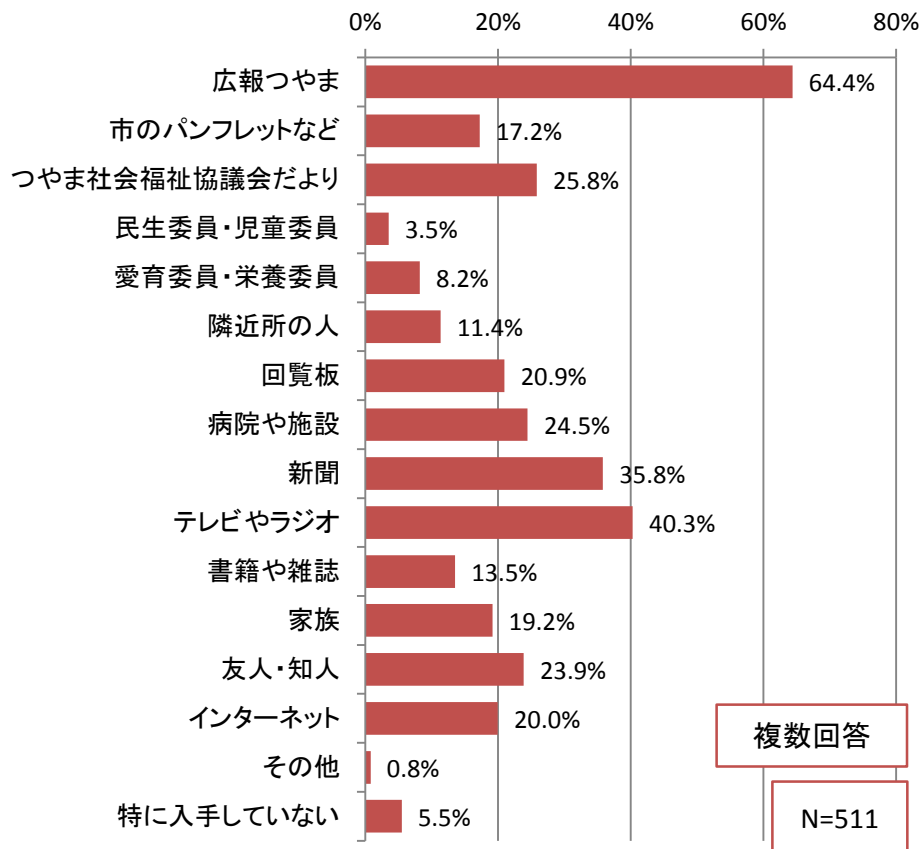
また、日常生活で困っていることを相談していない理由については、「今まで困ったことがない」が最も多く 49.6%となっています。



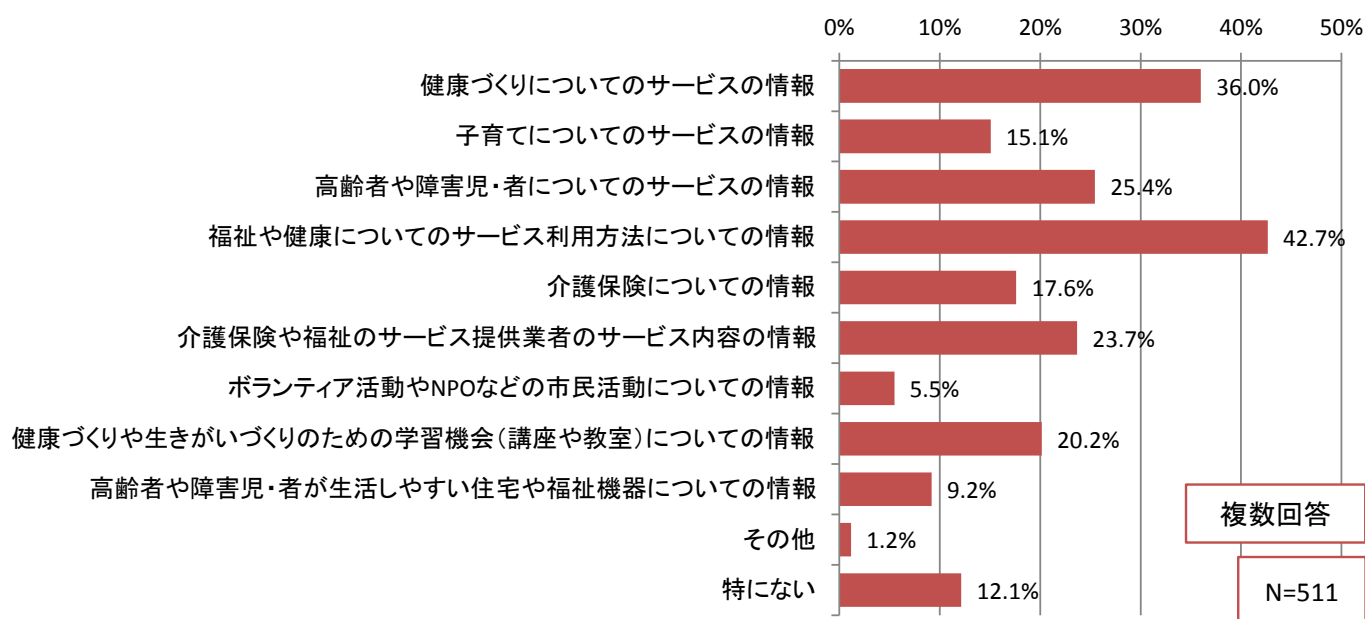
6. 福祉に関する情報

【市民アンケート】

福祉や健康に関する情報の入手先について、「広報つやま」が最も多く 64.4%となっています。その次に、「テレビやラジオ」が 40.3%、「新聞」が 35.8%と続いています。



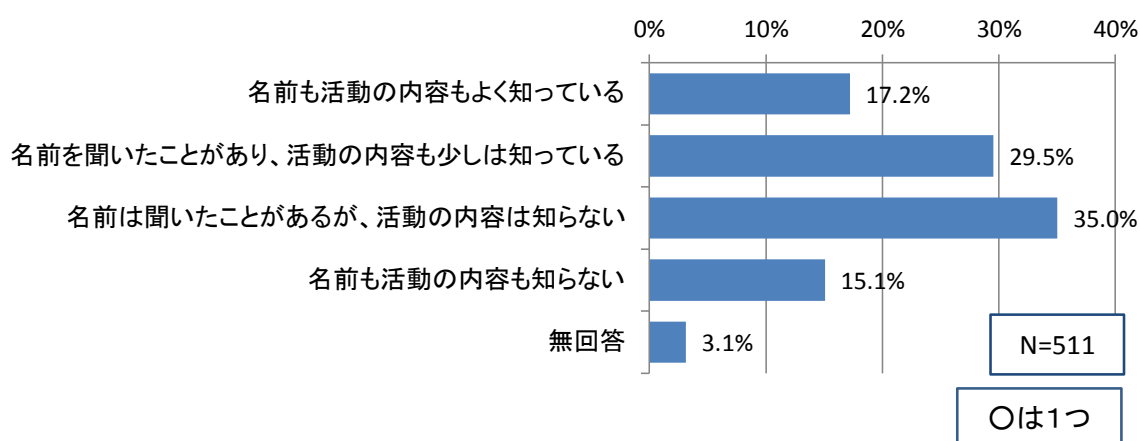
福祉や健康に関して知りたい情報について、「福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報」が最も多く 42.7%となっています。その次に、「健康づくりについてのサービスの情報」が 36.0%、「高齢者や障害児・者についてのサービスの情報」と続いています。



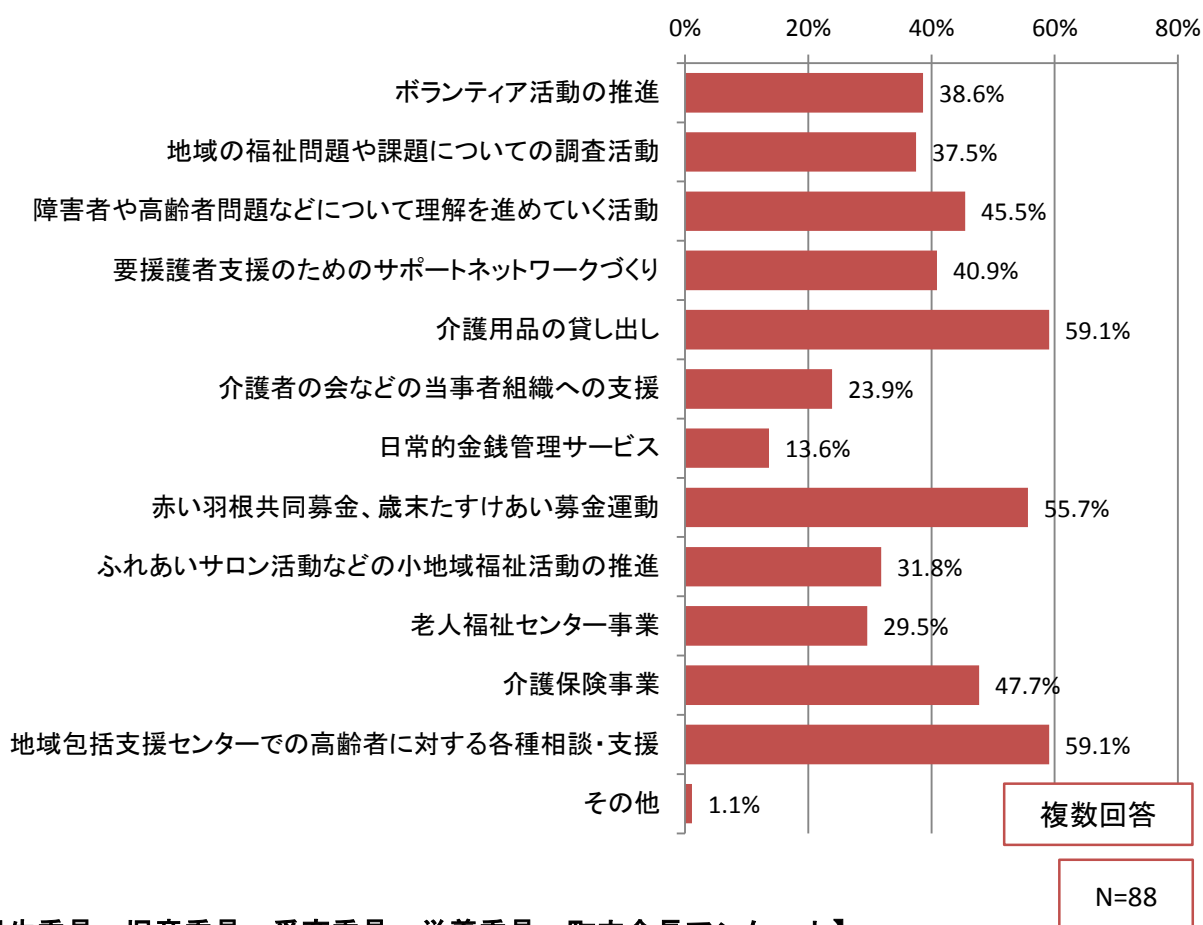
7. 社会福祉協議会の役割

【市民アンケート】

社会福祉協議会の認知度について、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容は知らない」が最も多く 35.0%となっています。その次に、「名前は聞いたことがあり、活動の内容も少しは知っている」が 29.5%、「名前も活動の内容もよく知っている」が 17.2%と続いています。



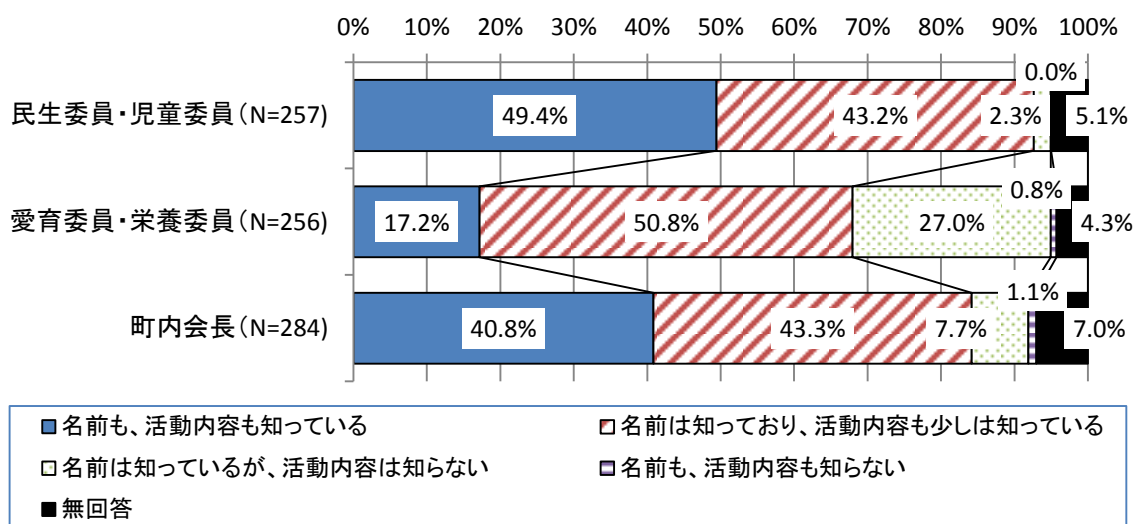
知っている社会福祉協議会の活動内容について、「介護用品の貸し出し」「地域包括支援センターでの高齢者に対する各種相談・支援」が最も多く 59.1%となっています。その次に、「赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金活動」が 55.7%、「介護保険事業」が 47.7%と続いています。



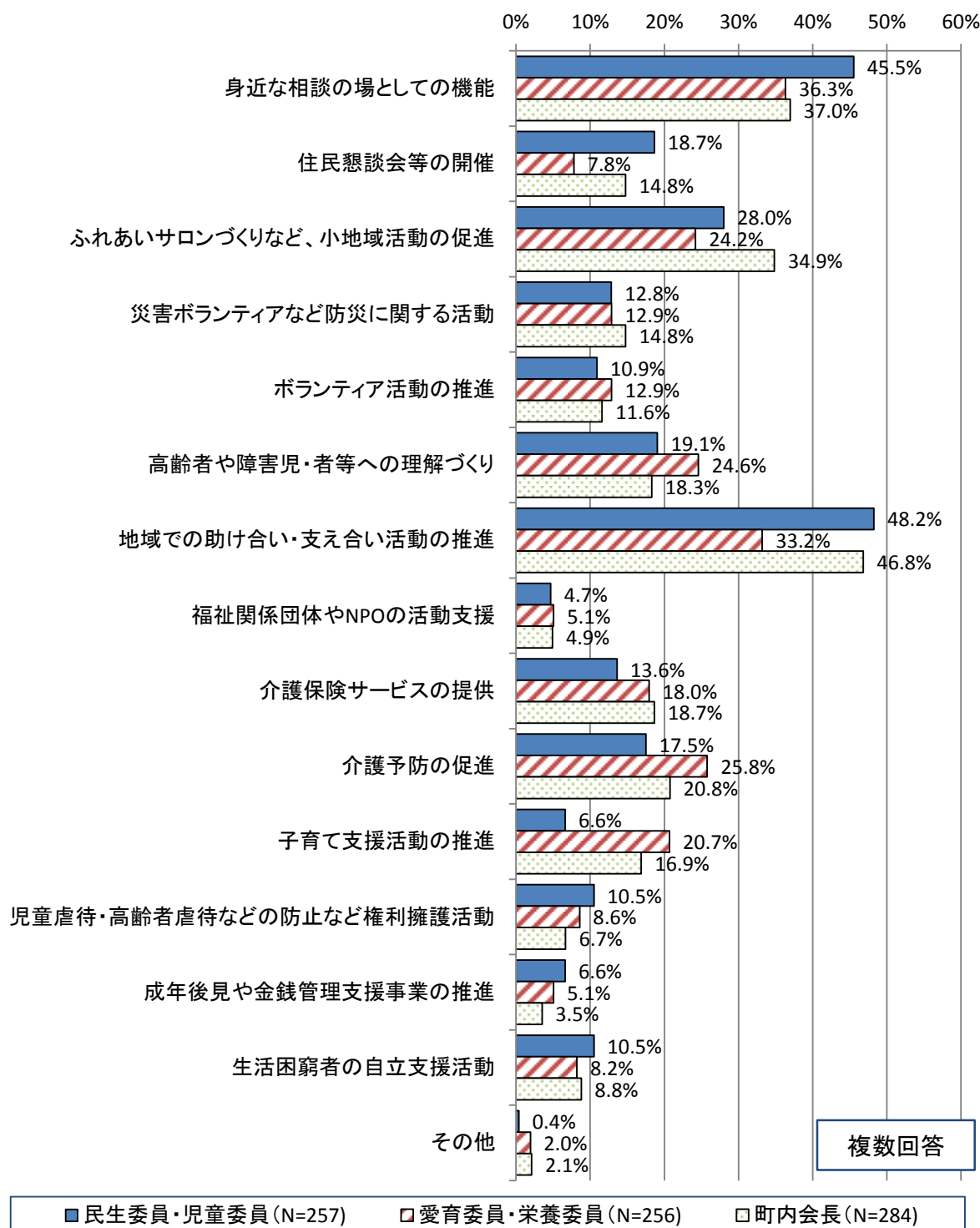
【民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、町内会長アンケート】

社会福祉協議会の認知度について、「名前も、活動内容も知っている」で「民生委員・児童委員」が最も多く 49.4%となっています。

また、「名前は知っているが、活動内容は知らない」で「愛育委員・栄養委員」が最も多く 27.0%となっていることから、愛育委員・栄養委員に対しても社会福祉協議会の活動内容を周知する必要があります。



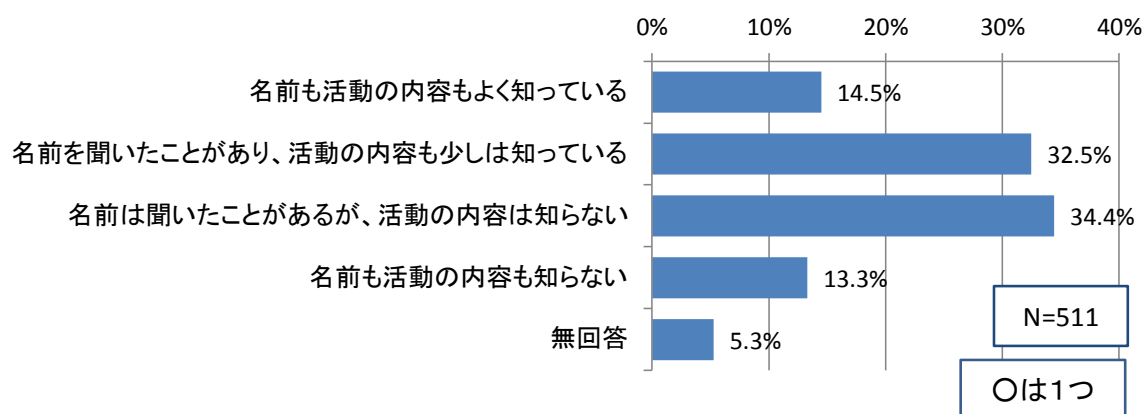
今後、社会福祉協議会が優先して取り組むべき活動内容について、「民生委員・児童委員」「町内会長」で「地域での助け合い・支え合い活動の推進」が最も多く、「民生委員・児童委員」で48.2%、「町内会長」で46.8%となっています。また、「愛育委員・栄養委員」では「身近な相談の場としての機能」が最も多く36.3%となっています。



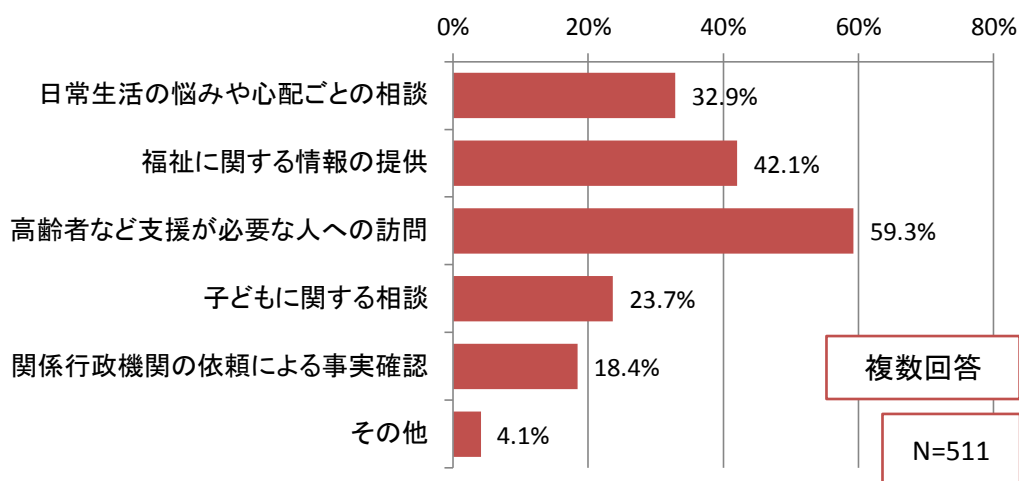
8. 民生委員・児童委員

【市民アンケート】

民生委員・児童委員の認知度について、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容は知らない」が最も多く 34.4%となっています。その次に、「名前を聞いたことがあり、活動の内容も少しは知っている」が 32.5%、「名前も活動の内容もよく知っている」が 14.5%と続いています。

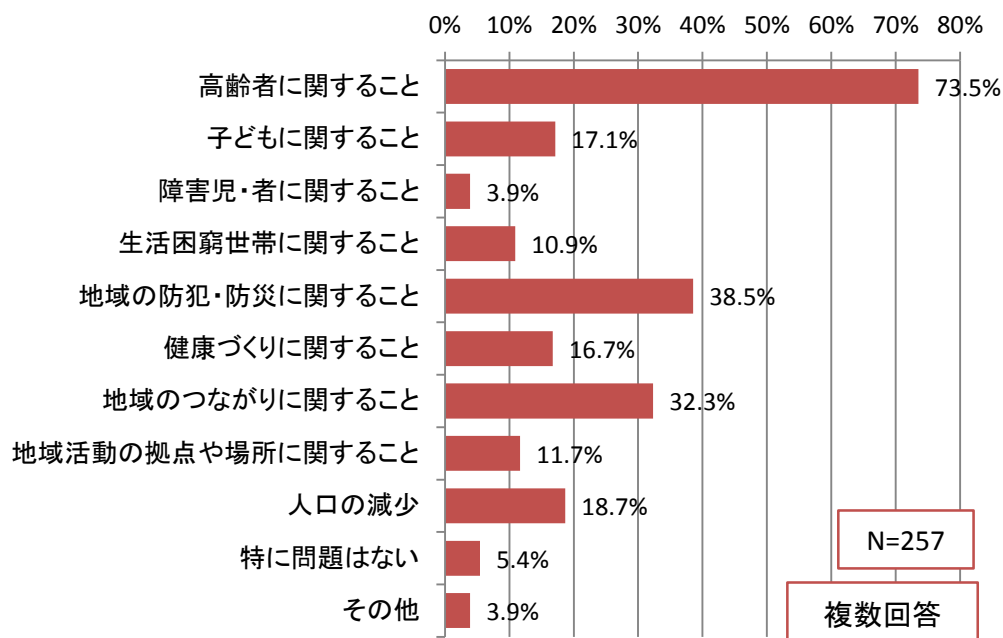


民生委員・児童委員に対して期待することについて、「高齢者など支援が必要な人への訪問」が最も多く 59.3%となっています。その次に、「福祉に関する情報の提供」が 42.1%、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が 32.9%と続いています。

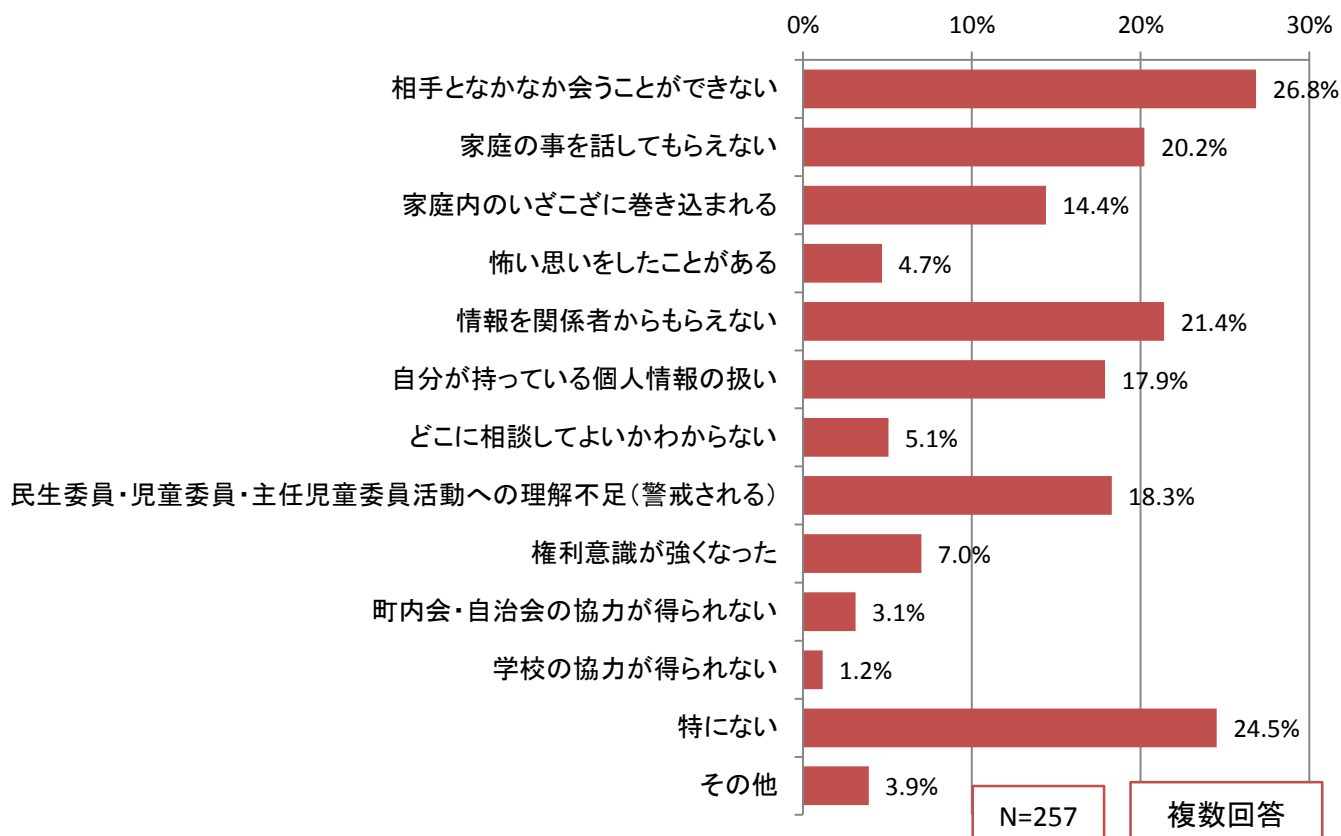


【民生委員・児童委員アンケート】

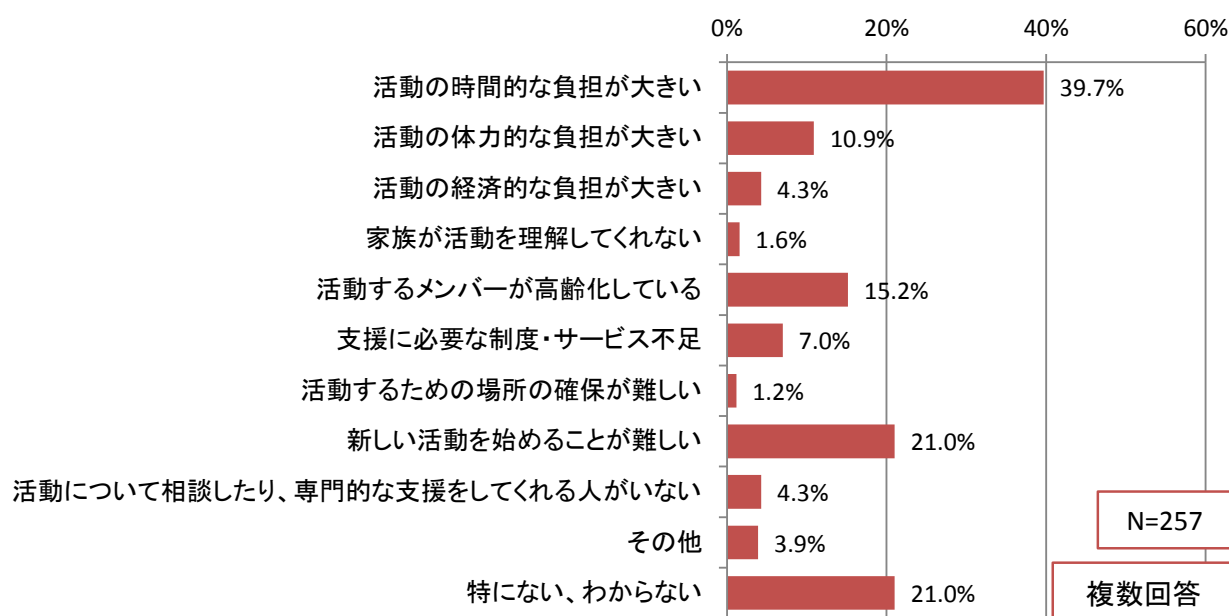
担当地区において問題・課題となっていることについて、「高齢者に関すること」が最も多く 73.5% となっています。その次に、「地域の防犯・防災に関すること」が 38.5%、「地域のつながりに関すること」が 32.3%と続いています。



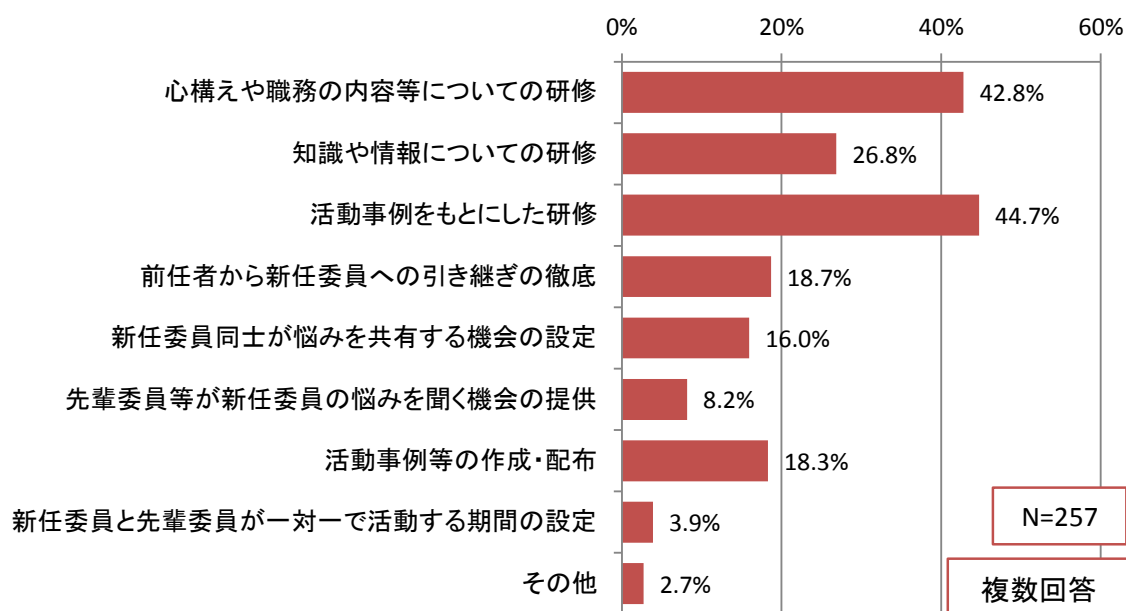
日頃の活動の中で大変だと感じることについて、「相手となかなか会うことができない」が最も多く 26.8%となっています。その次に、「特にない」が 24.5%、「情報を関係者からもらえない」が 21.4%と続いています。



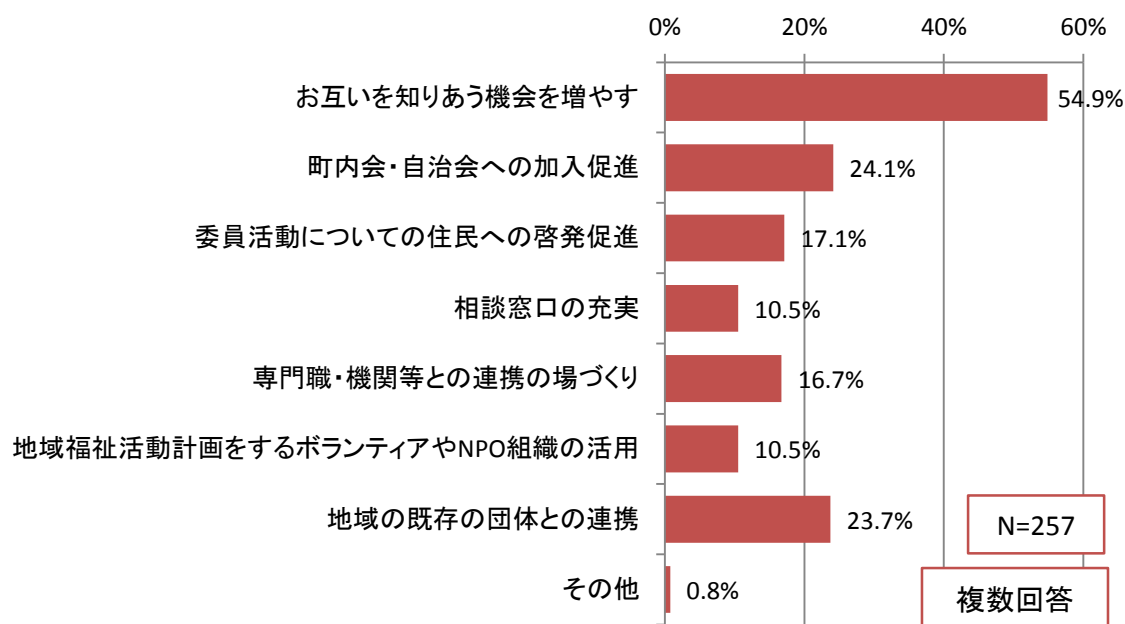
活動する上で困っていることについて、「活動の時間的な負担が大きい」が最も多く 39.7%となっています。その次に、「新しいことを始めることが難しい」「特にない、わからない」が 21.0%と続いています。



人材育成のための取り組みについて、「活動事例をもとにした研修」が最も多く 44.7%となっています。その次に、「心構えや職務の内容等についての研修」が 42.8%、「知識や情報についての研修」が 26.8%と続いています。



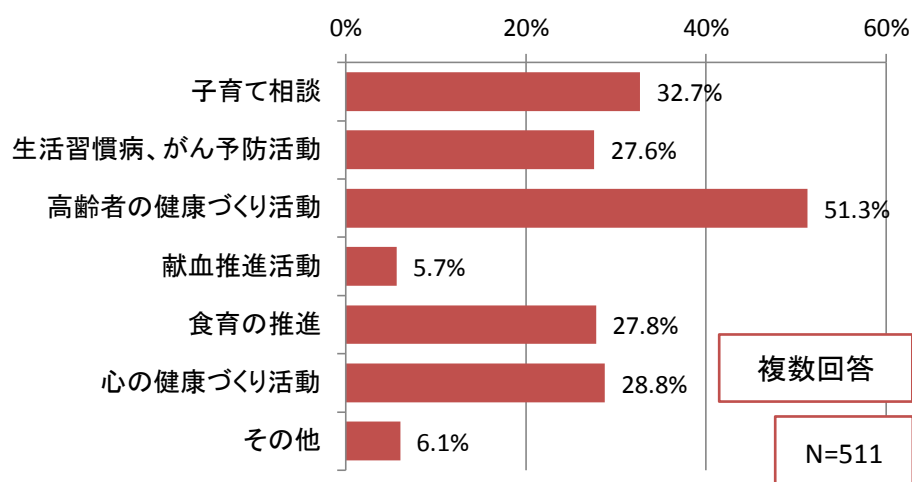
地域における助け合いの機能向上につながる取り組みについて、「お互いを知りあう機会を増やす」が最も多く 54.9%となっています。その次に、「町内会・自治会への加入促進」が 24.1%、「地域の既存の団体との連携」が 23.7%と続いています。



9. 愛育委員・栄養委員

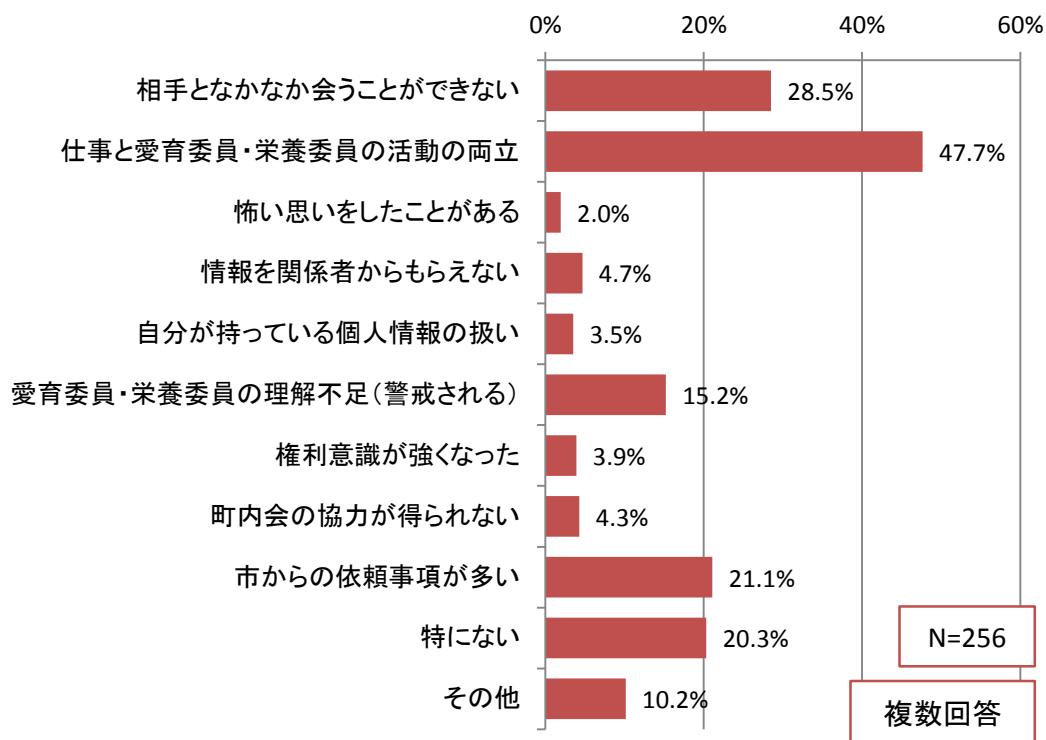
【市民アンケート】

愛育委員・栄養委員に対して期待することについて、「高齢者の健康づくり活動」が最も多く 51.3%となっています。その次に、「子育て相談」が 32.7%、「心の健康づくり活動」が 28.8%と続いています。

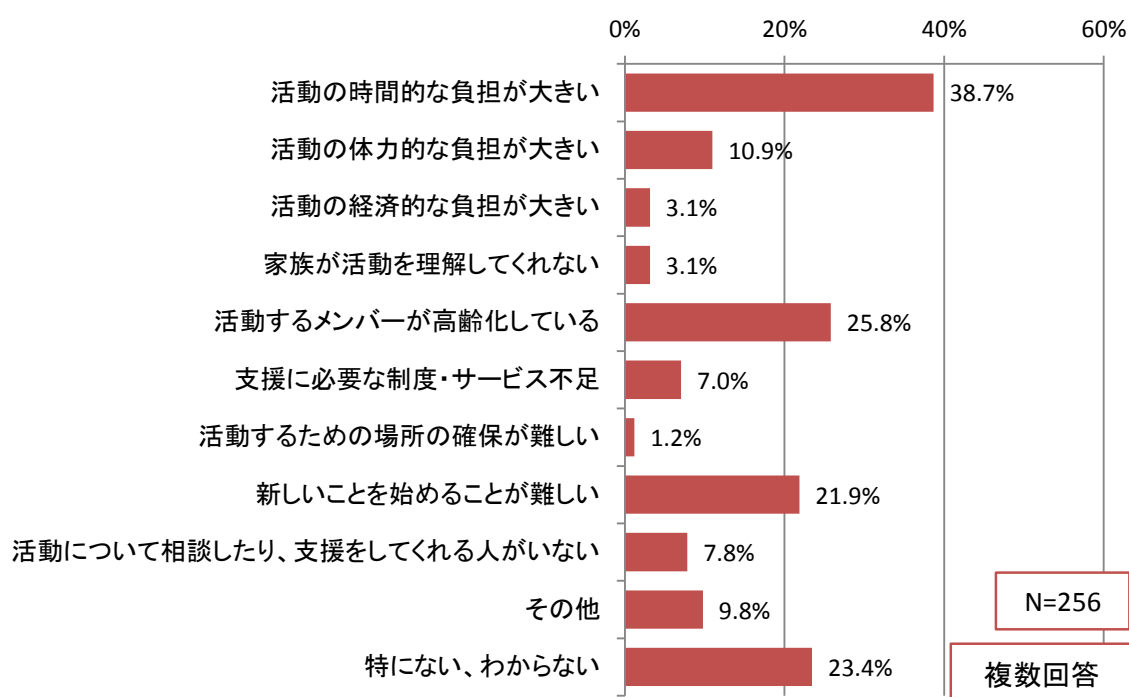


【愛育委員・栄養委員アンケート】

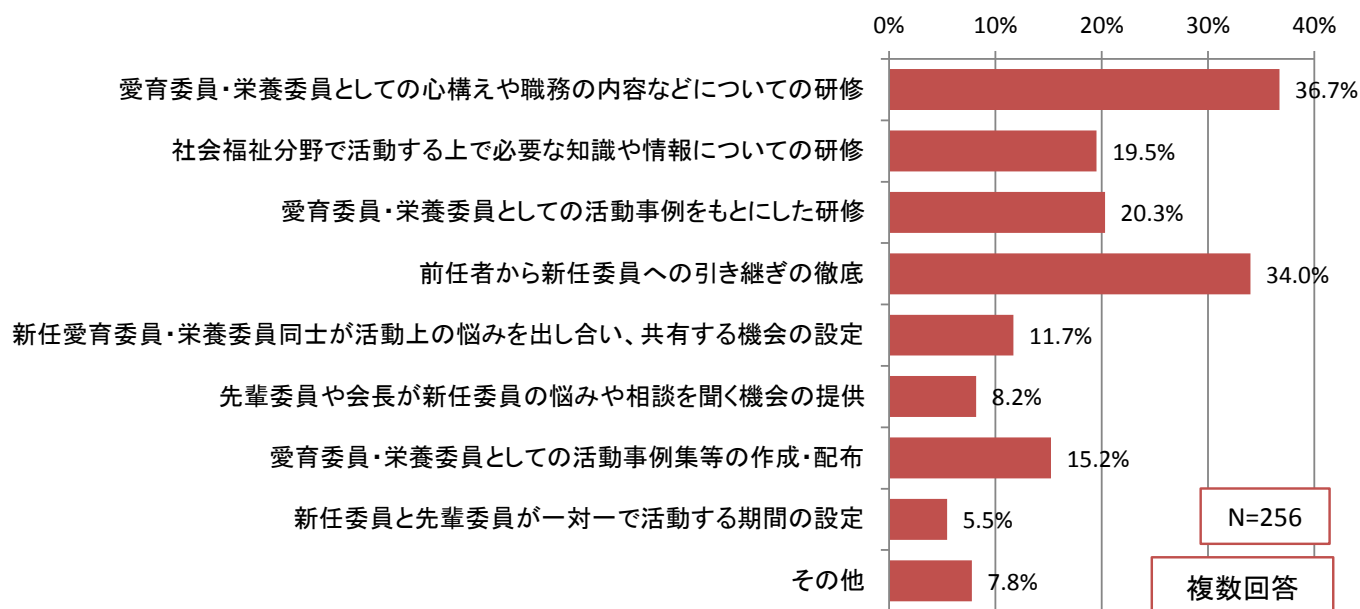
日頃の活動で大変だと感じることについて、「仕事と愛育委員・栄養委員の活動の両立」が最も多く 47.7%となっています。その次に、「相手となかなか会うことができない」が 28.5%、「市からの依頼事項が多い」が 21.1%と続いています。



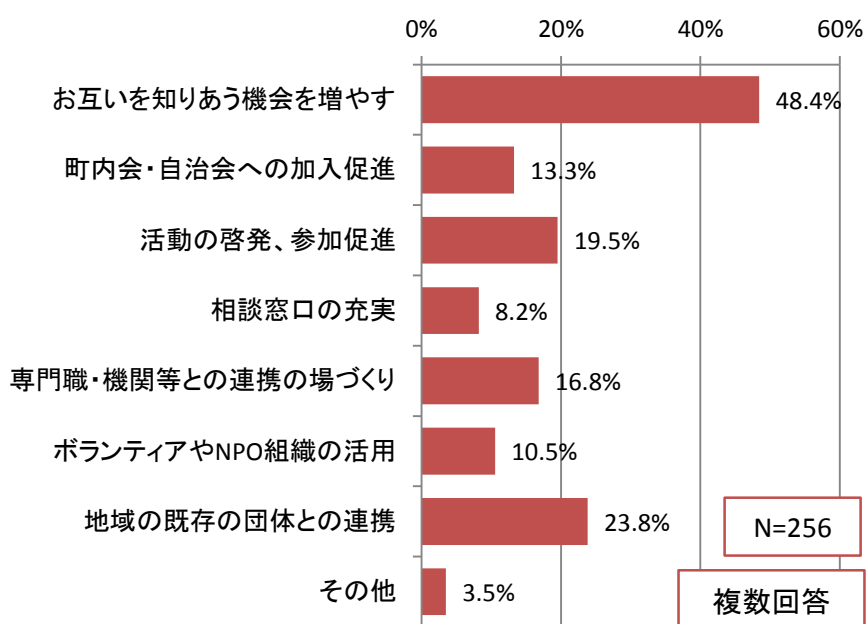
活動をする上で困っていることについて、「活動の時間的な負担が大きい」が 38.7%となっています。その次に、「活動するメンバーが高齢化している」が 25.8%、「特にない、わからない」が 23.4%と続いています。



人材育成のための取り組みについて、「愛育委員・栄養委員としての心構えや職務の内容などについての研修」が最も多く 36.7%となっています。その次に、「前任者から新任委員への引き継ぎの徹底」が 34.0%、「愛育委員・栄養委員としての活動事例をもとにした研修」が 20.3%と続いています。



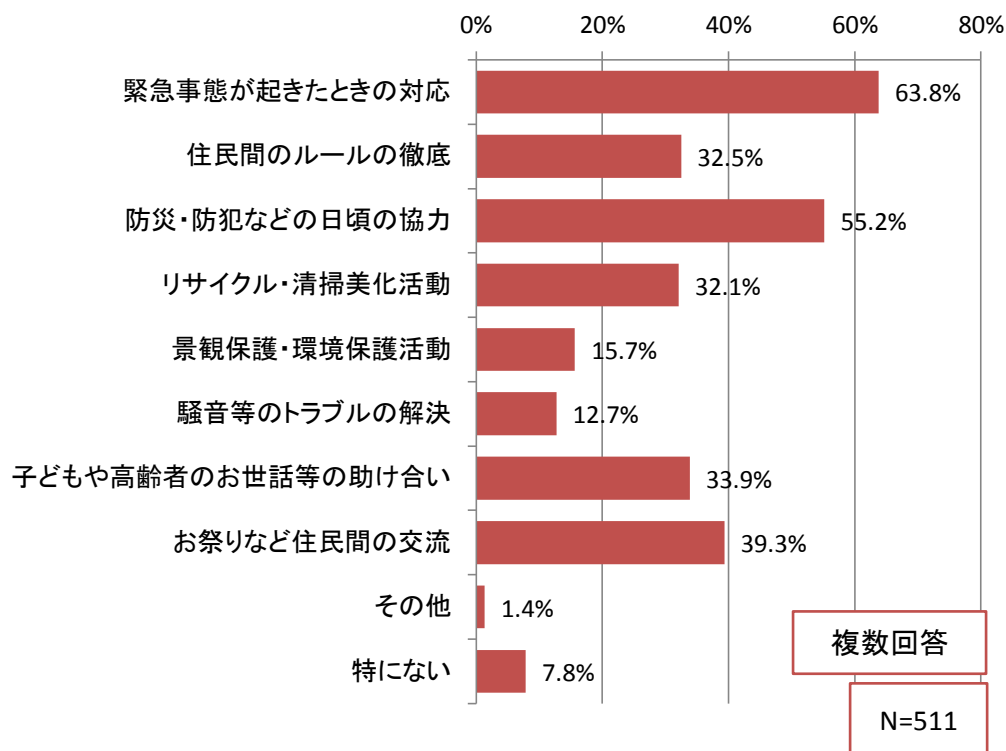
地域における助け合いの機能向上につながる取り組みについて、「お互いを知りあう機会を増やす」が最も多く 48.4%となっています。その次に、「地域の既存の団体との連携」が 23.8%、「活動の啓発、参加促進」が 19.5%と続いています。



10. 町内会

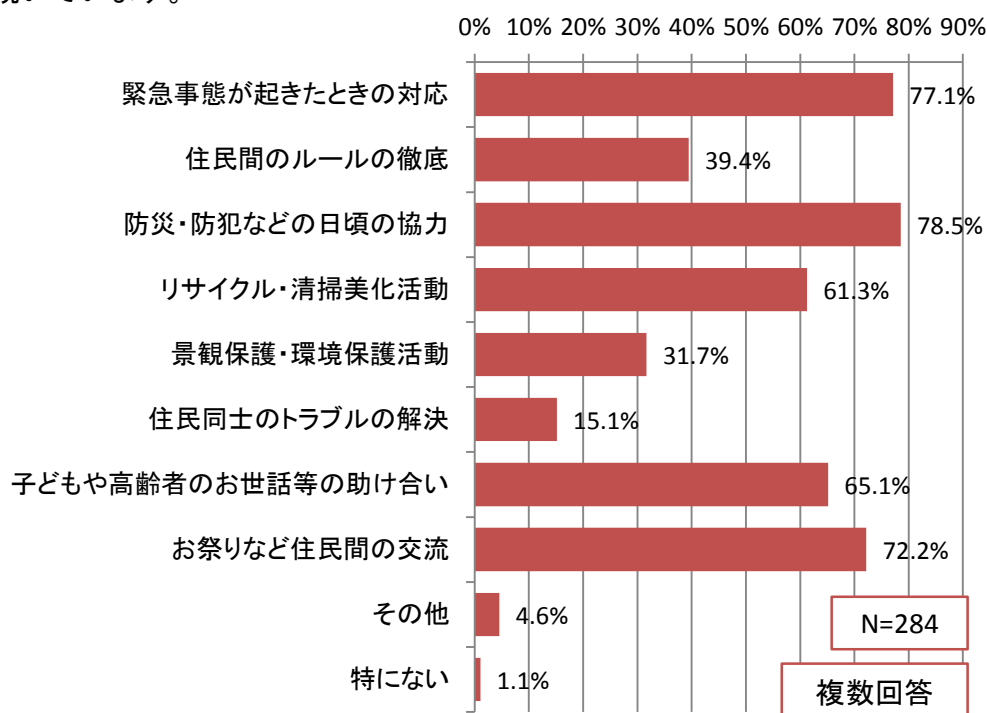
【市民アンケート】

町内会の役割に対して期待することについて、「緊急事態が起きたときの対応」が最も多く 63.8% となっています。その次に、「防災・防犯などの日頃の協力」が 55.2%、「お祭りなど住民間の交流」が 39.3%と続いています。

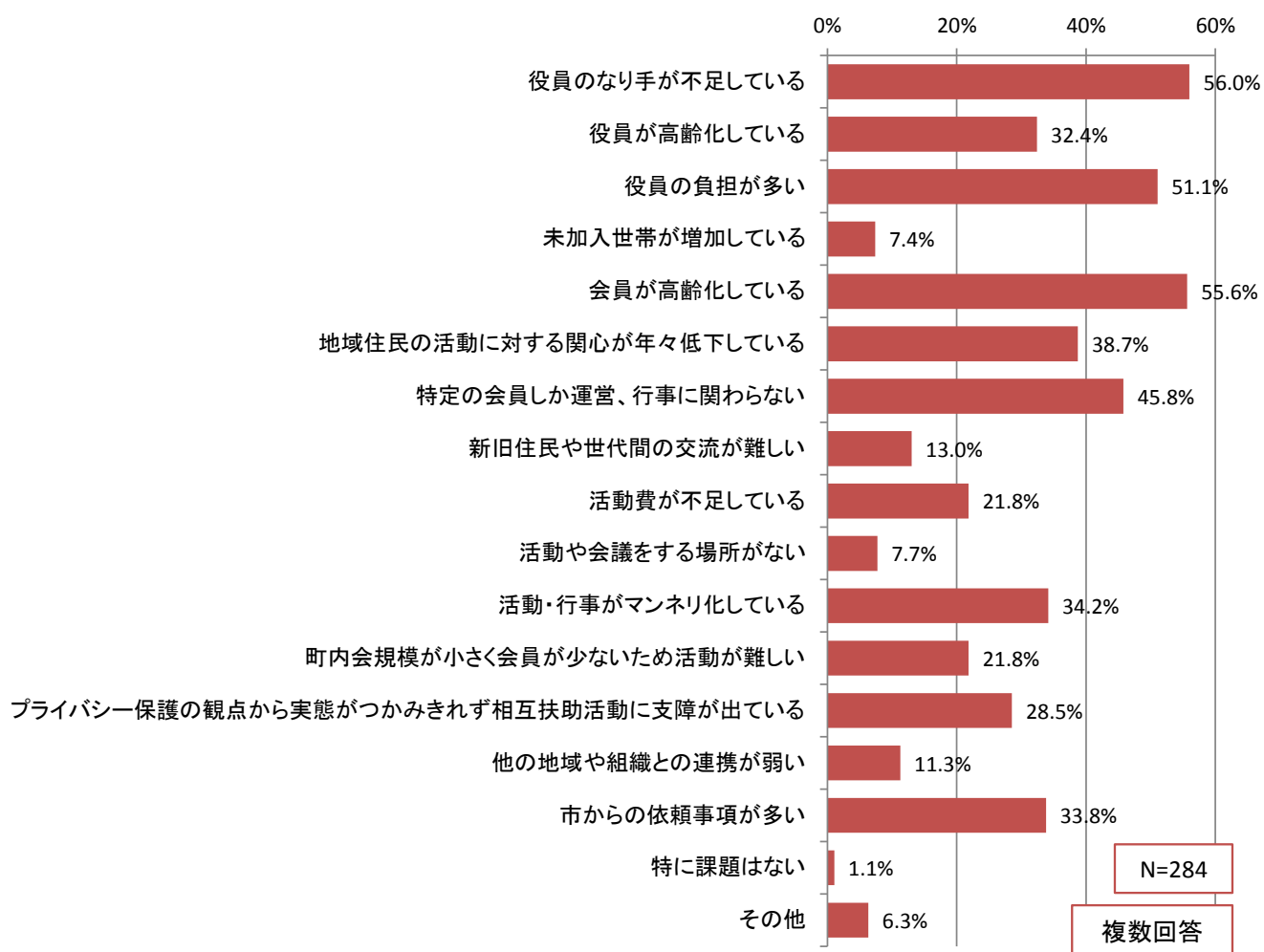


【町内会長アンケート】

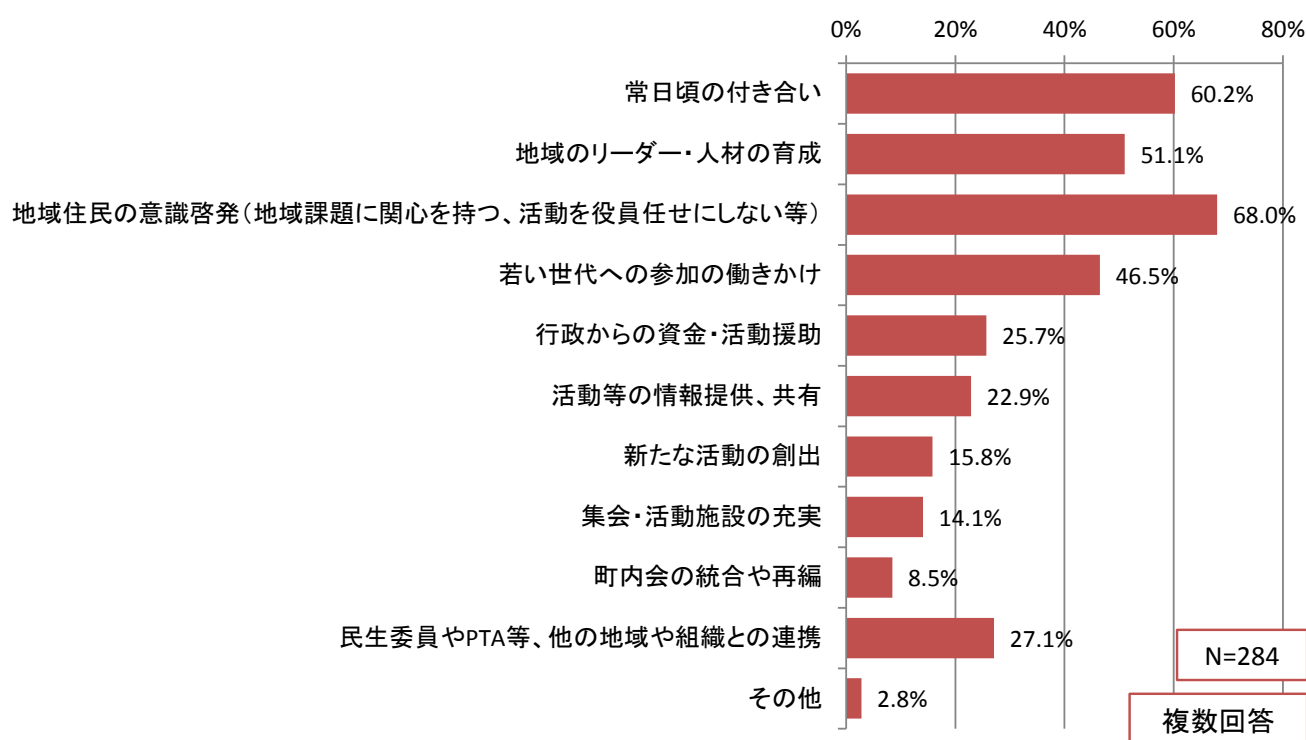
町内会活動で特に重要な活動内容について、「防災・防犯などの日頃の協力」が最も多く 78.5% となっています。その次に、「緊急事態が起きたときの対応」が 77.1%、「お祭りなど住民間の交流」が 72.2%と続いています。



町内会活動を行っていく上で課題となっていることについて、「役員のなり手が不足している」が最も多く 56.0%となっています。その次に、「会員が高齢化している」が 55.6%、「役員の負担が多い」が 51.1%と続いています。



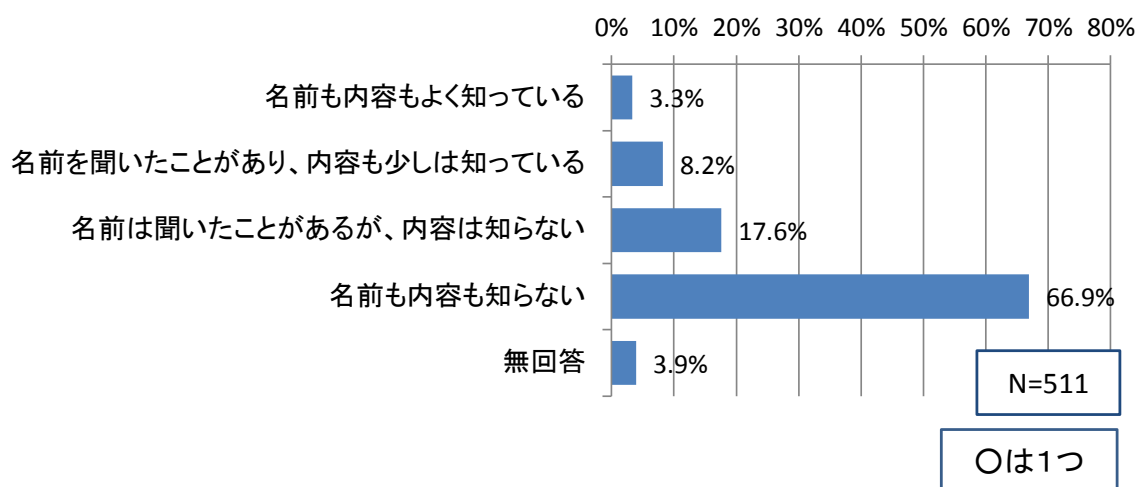
課題を解決するための必要なことについて、「地域住民の意識啓発（地域課題に関心を持つ、活動を役員任せにしない等）」が最も多く 68.0%となっています。その次に、「常日頃の付き合い」が 60.2%、「地域のリーダー・人材の育成」が 51.1%と続いています。



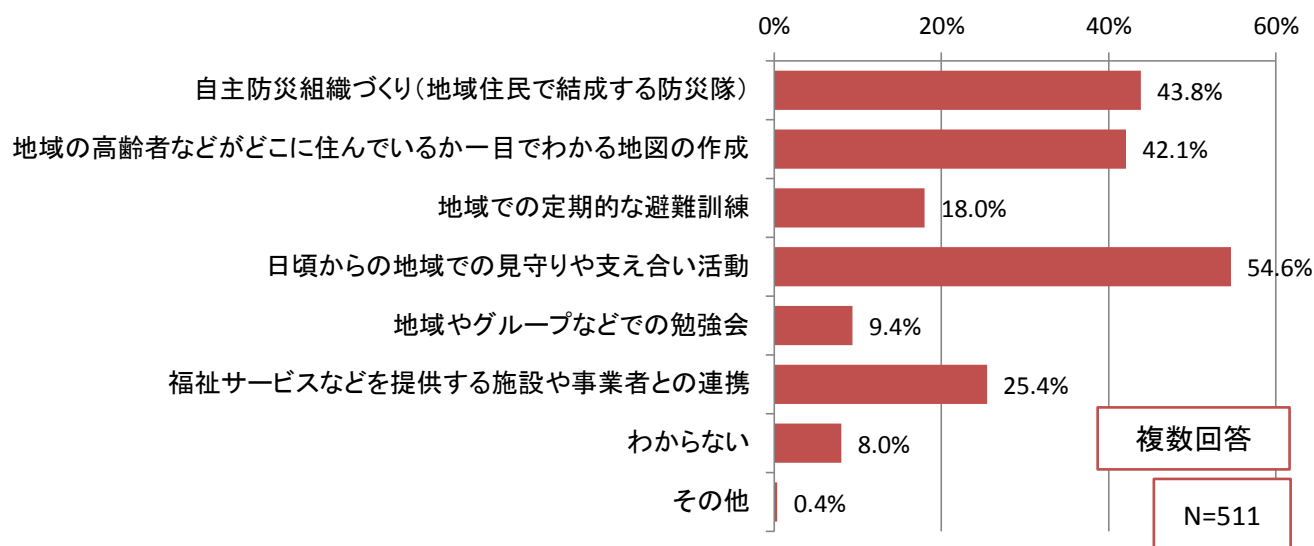
1 1. 災害時の対応

【市民アンケート】

災害時に、自力で避難することが困難な人（災害時要援護者）を地域全体で支援するための災害時要援護者台帳の認知度について、「名前も内容も知らない」が最も多く 66.9%となっています。その次に、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 17.6%、「名前を聞いたことがあり、内容も少しは知っている」が 8.2%と続いています。



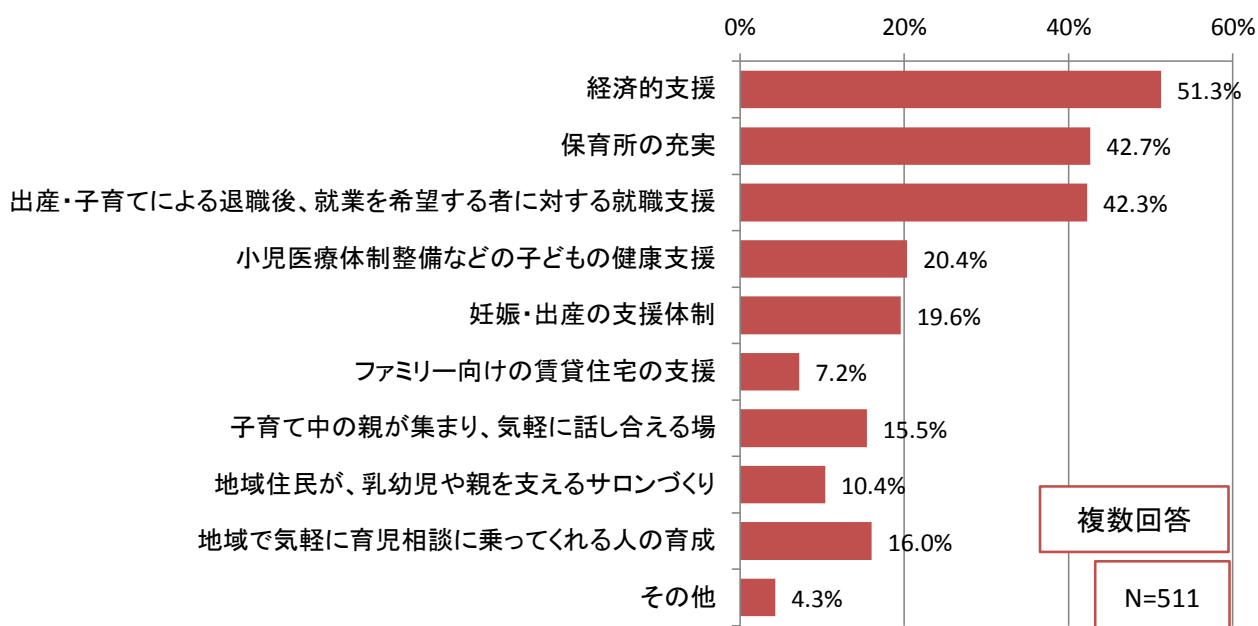
災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なことについて、「日頃からの地域での見守りや支え合い活動」が最も多く 54.6%となっています。その次に、「自主防災組織づくり（地域住民で結成する防災隊）」が 43.8%、「地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかる地図の作成」が 42.1%と続いています。



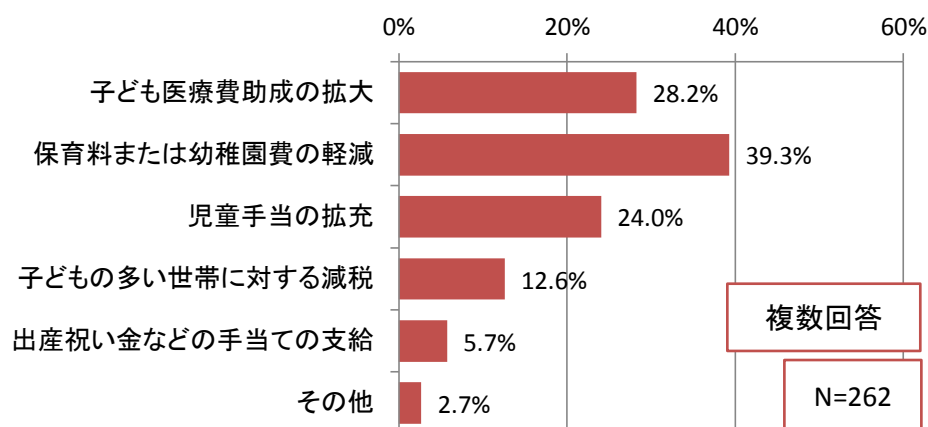
12. 地域福祉に関する取り組み

【市民アンケート】

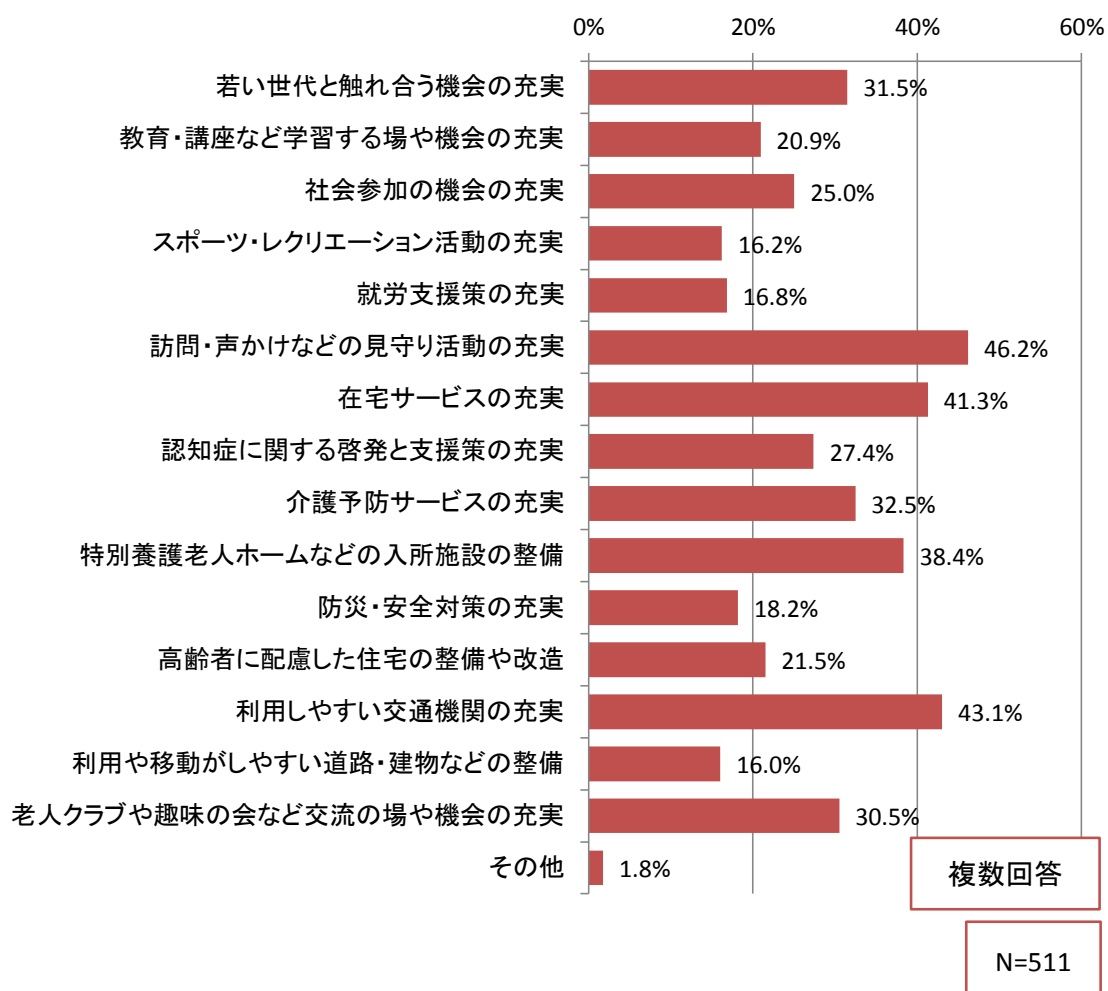
少子化対策、子育て支援対策として重要なものについて、「経済的支援」が最も多く 51.3%となっています。その次に、「保育所の充実」が 42.7%、「出産・子育てによる退職後、就業を希望する者に対する就職支援」が 42.3%と続いています。



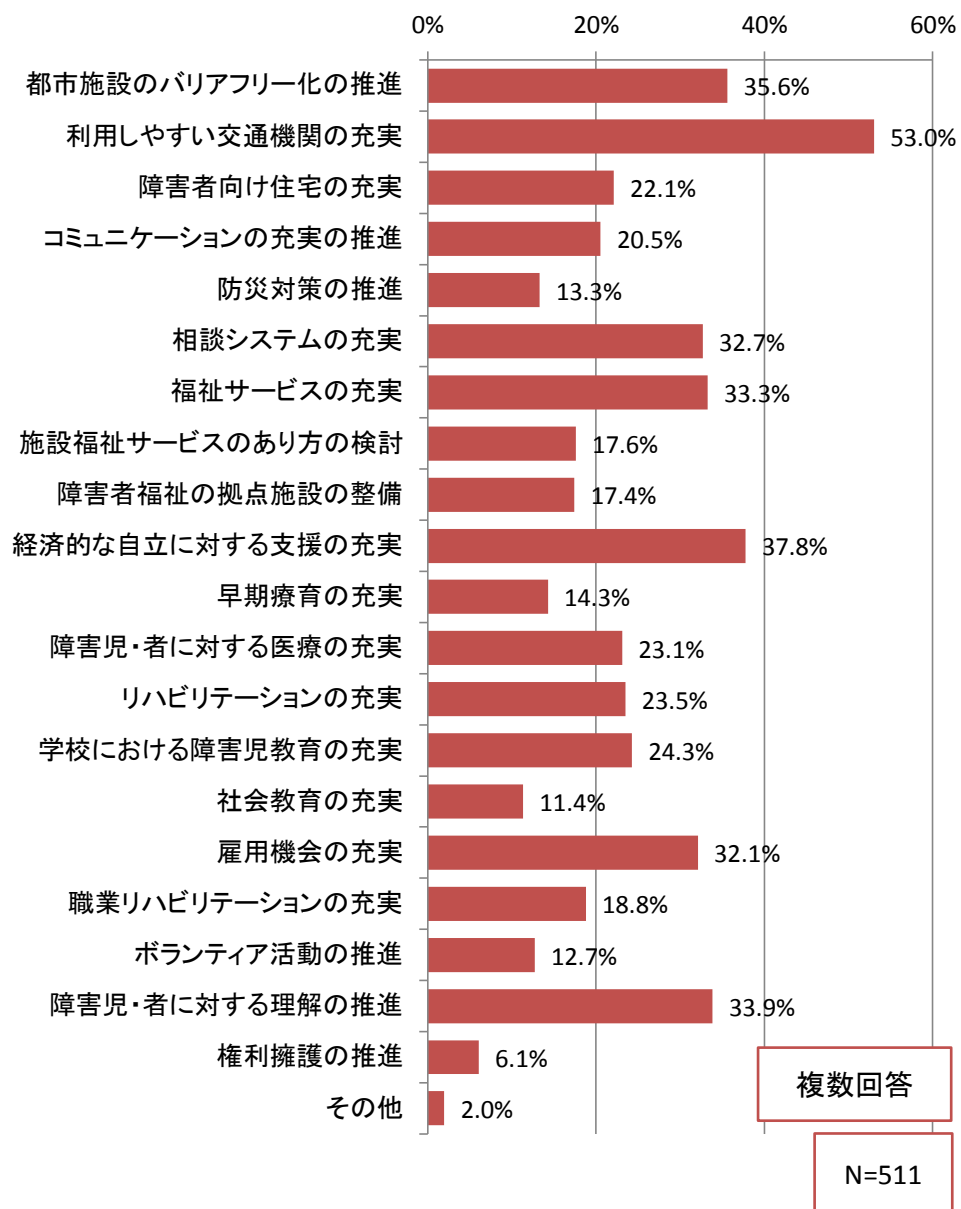
少子化対策、子育て支援対策で望ましい経済的支援について、「保育料または幼稚園費の軽減」が最も多く 39.3%となっています。その次に、「子ども医療費助成の拡大」が 28.2%、「児童手当の拡充」が 24.0%と続いています。



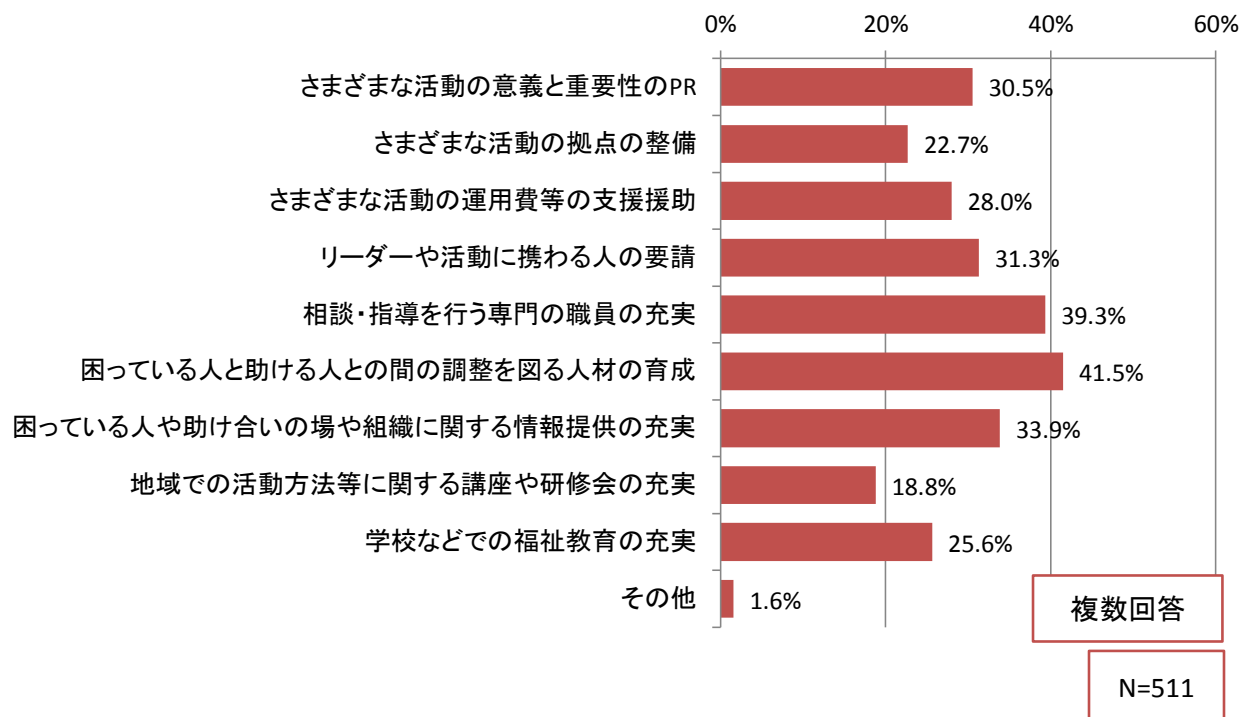
高齢者が安心して暮らしていくための重要な取り組みについて、「訪問・声かけなどの見守り活動の充実」が最も多く 46.2%となっています。その次に、「利用しやすい交通機関の充実」が 43.1%、「在宅サービスの充実」が 41.3%と続いています。



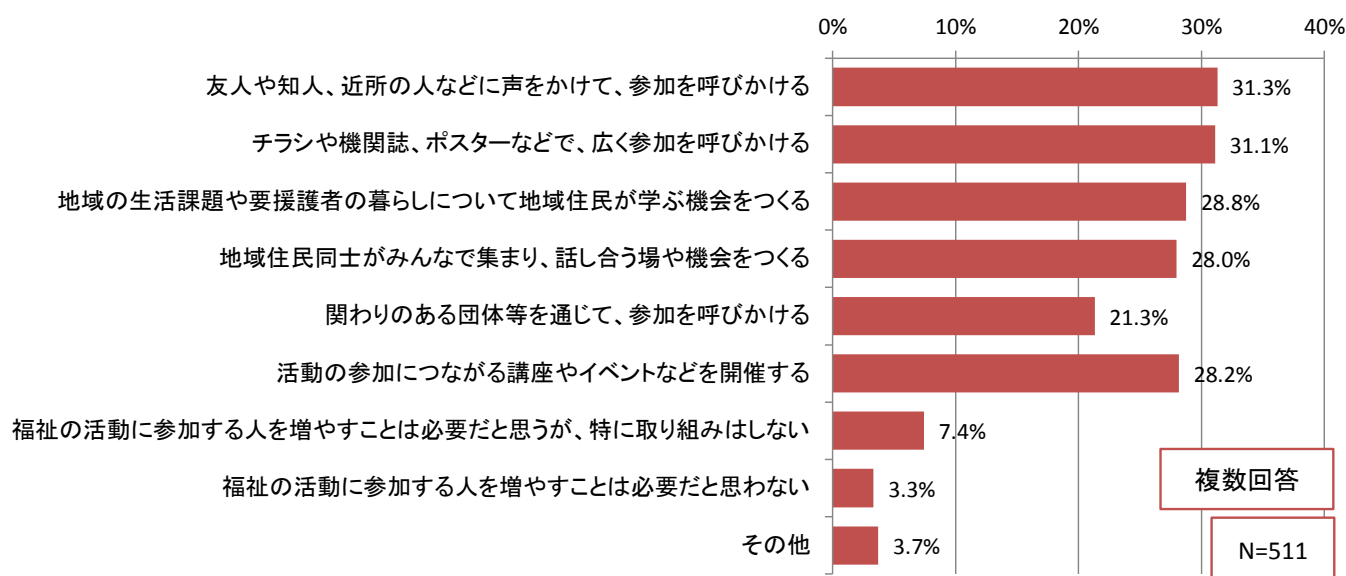
障害のある人が安心して暮らしていくための重要な取り組みとして、「利用しやすい交通機関の充実」が最も多く 53.0%となっています。その次に、「経済的な自立に対する支援の充実」が 37.8%、「都市施設のバリアフリー化の推進」が 35.6%となっています。



地域福祉を推進していくための重要な取り組みについて、「困っている人と助ける人との間の調整を図る人材の育成」が最も多く 41.5%となっています。その次に、「相談・指導を行う専門の職員の充実」が 39.3%、「困っている人や助け合いの場や組織に関する情報提供の充実」が 33.9%と続いています。

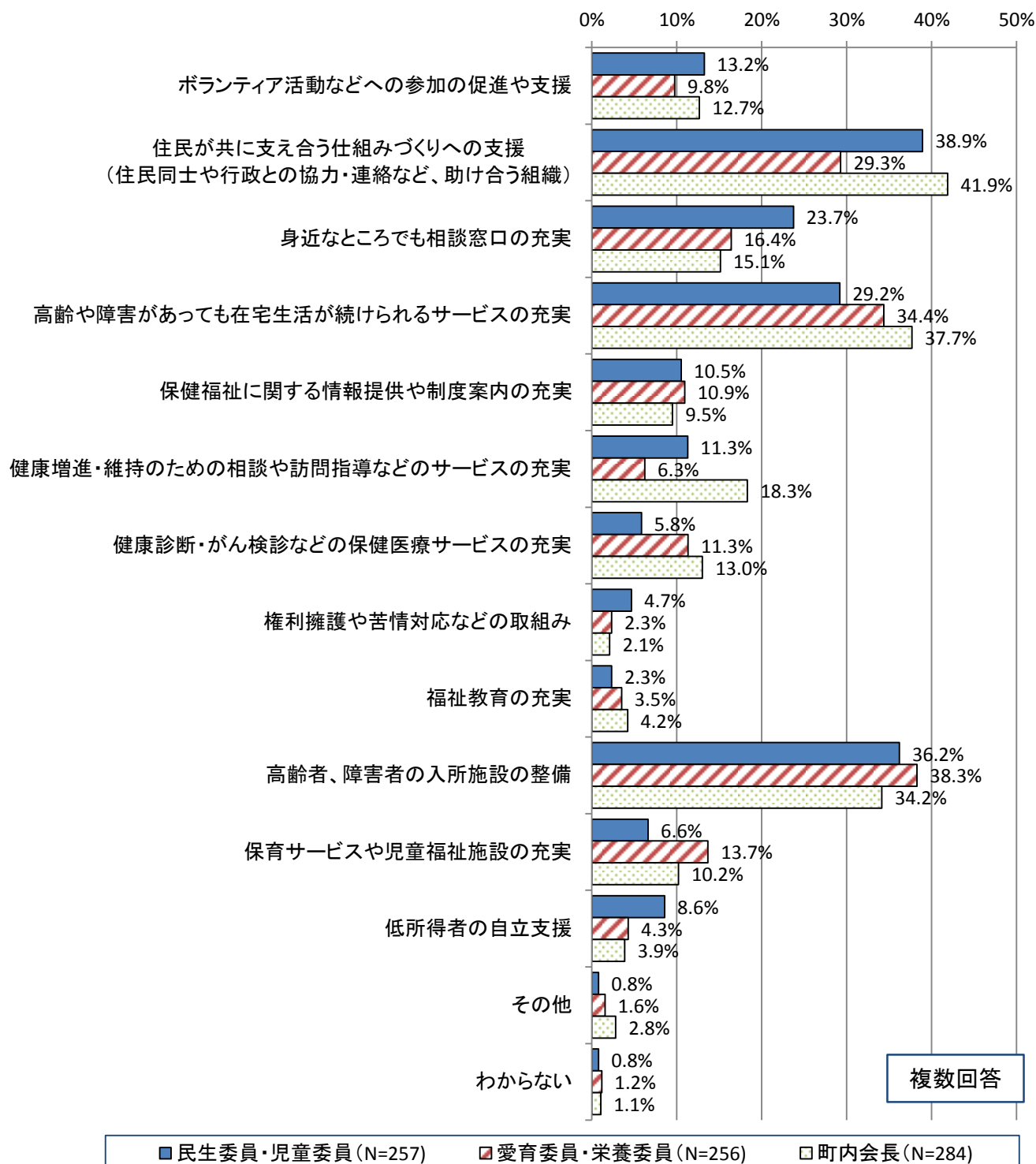


地域において福祉の活動をする人を増やすための取り組みについて、「友人や知人、近所の人などに声をかけて、参加を呼びかける」が最も多く 31.3%となっています。その次に、「チラシや機関誌、ポスターなどで、広く参加を呼びかける」が 31.1%、「地域の生活課題や要援護者の暮らしについて地域住民が学ぶ機会をつくる」が 28.8%と続いています。



【民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、町内会長アンケート】

市が優先して取り組むべき施策について、「民生委員・児童委員」「町内会長」で「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」が最も多く、「民生委員・児童委員」で38.9%、「町内会長」で41.9%となっています。また、「愛育委員・栄養委員」では「高齢者、障害者の入所施設の整備」が最も多く38.3%となっています。



アンケート調査結果から見た地域の特性（まとめ）

本市の人口は、平成 22 年に実施された国勢調査では 106,788 人となっており、前回の平成 17 年の調査と比較して 3,781 人の減少となっています。また、年齢別割合の推移をみると、65 歳以上の高齢者が年々増加傾向にあります。それに伴い、要支援・要介護認定者の増加、高齢単身世帯数・高齢夫婦世帯数も増加傾向にあります。

今後、この傾向が更に進むと予測され、子育て支援や定住促進など少子・高齢化と人口減少社会への対策が急務となっています。

市民アンケート結果をみると、「近所づきあいがある」が約 7 割、「地域内の行事や町内会活動に参加している」が約 6 割、「地域の住民が安心して暮らせるために自分ができること」で「見守り、声かけ活動」が約 5 割などとなっており、地域とのつながりがあまりない人も参加できる地域づくりが更に必要となってきます。

日常生活で困っていることについて、「自分や家族の健康や老後のこと」で困っている人が多く、その方に対する相談窓口の充実が必要です。

福祉や健康に関する情報の入手先は、「広報つやま」が約 6 割、「新聞」「テレビ・ラジオ」が約 4 割となっていますが、それ以外は 3 割以下となっており、すべての地域に情報を伝える方法について検討する必要があります。特に、「福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報」の周知が必要です。

社会福祉協議会について、「介護用品の貸し出し」「地域包括支援センターでの高齢者に対する各種相談・支援」に対する認識が高いですが、今後は「地域での助け合い・支え合い活動の推進」「身近な相談の場としての機能」を充実させることが重要となってきます。

地域福祉に関する取り組みとして、少子化・子育て対策には「経済的支援」、高齢者対策には「訪問・声かけなどの見守り活動の充実」、障害児・者対策には「利用しやすい交通機関の充実」が重要項目として挙げられます。また、地域福祉を推進するためには、「困っている人と助ける人との調整を図る人材の育成」が必要不可欠となってきます。住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援が優先課題です。

第3節 ヒアリング調査結果から見た地域の課題

地域の福祉・子育て・防災に関わる関係団体・市民ボランティアなどから多様な意見を聴取するため、ヒアリング調査を実施しました。

活発な意見交換ができることや発言力の弱い人も意見が言えるように、合意形成型の会議とし、「地域（自分たち）で解決できる（できそうな）こと」や「地域（自分たち）で解決できない場合はどうすれば解決できるのか」など、福祉課題の解決策を検討しました。

第1回	
分野	障害児・者関係
テーマ	突発的なことで保護者が送迎できないときの移動支援について

【課題】

- ・ 家族以外の支援者がいない
- ・ 同行者が、本人の状況を知っておかないといけない
- ・ 慣れていない人に送迎を頼めない、本人が安心できる人が一緒に行動しないと不安定になる
- ・ 要請の内容によって、他のサービス機関を紹介したいが、情報がわからない
- ・ 誰にも頼る人がいなくて、どこに相談、頼めばいいかわからない
- ・ 移動中の事故があった時、誰が補償するのか（保険関係）
- ・ 人に頼みたいけどリクライニングの車イスが乗れる車がない
- ・ 対象者の安全の確保
- ・ 金銭面
- ・ 自分の地域の民生委員を知らない
- ・ 簡単に引き受けてくれる人がいない

【解決策】

①地域への啓発

- ・ 障害児・者のことを伝える人が地区にいて町内の総会などで伝えたり、町内イベントを利用する
- ・ 町内会などで身近なボランティアの育成をする
- ・ 隣近所とのコミュニケーションづくり
- ・ 日頃からの近所付き合い、お互いさまの気持ちを培う気風をつくる
- ・ 地域や職場の障害に対する理解を深める
- ・ 小地域ケア会議で啓発していく
- ・ 福祉従事者が研鑽し、住民の方に周知していく
- ・ 町内会の役員会に民生委員の参加を求め、町内の福祉・生活問題はないか気配りをする

②ネットワークづくり、仕組みづくり

- ・ 民生委員、愛育委員と同様にヘルパー委員のような委員をつくる
- ・ 地域に困った時に電話できる窓口を置く
- ・ バス会社、タクシー会社と連携し、福祉サービスを受けるシステムをつくる
- ・ 送迎のシステムづくり、送迎ボランティア・アルバイトをつくる
- ・ 困った人とそれを助ける人をつなげるコーディネーターが必要
- ・ ヘルパーの車に乗せてもらえるように（保険や責任の確保を行う）
- ・ 市内の福祉施設に協力してもらい、緊急時に移動支援してもらう
- ・ 送迎を実施している福祉事業所の車両を利用する
- ・ 親族が運転できて車イスでスムーズに乗れる貸し出し用自動車があれば各地域に配車しておく
- ・ 福祉事務所担当係に連絡をすればタクシーを配車してもらえる仕組みがあればよい

③情報の共有化

- ・ 支援してもらう時に必要な情報をまとめておく（カードなどで）
- ・ 情報をもらえる場所があればいい
- ・ 回覧板で情報コーナーをつくる
- ・ 行政や福祉協議会が福祉座談会を開いて地域の課題・情報を提供しておく



第2回	
分野	高齢者関係
テーマ	孤立化する高齢者が地域行事等に参加できる環境づくりについて

【課題】

- ・声をかけてくれる人がいない
- ・近隣住民による日常的な見守りや声かけができていない
- ・集まる場所が遠い、参加への足の確保の問題（移動手段）
- ・気軽に足を運べるような場が少ない
- ・一人住まいの高齢者が参加しにくい
- ・介助してくれる人がいない、足が悪い等の理由で外出しづらい
- ・案内等が少ない、情報がない、活動に参加するきっかけを知らない
- ・おもしろい行事がない
- ・男性の参加が少ない
- ・認知症等に対する無理解や無関心、病気を持っていて周りの人が受け入れてくれない
- ・元気な人ばかりの中に入りにくい
- ・一人で行きたくない、顔なじみの人がいないと参加しづらい、友人がいない
- ・出かけるのではなく、家に来てほしいという思いがある
- ・家を留守にできない、介護しなければならないため出かけられない
- ・緊急時に頼れる人がいない
- ・役割がない
- ・若い人が都会に出てしまい、活力がなくなった
- ・民生委員が訪問しないから、話し相手が解らない
- ・悪徳商法にひっかかりやすい
- ・近所関係を作り出すきっかけがない
- ・家族のいるところには支援が入れない
- ・孤立したことに気づかない



【解決策】

①近所づきあい（見守り、声かけ）

- ・ 隣近所の人達が互いに声をかける、向こう三軒両隣で気につけ合う
- ・ 毎朝の新聞配達時に必ず声をかけ、安否を確かめる
- ・ ゴミの日等に一人暮らしの人を気につける
- ・ 小さい近所で声かけをだれにするか決めておく
- ・ 趣味を活用して声をかける
- ・ 学生や若者の訪問活動
- ・ 定期的な見守りシステムづくり、市民を守る（企業、警察、配食、学校、商店、民生委員・愛育委員、老人クラブ）
- ・ 市の委託でシルバー見守り隊をつくる（シルバーが見守る）（事業所にまかせる）
- ・ 地域で見守りチーム（5～10人）を作り、お互い声をかけあう
- ・ 少しの異変に連絡・通報の力をつける
- ・ 地域で問題を話し合う場をつくる

②地域行事の内容

- ・ 愛育委員・栄養委員が老人の方を食事に案内する
- ・ こけない体操等、集まる人達に心配り
- ・ 趣味の楽しさを味わう、男性の料理教室実践、絵手紙を書く、自慢の料理を作ってもらう
- ・ 高齢者が関心を持てる内容を考慮する
- ・ 役割の発揮できる活動の場をつくる
- ・ 閉じこもり予防で取り組んでいる高齢者のサロン活動
- ・ 町内行事「芋煮会」等食べる事で集める
- ・ ラジオ体操をする
- ・ わかりやすいテーマの行事をつくる

③憩いの場づくり

- ・ 町内の集会所（公民館）の活用、小さな地域での場所づくり
- ・ 隣近所で誘い合う風土づくりにサロン等で話し合う
- ・ 「居場所」をつくる（お茶、コーヒーなど）
- ・ 公会堂や有志の部屋を「集まる居場所」として開放する
- ・ 空き家の活用（集まる場所）

④移動手段

- ・ 運転ボランティアをお願いをする（近所）、地域住民同士で乗り合わせる
- ・ 高齢者同士でタクシーを乗り合いで利用

⑤その他（交流、啓発、人材育成等）

- ・三世代の交流を大切にすることにより、行事に参加しやすくなる
- ・認知症の方やご家族の方に認知症について話していただく
- ・町内に一人でも地域福祉を引っ張っていくリーダーを養成してほしい
- ・もの忘れや認知症相談医（オレンジドクター）をかかりつけ医が担っていけるよう、研修してほしい
- ・才能や技術を持っている人を発掘して、閉じこもりの人が人の役に立てる喜びを感じてもらう
- ・広い年代の交流ができるようにする（お年寄り～子どもまでお互い知り合いになる）
- ・美作大学の学生の協力

第3回	
分野	子育て関係
テーマ	就学前の子どもを持つ親が地域でよりつながるためには

【課題】

- ・気軽に集まれる場所がない、井戸端会議ができなくなっている、話しができる場所があればいい
- ・近くに安全なあそび場がない
- ・保育園に預けられないと家にこもることになる
- ・同年代の子どもが近くにいない、地域に子どもが少ない
- ・仕事と両立が難しい、育児で手一杯
- ・今ある場の中でもグループができてしまって入りづらい
- ・ニュータウンだと近所のつながりがない（顔見知りの関係がない）
- ・世代間交流がない、核家族が多い
- ・地域参加しない（知らない）
- ・保育所が遠い
- ・小児科が遠い
- ・転勤族が多い
- ・子育ての方法がわからない
- ・悩みを相談できる相手がいない
- ・地域の連携が取れにくい
- ・近隣の付き合いがない
- ・仕事が忙しくて、子どもや地域とかかわる時間が少ない

【解決策】

①交流の場づくり

- ・身近な資源 小学校・空き家を活用する
- ・サロンや児童館などをつくる
- ・高齢者向けサロンに参加
- ・地域イベントの実施・充実

- ・子どもを集める場所をつくる
- ・コミュニティの場をつくる
- ・地域行事を増やす、地域の行事等に参加する
- ・地域版親子ひろばの増設
- ・サロン活動をする（母子）
- ・おめでとう訪問の時に親子クラブの宣伝をする、親子クラブの入会をすすめる
- ・親同士のつながり
- ・町内の婦人会に入るようにする
- ・町内会に入る

②地域のつながり、声かけ

- ・愛育委員による声かけ
- ・外から来た人にも積極的に話しかける
- ・子どもが産まれたら町内の人に知らせる
- ・愛育委員として積極的にかかわり、見守る

③その他

- ・栄養委員として料理教室等をして地域に入りやすくする
- ・若い人が帰ってくる環境づくり
- ・育児を配慮した休暇の充実
- ・身近に相談窓口
- ・父親の協力、男性の育児への参加
- ・子どもを生むための環境の整備
- ・妊婦講座をやる

第3回	
分野	防災関係
テーマ	地域で要援護者を含めた防災訓練をするためには

【課題】

- ・災害の意識が低い、災害に対する危機感の不足
- ・事前に要援護者が把握できない、どこに要援護者がいるかわからない
- ・個人情報の開示は、緊急時では間に合わない
- ・要援護者が個人情報の提供を拒否する
- ・要援護者（特に独居高齢者）は、社会との接点が少ない
- ・要援護者は災害発生時、誰に助けを求めればいいのか分からない
- ・高齢の方は情報不足になりがち、携帯などなくネットワーク共有されてない
- ・災害が起きた時にどう動けばいいのか知らない

【解決策】

①要援護者の把握

- ・各団体が協働して台帳を作成する
- ・地域住民用の台帳と、行政用の台帳を使い分ける
- ・要援護者マップを作成する
- ・要援護者と学生のつながり、学生と地域とのつながり
- ・町内会や自治体単位での要援護者支援台帳の共有
- ・同意が得られない人の情報も、正規台帳と別で把握しておく
- ・家族に声かけをしてもらえるように

②災害時・緊急時の対応

- ・危険の知らせ方は、防災無線より戸別訪問
- ・住民主体での避難マップの作成
- ・近隣の人同士の日頃の付き合いが大切だ
- ・災害危険予測マップを作成して、防災意識を高め、避難場所も知らす
- ・緊急医療キットを設置する（命のボタン）
- ・コミュニケーションボードを設置する（聴覚障害）
- ・小地域ケア会議の開催
- ・支え合いマップを作成する
- ・各地域の災害マップの作成
- ・町内をよく知る、危険箇所をみんなで共有する

③防災訓練

- ・小学校で住民も参加して防災訓練をする
- ・年寄りの方など集まりやすい催しをして併せて訓練をする
- ・住民すべての人に役割を与えて訓練をする
- ・地域の行事で過去に起きた災害について知る
- ・各戸に広報紙（チラシ）などで訓練を呼びかける
- ・地区総人数は地区全員が知るようにする
- ・マイク広報を多く整備する
- ・地域行事の参加を呼びかける
- ・身近な訓練から始める
- ・運動会形式で楽しく訓練する
- ・防災訓練の実施や住民多くに知らされ、経験を増やすべき

④その他

- ・ 先進地の視察、被災地の視察
- ・ 学習会をする
- ・ リーダー研修会を行う（支部長、町内会長、分団長）
- ・ 各種団体の責任者が参加、協力し合う
- ・ 次世代のリーダーを育てる
- ・ 要援護者を含めた地域住民の日頃からの防災意識の向上
- ・ 町内会長やリーダーとなる人の日頃からの呼びかけや声かけ
- ・ 事前の対応・見守りが必要

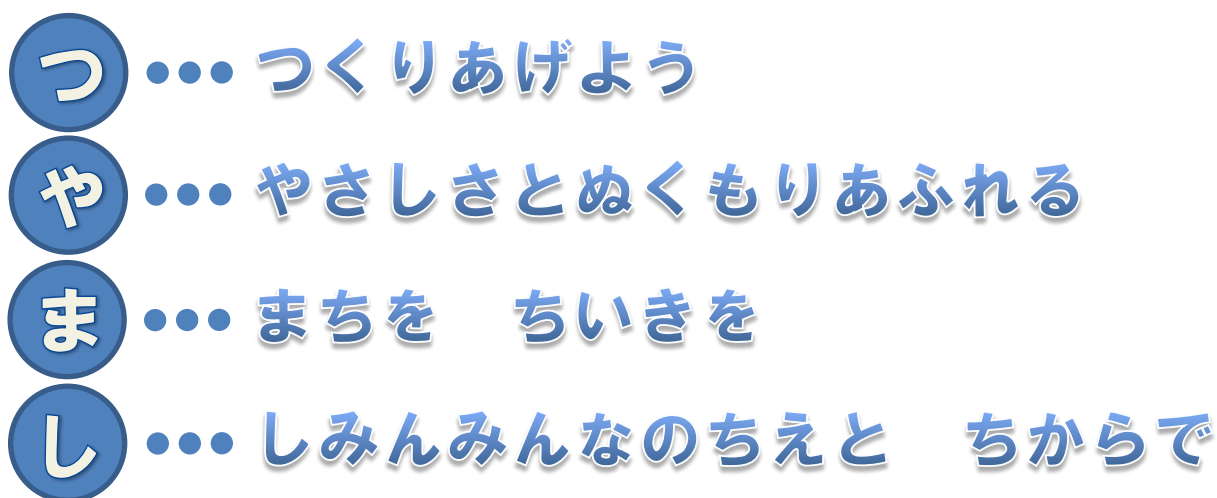


第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市では、第4次総合計画において、めざすまちの目標として「キラめく未来 人と自然が活躍するまち」を掲げています。

この将来像を受けて、本計画では、本市に関わるすべての人が、人権を尊重され、健やかで安心した生活を送れるよう、地域社会の一員として、まちづくりに主体的に参画し、協働して地域福祉を推進していくため、次の基本理念を設けます。



第2節 基本目標

基本理念を実現するため、次の目標を設定します。

1 みんなで支え合うまちづくり

2 安全・安心なまちづくり

3 活力あふれるまちづくり

4 福祉サービスが充実したまちづくり

第3節 施策体系

基本理念

《基本目標1》 みんなで支え合うまちづくり

(1) 地域で支え合う意識の醸成

- 支え合い、助け合いの心の醸成
- 教育の充実と意識啓発

(2) 津山版地域包括ケアシステムの推進

- 各種ネットワークの強化
- 社会福祉協議会との連携強化
- ボランティア団体・NPO等との連携
- 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員の機能充実

(3) 小地域ケア会議の推進

- 市民、関係機関と行政の連携、協働の推進
- 地域の特色を活かし、創意工夫する地域づくり
- 地域における見守り体制の充実

《基本目標2》 安全・安心なまちづくり

(1) 日常的な緊急時対策の強化

- 緊急時に備えた体制の整備

(2) 日常的な防災対策の強化

- 防災対策の充実
- 防災に関する研修及び防災訓練の実施の推進
- 自主防災組織の設置促進とその活動の充実

(3) 日常的な防犯対策の強化

- 防犯・交通安全対策の充実
- 地域安全に関する啓発活動の推進
- 防犯等団体や関係機関による見守り、声かけ活動等の推進

(4) 災害時の要援護者対策の強化

- 要援護者避難支援の推進
- 地域での要援護者を含めた防災訓練の実施
- 個人情報の保護と共有のあり方

《基本目標3》 活力あふれるまちづくり

(1) こころと体の健康づくり

- 地域の健康づくりの推進
- 高齢者の生きがいのづくりの推進
- 保健・医療・福祉の連携

(2) 地域交流の促進

- 地域コミュニティ活動の充実
- 生きがいのづくりと社会参加
- 多様な地域交流の促進
- 孤立化する高齢者が地域行事に参加できる環境づくり
- 就学前の子どもを持つ親が地域でよりつながる環境づくり

(3) 地域で福祉活動をする人材の育成

- 地域福祉を担う人づくり
- 福祉職員の自己研鑽と資質の向上

《基本目標4》 福祉サービスが充実したまちづくり

(1) 相談支援体制の充実

- 相談窓口の充実
- 情報提供体制の充実

(2) 地域福祉活動への支援

- 多様なサービスの提供
- 地域づくりの支援と推進
- 福祉サービス利用の推進
- 福祉サービスの質の向上

(3) 自立を支える体制基盤づくり

- 人権擁護体制の確立
- 認知症高齢者の自立と社会参加の促進
- 障害者等の自立と社会参加の促進
- 障害者の移動支援
- ひきこもり、孤立者等の支援
- 生活困窮者の支援

第4章 地域福祉の推進方策

第1節 【基本目標1】 みんなで支え合うまちづくり

住民やボランティア等の民間団体との協働による、地域での支え合い、助け合いや※ネットワークづくりなどの地域づくり活動を推進していく取組を支援します。特に、津山版地域包括ケアシステムや小地域ケア会議など、みんなで支え合う仕組みづくりを支援します。

さらに、住民活動と専門職の連携、専門機関同士の連携強化、横断的な庁内組織の連携、向こう三軒両隣制度の確立、美作大学・新聞配達業者・郵便局・薬局・ガス事業者・電気事業者・コンビニ等との連携強化などのネットワーク強化に努めます。

基本目標1 みんなで支え合うまちづくり

個別施策1 地域で支え合う意識の醸成

地域への関心や住民同士のつながりが希薄している中、地域における助け合いや支え合いの意識の向上を図る必要があります。市民アンケート結果をみると、住民相互の自主的な協力関係の必要性を74.4%が認識し、住民自らができることとして見守りや声かけ活動を挙げています。

それぞれの立場で地域の支え合いに参加していくことが可能となるよう、さまざまな機会を通じて、地域福祉に関する教育、学習等の場を提供し、地域で支え合う意識の向上を図っていきます。

取組1：支え合い、助け合いの心の醸成

市民・地域・団体	・「地域福祉」の意味を理解します。 ・地域の出来事に関心を持つよう心掛けます。 ・福祉に関する講演会や勉強会へ積極的に参加するよう心掛けます。 ・日頃から隣近所の住人との交流を図り、困ったときは助け合います。
社協・※事業者	・地域型福祉共育（教育）を推進します。 ・市民を対象とした福祉講演会、セミナー等を開催します。
行政	・広報つやまやホームページなどで、地域福祉の考え方や取り組みについて、周知を図ります。 ・地域福祉を担う民生委員・児童委員や愛育委員・栄養委員、社会福祉協議会、NPO、福祉関係者等との連携を図り、地域における支え合い、助け合い、協力し合う仕組みづくりを進めます。

取組２：教育の充実と意識啓発

市民・地域・団体	・ 地域福祉への関心を持ち、理解を深めるため、関連する学習や講座等に積極的に参加します。
社協・事業者	・ 地域福祉の理念や※ユニバーサルデザインの考え方などを学ぶ講座等を実施します。 ・ 学校等と連携した福祉教育を推進します。
行政	・ 地域福祉に関する啓発とともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。 ・ 成長の過程で、障害や発達の違いがある子どもの状況に応じて、適切な相談、助言、指導等に努めます。 ・ 市民の人権意識を高めるための啓発と、障害者等の権利擁護を目的とした制度の利用促進等に努めます。

基本目標１ みんなで支え合うまちづくり

個別施策２ 津山版地域包括ケアシステムの推進

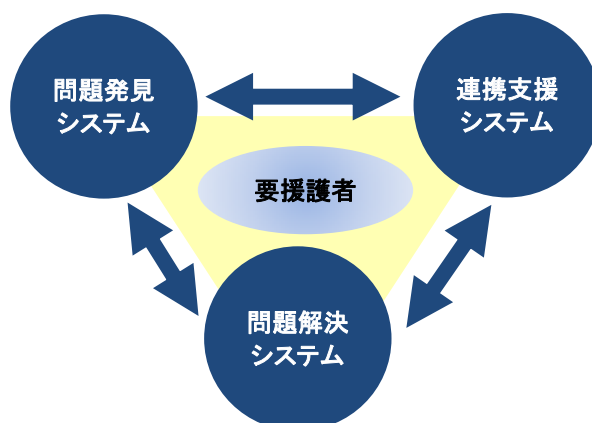
高齢者の方や、障害をもった方、ひきこもり、子育て世代などすべての地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるためには、介護等の支援が必要になっても、自ら選択した場所で、必要なときに必要なサービスを受けて生活続けることができるよう、ニーズの発見から早期支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していきます。

今後、特に認知症高齢者や一人暮らし高齢者、ひきこもり等の増加が見込まれることから、「地域包括ケアシステム」の構築が重要となってきます。

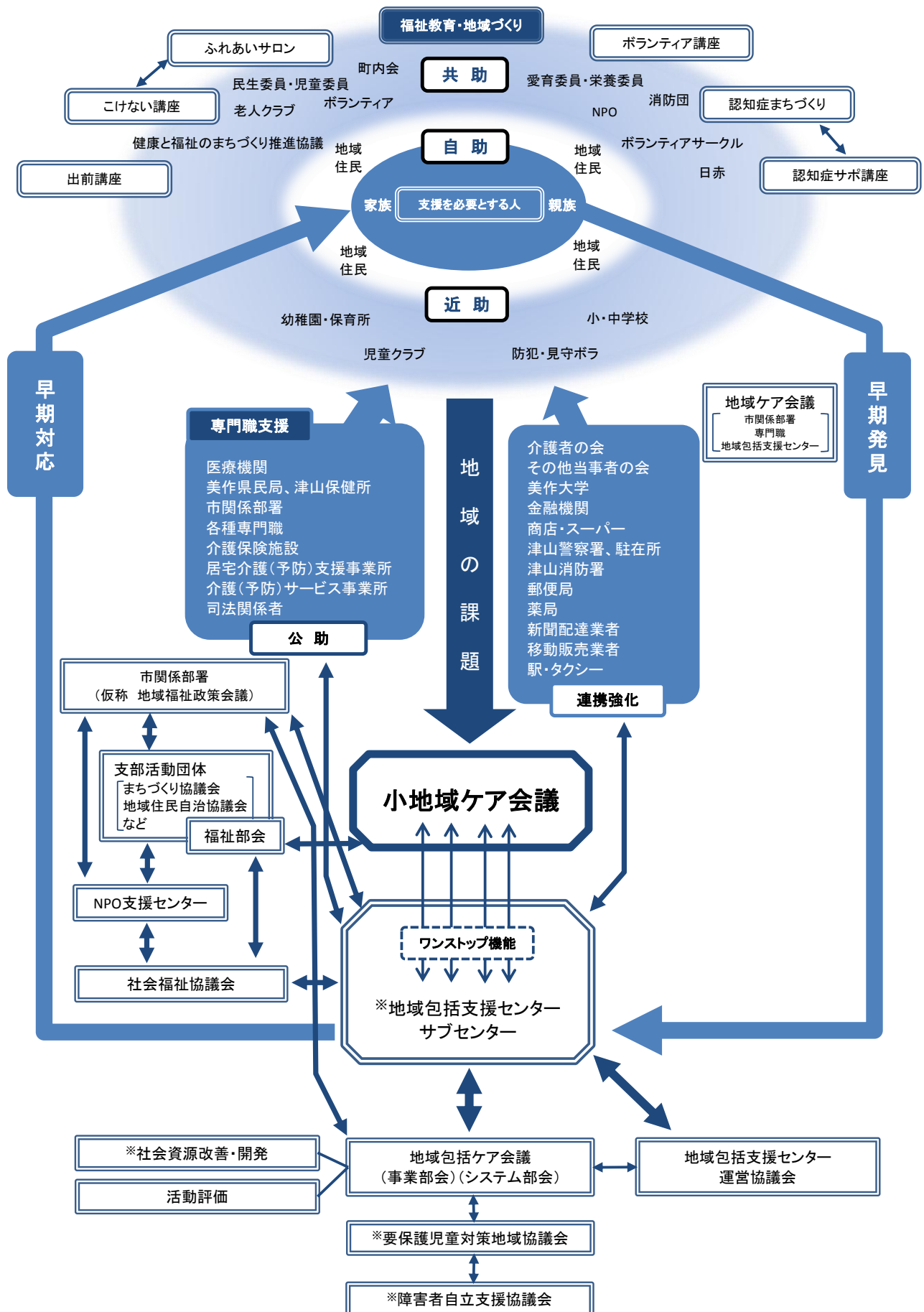
要支援者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指します。

【地域包括ケアシステムを構成する３つのシステム】

1. 問題発見システム・・・早期発見・見守り
2. 連携支援システム・・・助け合い・支え合い
3. 問題解決システム・・・話し合い・企画立案



【津山版地域包括ケアシステム 全体イメージ図】



【4つの力の協働活動（ネットワークづくり）】

- ① 自助力（本人や家族、親族の支援力）
- ② 公助力（行政や専門機関・団体等による福祉、医療等のサービス）
- ③ 共助力（地域の福祉力、お互い様の助け合い）
- ④ 近助力（お隣近所のお互い様、なじみの助け合い）

【地域包括ケア会議の状況】



取組１：各種ネットワークの強化

市民・地域・団体	・積極的に地域で活躍します。 ・自助力・共助力を高めます。 ・近助力を高めます。（向こう三軒両隣のような体制の構築）
社協・事業者	・地域力の強化を支援します。 ・対応が施策に反映できるシステムづくりを構築します。 ・地域福祉推進に向け、福祉・保健・医療等の関係機関、団体との連携強化を図ります。 ・美作大学、新聞配達業者、郵便局、薬局、ライフライン事業者、コンビニなどとの連携を強化します。
行政	・関係機関、専門機関同士のネットワークを強化します。 ・福祉情報を集約、提供します。 ・地域福祉計画策定・推進会議を継続し、庁内の関係部署のネットワークを継続します。

取組２：社会福祉協議会との連携強化

市民・地域・団体	・積極的に社会福祉協議会の活動に参画します。 ・社会福祉協議会が発行している「社協だより」やホームページなどを読み、活動内容の把握と理解に努めます。
社協・事業者	・社会福祉協議会は、「地域福祉活動計画」を推進します。 ・関係機関、団体とのネットワーク強化を図ります。 ・社会福祉協議会の基盤強化を図ります。
行政	・社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、積極的な活動の展開を期待し、その活動についての支援を行います。 ・社会福祉協議会と連携し、その活動内容を周知します。

取組３：ボランティア団体・NPO等との連携

市民・地域・団体	・地域で活動しているボランティア団体やNPO等の把握に努めます。 ・市内で活動するさまざまなボランティア団体とNPO等が連携を図り、幅広い活動につなげます。
社協・事業者	・当事者組織の育成支援を図ります。 ・ボランティア交流会との協働事業を実施します。 ・ボランティア活動の育成、支援及びNPO等との連携強化を図ります。
行政	・市内で活動するNPO等を把握し、※ボランティアセンター活動等への支援を行います。

取組 4：民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員の機能充実

市民・地域・団体	・ 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員の活動内容を理解します。 ・ 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員の活動に協力します。
社協・事業者	・ 高齢者台帳を整備し、情報を共有化します。 ・ アンケートを実施し、おめでとう訪問事業の充実強化を図ります。 ・ 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員の活動に協力します。
行政	・ 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員が活動を行いやすいよう、目的や活動内容について周知します。 ・ 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員と関係機関との連携を促進し、活動の支援を行います。

【社会福祉協議会の取り組みについて】

社会福祉協議会は社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」です。民間福祉団体である社会福祉協議会は、地域の中で福祉を目的とする活動を住民の皆さんを中心としたネットワークを築く中で展開し、それぞれの地域の特性を活かしたぬくもりのある福祉のまちづくりを進めています。

高齢者・障害者・子育て支援、地域住民のふれあい活動や福祉サービス事業など、基本計画を進めています。

【民生委員・児童委員とは】

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、主に受け持ち担当区域内で生活に困っている人や心身に障害のある人、児童や高齢者のことで問題を抱えている人などの相談相手として、地域福祉の推進のために活動しています。

また、民生委員・児童委員は、法律で守秘義務や政治的中立が定められています。

津山市では現在 283 名の民生委員・児童委員が活動しています。その内訳は、地区担当の民生委員が 258 名、主任児童委員が 25 名です。

【愛育委員・栄養委員とは】

愛育委員は、岡山県が全国に誇れる組織で、母子保健や豊かさが実感できる健康で明るい地域社会を築くことを任務として、赤ちゃんからお年寄りまで地域に住むすべての人々の健康づくりへの支援活動を展開し、健康づくりボランティアとして活動をしています。

また栄養委員は、乳幼児から高齢者までの生涯を通じて食事・運動・休養など生活習慣を改善し健康づくりを進めることなど、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、活動をしています。

愛育委員と栄養委員は兼務で、津山市では現在 1,103 名が活動しています。

個別施策 3 小地域ケア会議の推進

「誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていく」ために協議をする場が、小地域ケア会議です。この場では、どのような地域課題があるのか、どのような社会資源が地域にあるのか、どのようなケア体制が必要なのか等、住民自らと専門機関・団体が「話し合う」「調べる」「学ぶ」「考える」場です。ここでの話し合いをもとに、関係機関が協働して地域課題に取り組んでいきます。さらに必要な取り組みについて、津山市全体に働きかけていく役割を持っています。

地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を果たす小地域ケア会議を、津山市の全 44 連合町内会支部に設置（平成 25 年度：10 支部）し、地域福祉の向上を目指します。

【小地域ケア会議とは】

目的	各地区に住むすべての住民が、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、お互いが助け合って生活していくことを目的に、専門職と一緒に地域を考え、福祉の目線で話し合い、地域の課題の解決を目指していくことを目的としています。
運営方法	会議の内容、方針、進行などの運営は、あくまでも住民主体で行っていくことが大前提であり、既存組織の協議の場（定例会等）への参加を基本とします。ただし、設置に関する庶務は、津山市地域包括支援センターが行います。
設置単位	住民の身近な生活圏として、津山市連合町内会支部単位を基本設置単位とします。しかし、地域の協議結果によっては分割、統合していくことは可能とします。
開催頻度	2 か月に 1 回程度の開催とします。
委員の構成	・ 地域住民代表（町内会役員、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ等） ・ 地域まちづくり活動団体代表（福祉関係部会等） ・ 居宅介護支援事業所介護支援専門員 ・ 介護保険サービス事業所職員 ・ 行政（津山市高齢介護課、健康増進課、障害福祉課等） ・ 社会福祉協議会、地域包括支援センター ・ その他、委員長が必要と認めた者
事業内容	①<u>地域が抱える課題の把握及び共有化</u> 地域の一人ひとりの声や「困りごと」を地域全体の課題として共有化します。 ②<u>援助困難事例の検討</u> 「認知症による徘徊」「最近姿を見ない」など、地域で困っていることについて、地域の関係者だけが、悩むのではなく、専門職と一緒に対応について検討していきます。

事業内容

③問題解決に向けての取り組みの検討

地域の「困りごと」を住民、専門職員と一緒に解決に向けて協議します。

④社会資源情報の集約及び提供

地域の活用できる活動情報を集約し、地域住民はもとより専門職と共有します。

⑤新たなサービスの構築に向けての検討

既存のサービスの活用を図るとともに、専門職と協働により、地域に必要なサービス等の構築に向けて検討します。

⑥地域包括支援ネットワークの構築と整備

地域における「困りごと」の早期発見に向けた取り組みや地域住民の福祉意識づくりからまちづくりまで行います。

取組１：市民、関係機関と行政の連携、協働の推進

市民・地域・団体	・社会福祉協議会、行政などと連携しながら福祉のまちづくりを進めます。 ・※コミュニティ活動や地域福祉活動に自主的に取り組みます。
社協・事業者	・住民や地域の支援団体、専門職と連携し、小地域ケアシステムの構築、拡大を図ります。
行政	・社会福祉協議会とともに各種団体や市民などが自主的に取り組む地域福祉活動を支援するほか、NPO、民間企業等の協力を得ながら、各種施策を推進し、地域福祉活動の拡充を図ります。 ・地域のコミュニティ活動の基盤である町内会の運営を促進し、市民の意見が反映される住民主体のまちづくりを推進します。 ・市民の意見が広く行政運営と福祉のまちづくりに反映されるよう、取り組みます。

取組２：地域の特色を活かし、創意工夫する地域づくり

市民・地域・団体	・地域の特色を把握します。 ・自分の地域に愛着を持ちます。 ・自分の地域の資源を生かします。
社協・事業者	・小字単位でニーズキャッチし、小地域ケア会議の中で取り組みを進めます。 ・各地域の取り組み事例を紹介します。 ・地域の状況に応じた対策等を検討します。 ・※コミュニティソーシャルワーカーの配置を進めます。 ・公民館と連携します。
行政	・地域の状況に応じた対策等を検討します。

取組３：地域における見守り体制の充実

市民・地域・団体	・ 隣近所、地域内で気軽に声かけを行います。 ・ 高齢者、障害者、子どもの見守り活動を組織的に展開します。 ・ 日頃から地域の高齢者、障害者、子どもを気かけるとともに、見守り活動に参加し、協力します。 ・ 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員の活動に協力します。
社協・事業者	・ 市民、各関係機関と協働し、見守り、助け合い活動を展開します。 ・ 高齢者台帳、世帯台帳、福祉台帳を整備します。 ・ 見守り友愛協助員の再確認を行います。
行政	・ 関係団体、業者と連携し、ネットワークづくりを支援し、見守り協定等にも取り組みます。 ・ ひとり暮らし高齢者への※高齢者安心見守りシステムの設置を、今後も検討します。 ・ 高齢者、障害者、子どもの見守り体制を支援します。 ・ 高齢者、障害者の安全・安心な居場所づくりを推進します。 ・ 高齢者、障害者の見守り活動、児童、生徒の登下校時の声かけ運動などを支援します。

【小地域ケア会議の活動状況】



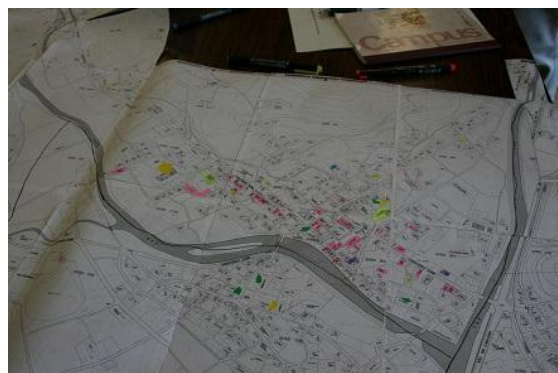
地域研修会



じ・ば・子 文化祭



地域マップづくり (1)



地域マップづくり (2)

小地域ケア会議

メンバー：地域組織代表（町内会長、愛育・栄養委員、民生委員、老人クラブ等）、公民館、駐在所、行政、社協、包括、NPO 等

②行政)

実は、この地区は、市内で60代までの検診受診率が最も低いんですよ。

③住民代表)

元気な60代の意識が問題じゃないだろうか！！

④住民代表)

60代の人に地域で研修会ができればえ～な～

⑤行政)

でしたら、私たちと研修会を企画せんか？

①住民代表)

地域の60代が、全体の15%を超えてとる！！10年後、20年後に向けて何かせにゃいけん思うんじゃが！！



個別・地域課題

連携・協働

小地域〔支部単位〕



まちづくり協議会
住民自治協議会

愛育委員・栄養委員

民生委員・児童委員

地域住民

ふれあいサロン

支援を必要とする人

家族・親族

友愛訪問

見守り・声かけ

町内会長

市民の健康と福祉のまちづくり支部推進会議

老人クラブ

こけないからだ講座

第2節 【基本目標2】安全・安心なまちづくり

平成23年3月に発生した東日本大震災では、災害時の要援護者の支援方策が課題となり、多様化・複雑化した福祉課題が多く見られるようになってきています。また、近年、日本各地において異常気象による集中豪雨や土砂災害、台風の被害が多発しています。

本市では地域コミュニティの基盤となる町内会単位での自主防災組織の設立を目指すとともに、住民一人ひとりが日頃から防災・防犯に対し意識をもって備えることのできる環境づくりを進めます。

基本目標2 安全・安心なまちづくり

個別施策1 日常的な緊急時対策の強化

地域にはさまざまな人が生活しており、寝たきりやひとり暮らし高齢者、障害児・者、外国人などは、緊急の時に何らかの支援を必要とする場合があります。

また、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の増加、サラリーマン化や町内会の高齢化が進んだことによる、昼間の救援活動が困難になってきていることが問題となっています。さらに、虐待等の緊急対応も必要です。

緊急時にも支援体制が確保され、安心して暮らせるよう、日常的な地域の見守り支援活動や緊急通報システム等、重層的な見守り体制による緊急対応のネットワークづくりを進めます。

取組1：緊急時に備えた体制の整備

市民・地域・団体	・家庭・地域内でも、さまざまな緊急時の対応について話し合います。 ・さまざまな緊急時の連絡先等について把握します。 ・日常的な地域の見守り支援体制を進めます。
社協・事業者	・在宅高齢者等の生活状況の確認や緊急連絡先等の把握に努めます。 ・地域との連携を深めながら緊急時の細やかなサービスを柔軟に提供していきます。
行政	・緊急通報システムの設置を進めるとともに、効果的な運用を研究します。 ・市民への緊急時対応の知識普及とともに、医師会や関係機関と連携し、救急医療体制の充実に努めます。

個別施策2 日常的な防災対策の強化

市民アンケート結果をみてもわかるように、緊急事態における町内会活動への期待は大きく、自主防災組織の設置と活動の充実が早急に求められています。防災に関する研修会の開催、総合防災訓練の実施を引き続き行い、多様な主体による地域防災体制づくりの促進を図ります。

取組1：防災対策の充実

市民・地域・団体	・ 日頃から危険箇所、災害時の避難場所を確認し、実際に現地に行って確認します。 ・ 町内会や消防団、自主防災組織との連携を進め、その活動に協力します。 ・ 災害時には、隣近所の住人の安否を確認し、必要に応じて適切な機関に知らせます。 ・ 災害時要援護者支援台帳について理解を深めます。
社協・事業者	・ 地域でのつながりや特性を生かした災害支援マニュアルを地域ごとに作成します。 ・ 自然災害に備え、NPO支援センターや行政、各種団体との連携強化を図ります。 ・ 地域の自主防災組織の活動支援を行います。 ・ 災害時の緊急支援体制を整備します。
行政	・ 地域防災計画に基づき、防災対策の充実を図ります。 ・ 市民に対して、防災意識の高揚を図るための啓発活動を行います。 ・ 町内会や消防団、自主防災組織が行う地域の防災活動を支援します。

取組2：防災に関する研修及び防災訓練の実施の推進

市民・地域・団体	・ 家庭内で災害時の対応について話し合います。 ・ 防災訓練に積極的に参加し、災害時の対応方法を学びます。
社協・事業者	・ 自主的な防災活動を行います。 ・ 災害ボランティアに関する意識啓発や人材育成を行います。
行政	・ 関係機関等と連携し、市民への緊急時対応の知識普及のため、研修や訓練の支援に努めます。

取組 3：自主防災組織の設置促進とその活動の充実

市民・地域・団体	・ 自主防災組織の設置と活動の充実を図ります。
社協・事業者	・ 自主的な防災活動を行います。 ・ 災害ボランティアに関する意識啓発や人材育成を行います。
行政	・ 防災に対する市民の意識高揚とともに、自主的な活動を支援します。

【自主防災組織の活動内容】

町内会などが母体となって、地域の防災活動を自主的に行っているグループを「自主防災組織」といいます。災害が発生した時には、隣近所の協力・助け合いがとても大切になります。現在、津山市では 120 を超える自主防災組織（防犯も含めて）があり、日頃から地域で活動しています。

■ 自主防災組織の活動例

平常時

- 防災知識の広報・啓発（地域防災・家庭内安全策）
- 地域の災害危険の把握（防災マップ・タウンウォッチング等）
- 防災訓練（個別訓練・総合訓練の実施）

発災時

- 正しい情報の収集・伝達、広報活動
- 消火活動
- 救出・救護活動
- 住民の避難誘導
- 水・食料等の配分、炊き出し等の給食・給水活動



個別施策3 日常的な防犯対策の強化

地域住民が顔見知りになることで地域の防犯対策を向上させるために、日頃からの見守りや声かけ活動を促進していきます。地域住民と警察との協働によるパトロールなどを実施し、安心して安全に生活を送れる環境づくりの推進を図ります。

また、交通事故に占める高齢者の割合が高いことから、地域での交通安全対策にも取り組みます。

取組1：防犯・交通安全対策の充実

市民・地域・団体	・地域の防犯活動や交通安全運動に積極的に参加します。 ・小、中学校の登下校の時間に合わせて外出するなど、見守り活動を行います。 ・隣近所において、気軽に声かけや相談ができるような近所付き合いに努めます。 ・日頃から関係機関、団体と連携し、地域の安全を守るように努めます。
社協・事業者	・地域の自主防犯組織への活動支援を行います。 ・消費者被害防止の啓発や相談対応等を行います。
行政	・犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを積極的に推進します。 ・市民を犯罪から守るため、警察等の関係機関との連携を強化します。また、自主防犯活動への支援の充実、強化を図ります。 ・自主防犯組織が行う防犯活動を支援します。 ・交通指導員を配置し、児童等の通学時に指導するなど、交通事故の防止に努めます。 ・地域の防犯灯の設置を支援します。

取組2：地域安全に関する啓発活動の推進

市民・地域・団体	・地域安全に関する啓発活動を推進します。
社協・事業者	・地域における安全活動に協力します。
行政	・関係機関とのネットワークを強化します。 ・防犯や交通安全に関する啓発を図るため、広報活動の充実や講座、教室を開催します。

取組3：防犯等団体や関係機関による見守り、声かけ活動等の推進

市民・地域・団体	・見守り、声かけ活動等に参加します。
社協・事業者	・地域における見守り、声かけ活動を支援します。
行政	・地域における見守り、声かけ活動を支援します。

個別施策4 災害時の要援護者対策の強化

災害発生時から避難生活まで組織的な要支援者の連携対策ができるように、平常時からの取り組みが重要となってきます。対象者の考え方（範囲）、支援に係る自助・共助・公助の役割分担、地域の支援者への依頼事項や範囲、支援体制、要援護者が支援を受けられる機関、避難場所、福祉避難所等について、日頃から地域で話し合い、地域の防災意識を高める必要があります。

まずは、災害時要援護者情報を把握し、日頃からより多くの支援者等に情報を共有できる仕組みを検討します。

取組1：要援護者避難支援の推進

市民・地域・団体	・消防団、町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員等が中心となり、地域での要援護者避難支援を図ります。 ・支援が必要な人は、「災害時要援護者支援台帳」に登録を申し込みます。
社協・事業者	・災害救援ボランティアセンターを設置し、災害救援ボランティアを育成します。 ・地域での防災活動に協力し、支援します。
行政	・防災研修会等の開催、防災意識の向上を図り、自主防災組織の設置、育成を支援します。 ・災害時要援護者の避難支援の仕方などを広報等で啓発します。 ・災害時要援護者リストの作成と避難支援、避難所受入体制等を整備します。

取組2：地域での要援護者を含めた防災訓練の実施

市民・地域・団体	・日頃から要援護者のいる家族に対する理解や災害時における要援護者の避難誘導の重要性を認識し、要援護者を含めた防災訓練の必要性を周知します。
社協・事業者	・地域で行われている避難訓練に要援護者への配慮を働きかけ、要援護者の状況に合わせた誘導方法の体験等を実施します。
行政	・関係機関と連携し、効果的な防災訓練実施のための支援を行います。

取組３：個人情報の保護と共有のあり方

市民・地域・団体	・災害時要援護者支援台帳について理解します。 ・該当者に同意を得ながら、要援護者等の情報について、地域でも把握し、マップを作成します。
社協・事業者	・社会福祉協議会や各事業者が把握している個人情報について、緊急時等の対応の仕方を研究します。 ・各種台帳整備（ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯台帳、世帯台帳、福祉台帳）をすすめ、個人情報に配慮した各関係機関との情報共有に努めます。
行政	・災害時要援護者支援台帳の登録者を増やし、日頃からより多くの支援者等に情報を共有できる仕組みを検討します。

【災害時要援護者支援台帳とは】

災害時要援護者とは、災害が発生した時、自力（家族の助けを含む）で避難することが困難な人（高齢者や障害児・者、乳幼児など）です。

津山市では、次の（１）から（５）にあてはまる人（施設に入所している人を除く）の災害時要援護者支援台帳を作成しています。

- （１）要介護３以上の認定を受けている人
- （２）身体障害者手帳１級または２級の交付を受けている人
- （３）療育手帳Ａの交付を受けている人
- （４）精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人
- （５）難病のある人

（台帳登録には、個人情報の提供に同意していただく必要があります。）

台帳は、民生委員・児童委員、消防団等と共有し、災害時には地域で要援護者の避難支援や安否確認、平常時には地域での見守りに活用しています。

第3節 【基本目標3】活力あふれるまちづくり

心身ともに充実し、生きがいに満ちた地域生活が営めるよう、地域内の行事や町内会活動の積極的な参加を促進していきます。

また、地域で福祉活動をする人材を育成するとともに、支援を受けたい人と支援したい人をつなぐ仕組みづくりを検討していきます。

基本目標3 活力あふれるまちづくり

個別施策1 こころと体の健康づくり

市民が自身の健康づくりに取り組めるよう、地域社会や日常生活において環境の充実を図るとともに、疾病予防に取り組み、早期発見、早期治療へつなげていける事業実施および啓発を推進します。

特に、こころと体の健康づくりの推進には、保健・医療・福祉分野の関係機関が一体となって市民の健康をめざす取組みが重要です。そのため、地域住民への声かけを通した健康づくり活動に取り組んでいる愛育委員や市民の食生活改善を実践している栄養委員をはじめ、地域コミュニティの形成に大きな役割を担っている町内会・老人クラブなどと連携して健康な地域づくりを推進していきます。また、病院・薬局・介護保険サービス事業所など市民の健康を支える医療関係機関との連携の充実に努めます。

取組1：地域の健康づくりの推進

市民・地域・団体	・地域組織への加入や活動への参加に努めます。 ・愛育委員・栄養委員が主催する健康づくりや介護予防に関する教室等に積極的に参加します。 ・規則正しい食生活や、適度の運動を心掛けます。
社協・事業者	・地域の団体、組織の活性化に向けた支援を実施します。 ・地域の次世代の育成を推進します。 ・地域住民との連携による自主的な健康づくりを取り組みます。 ・健康づくりに関する事業の企画、実施と、地域の自主的な取り組みに対する支援を実施します。
行政	・地域の団体、組織の活性化に向けた支援を実施します。 ・「こけないからだ講座」などの既存事業を充実します。 ・市民の主体的な健康づくりを進めるため、各種健診や講座の実施等を通じた環境づくりに努めます。 ・親と子の健康づくりのための各種健診等の充実と、育児に関するさまざまなニーズに対応できる支援を実施します。 ・健康診査、各種健診、健康相談、健康教室、予防接種などの保健事業を実施します。 ・乳幼児期からの規則正しい食生活習慣の定着化を図ります。

取組２：高齢者の生きがいの推進

市民・地域・団体	・地域活動に積極的に参加し、これまで培ってきた知識や経験を多くの人たちに伝えます。
社協・事業者	・知識や経験の豊富な高齢者を積極的に活用していきます。 ・ボランティアの機会の提供や、文化、教養分野を含めた各種講座等を開催します。
行政	・高齢者が充実した生きがいのある生活を送ることができるよう、公民館等を拠点とした高齢者ニーズに応じた各種講座等を実施します。 ・高齢者が長年にわたって培ってきた知識や経験を地域活動に活かしながら、より生きがいのある生活を送ることのできる環境づくりに努めます。

取組３：保健・医療・福祉の連携

市民・地域・団体	・身近なかかりつけ医、かかりつけ薬局を見つけます。 ・愛育委員の啓発による各種検診を受けるように努めます。 ・地域で健康づくりに取り組みます。
社協・事業者	・認知症予防事業を展開します。 ・関係機関、団体と連携し、柔軟なサービスの提供に努めます。
行政	・広報つやま、ホームページを活用し、年代に応じた健康づくりに関する情報提供に努めます。 ・休日、夜間等における初期医療体制や小児救急医療体制等の確保に努めます。 ・保健、医療、福祉の連携による障害のある児童の発達支援や、障害のある人へのサービスの提供体制の充実を図ります。 ・介護予防事業の開催など、介護予防に関する情報提供を行います。

個別施策2 地域交流の促進

地域内の行事や町内会活動に積極的に参加できるよう、活動内容の充実を図ります。また、世代間交流や地域で気軽に交流できる環境づくりを推進していきます。

取組1：地域コミュニティ活動の充実

市民・地域・団体	・あいさつを積極的に行います。 ・回覧板を回すときに声かけをするなど、隣近所との交流に努めます。 ・町内会に加入するよう、転入者への働きかけを行います。 ・町内会事業への参加を促すため、魅力ある活動を創出するとともに、住民への声かけ活動を行います。
社協・事業者	・地域独自の見守り、声かけネットワークづくり活動を推進します。 ・小地域の福祉拠点として、地域の特長を活かした※ふれあいサロン活動の推進、支援を行います。
行政	・朝のあいさつ運動の実施について、小、中学校に周知、啓発します。 ・町内会やコミュニティ活動の活性化を図ります。 ・地域での魅力ある活動事例を市民に伝え、地域意識の醸成に努めます。 ・町内会に加入するよう、広報活動や転入者への働きかけを行います。

取組2：生きがいづくりと社会参加

市民・地域・団体	・町内会等において、スポーツや趣味などの集いを開きます。 ・自主的に交流の場に参加するよう努めます。 ・気軽に集える多様なサロン活動を行います。
社協・事業者	・趣味活動の相手となる介護予防地域サポーター事業を推進します。 ・各種講座を通じて、教養等の増進を図るとともに、孤立しがちな高齢者の社会参加を促進し、地域の活性化につなげます。
行政	・生涯学習環境の整備や地域全体で生涯スポーツを推進する体制の整備に努めます。 ・高齢者の地域、社会参加を促進するため、老人クラブ活動を支援します。 ・集える場所を確保するため、既存施設の利便性の向上に努めるとともに、活用できる施設の情報収集、提供を行います。

取組 3 : 多様な地域交流の促進

市民・地域・団体	・地域住民同士で積極的に誘い合い、公民館等で開催される講座等に参加するなど、新たな交流の輪を広げます。 ・隣近所や地域の人と積極的にあいさつを交わします。 ・じいちゃん、ばあちゃん、子どもたち（じ・ば・子）の文化祭など三世代で取り組む地域の活動を増やします。 ・交流の場に参加するよう努めます。 ・気軽に集える多様なサロン活動を行います。
社協・事業者	・地域で開催される交流イベント等への積極的な参加や、そうした取り組みを企画、実施します。 ・ふれあいサロンや子育てサロン活動の充実をはじめ、地域交流事業を通じたネットワークづくりを推進します。 ・じいちゃん、ばあちゃん、子どもたち（じ・ば・子）の文化祭など三世代で取り組む地域住民の活動の輪を広げます。
行政	・広報紙やホームページなどを通じて、福祉等に関する講座やイベント等の情報提供に努めます。 ・公共施設を活用し、地域や世代を越えた多様な交流の場づくりに努めます。 ・交流の場づくりを支援し、活動の促進を図ります。 ・子育て支援センター等において、保護者の参加、交流を支援します。 ・高齢者や障害者、児童、生徒がふれあう機会を充実します。 ・集える場所を確保するため、既存施設の利便性の向上に努めるとともに、活用できる施設の情報収集、提供を行います。 ・多様なサロン活動への支援を行います。

取組 4 : 孤立化する高齢者が地域行事に参加できる環境づくり

市民・地域・団体	・高齢者が関心を持てるよう地域行事の内容に創意工夫を凝らします。
社協・事業者	・高齢者同士、同じ悩みや思いを話し合える当事者組織の支援を行い、そこから見えるニーズの解決策を地域とともに考えます。
行政	・高齢者の憩いの場づくりを、関係団体等と協働・連携し取り組んでいきます。 ・移動手段を確保するための運転ボランティアの養成などの支援をします。

取組 5：就学前の子どもを持つ親が地域でよりつながる環境づくり

市民・地域・団体	・愛育委員・栄養委員等が支援する親子クラブ等の実施、充実を図り、子育て世代が集まる機会をつくることで、より地域のつながりの大切さを実感してもらいます。
社協・事業者	・地域での交流の場づくり（地域子育てサロン、※親子ひろば）を支援し、地域で子育てを応援できる仕組みを広げます。
行政	・子どもの遊び場の充実等子育て世代からのニーズを把握し、地域における公共施設等の社会資源の効果的な活用を研究します。

個別施策3 地域で福祉活動をする人材の育成

地方分権という時代の流れにおいて、福祉活動をはじめ、まちづくりへの住民参加は必要不可欠となっています。これからは、生活全般にわたる住民の福祉ニーズに対応できる体制を地域で確立していく必要があります。そのためには、行政やサービス事業者だけでなく、ボランティア・関係団体等、さまざまな人々の協力・連携の中で、住民一人ひとりが自らの役割を認識し、それぞれの責務を果たすことが必要となります。

今後は、住民の町内会活動やボランティア活動などへの参加意欲を、実際の活動につなげるため、社会福祉協議会と連携し、より一層、ボランティアの育成や活動情報の提供に努めます。

また、「ボランティア活動に参加したい」というニーズと「ボランティアをしてほしい」というニーズをうまくつないでいきながら、地域で福祉活動をする人材の育成を推進していきます。

取組1：地域福祉を担う人づくり

市民・地域・団体	・地域の課題に関心を持ちます。 ・ボランティアの養成講座や活動に積極的に参加します。 ・自分の持つ知識や経験を地域活動に生かします。 ・ボランティアセンターを活用します。
社協・事業者	・より多くの市民が福祉への関心と理解を深め、住民参加による福祉のまちづくりの推進を目指して、社会福祉大会や各種福祉講座を開催します。 ・※認知症サポーター及び※キャラバンメイトを養成します。 ・ふれあいサロンリーダー研修会、交流会を開催します。 ・各種ボランティア養成講座を開催します。 ・（仮称）※地域福祉推進委員を養成します。
行政	・社会福祉協議会と連携し、各種ボランティア団体などの活動支援や情報提供の充実を図ります。 ・市民活動を担う市民後見人などの専門的な人材の育成を支援します。 ・ボランティアセンターの周知や機能の充実に努めます。

取組２：福祉職員の自己研鑽と資質の向上

市民・地域・団体	・地域の課題やニーズを伝えます。
社協・事業者	・階層ごとの研修体制の確立と外部研修、資格取得のための研修をすすめ、職員の職務遂行意欲とコミュニティソーシャルワーカーとしての意識と資質の向上に努めます。 ・ＯＢ、ＯＧとの情報交換を行う機会をつくれます。
行政	・地域福祉の理解を深めるための職員研修や資質向上に努めます。 ・庁内における情報共有を図ります。 ・自己啓発を通じた相談対応能力の向上に努めます。 ・地域活動への職員参加を促進します。

第4節 【基本目標4】福祉サービスが充実したまちづくり

福祉サービスを安心して選択、利用するためには、福祉サービスの適切な利用の推進を図る必要があります。そのためには、相談支援体制の充実、必要な情報が効果的に得られる仕組みの整備、自立を支える体制基盤を構築します。

基本目標4 福祉サービスが充実したまちづくり

個別施策1 相談支援体制の充実

住民の相談に対して適切な対応ができるように、保健・福祉・医療が連携しながら、身近な相談機関の整備・充実を図るとともに、相談機関相互の連携も一層強化して、総合相談支援体制を検討します。

また、誰もが必要な情報を入手できるよう、わかりやすい情報の提供に努めるとともに、的確できめ細やかな情報提供体制づくりを促進します。

取組1：相談窓口の充実

市民・地域・団体	・自身の悩みや、地域の課題などを民生委員・児童委員や愛育委員・栄養委員、社会福祉協議会、行政等に気軽に相談します。 ・地域の身近な人と気軽に相談できる関係を構築します。 ・行政や関係機関が発信する情報をよく確認し、積極的に活用します。
社協・事業者	・身近な相談窓口として地域に密着した役割を果たします。 ・高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知に努めます。 ・苦情解決を含めた相談機能の充実と合わせ、地域における相談ネットワークの役割を果たします。 ・※コミュニティソーシャルワークを推進します。
行政	・各種相談窓口の整備及び周知を図り、利用を促進します。 ・高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知に努めます。 ・地域における相談ネットワークの構築と支援体制の強化に努めます。 ・専門的かつ多様な相談、また、障害者等の権利擁護に関する相談などに対応できるよう、関係機関との連携強化を図るとともに、市民への周知に努めます。

取組２：情報提供体制の充実

市民・地域・団体	・ 広報つやま、社協だよりや回覧板などを読み、市をはじめ関係機関、団体からの情報を入手します。 ・ 市や関係機関からの情報を、周囲の人や情報が行きわたりにくい人にも伝え、地域の中で情報を共有します。
社協・事業者	・ 広報紙、ホームページ、パンフレット等により市民のニーズに沿った福祉情報の提供を日常的に進めます。 ・ 福祉講演会等を開催します。
行政	・ 広報つやま、ホームページをはじめとした多様な媒体により、市民に分かりやすい情報を伝えます。 ・ 福祉サービスに関する制度や施設の内容、ボランティアの情報をはじめ、関係機関、団体の活動に関する情報提供に努めます。 ・ 障害者など、情報が行きわたりにくい人のニーズにも配慮した情報提供を推進します。

個別施策 2 地域福祉活動への支援

地域住民が抱える生活上の問題に対応し、公的サービスでは十分対応することができないさまざまな日常生活課題の解決のため、地域福祉活動の支援を図ります。

町内会への支援、民生委員・児童委員や愛育委員・栄養委員活動の啓発、社会福祉協議会等との連携強化を促進するとともに、小地域ケア会議へ本市職員が積極的に参加します。

取組 1：多様なサービスの提供

市民・地域・団体	・さまざまなサービスの情報を収集し、真に必要なものを選択します。 ・地域に関心を持ち、身近な支え合いから地域力を高めます。
社協・事業者	・地域との連携を深めながら、地域の課題やニーズを把握し、民間団体・事業者主体の細やかなサービスを提供します。 ・既存サービスの充実と、その内容の評価、また、地域でのサービス提供の担い手となる人材を育成します。
行政	・わかりやすい福祉、保健、医療等に関する情報の提供に努めます。 ・民間団体、事業者、関係機関等との連携による支援体制の整備、充実を図ります。

取組 2：地域づくりの支援と推進

市民・地域・団体	・これまで培ってきた知識や経験を地域福祉活動に生かします。 ・できそうなことから気軽に実践してみます。
社協・事業者	・団体同士の情報共有と相互連携、協力のためのネットワークづくりを推進します。 ・ボランティア活動の推奨やボランティア休暇の推進といった地域活動への理解と環境づくりへの支援をします。 ・ボランティア活動事例の情報提供をはじめ、ボランティアの人材育成に関する事業やボランティアコーディネーターを含め、ボランティアセンターとしての総合的な機能を発揮します。
行政	・民間団体、社会福祉協議会との連携により、各種ボランティアの人材養成に努めます。 ・多様な分野の市民活動がより安定的に継続できるよう、支援に努めます。 ・空き家などを活用した地域福祉推進の拠点づくりを研究します。

取組 3 : 福祉サービス利用の推進

市民・地域・団体	・福祉サービスについて、正しく理解します。 ・自分の周りに支援を必要とする人がいる場合は、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員や関係機関へつなぎ、サービスの利用を勧めます。
社協・事業者	・※介護保険事業を展開し、介護サービスを提供するとともに、柔軟なサービスの提供に努めます。 ・障害者総合支援法によるサービスを提供し、他機関、団体と連携し、柔軟なサービスの提供に努めます。 ・ネットワークを活かしの確に機関につなぎ、問題解決に努めます。
行政	・各福祉分野の計画に基づき、各種サービスについての情報提供を行い、適切なサービス提供に努めます。 ・新たな福祉ニーズの把握とその対策について検討します。

取組 4 : 福祉サービスの質の向上

市民・地域・団体	・福祉サービスについての意見を言います。
社協・事業者	・※サービス評価制度を検討します。 ・研修会の開催、参加による相談支援等の資質の向上を推進します。
行政	・サービス評価制度を検討します。 ・事業者を対象とした研修会の開催などによるサービスの質の向上を推進します。

個別施策 3 自立を支える体制基盤づくり

高齢者や障害者をはじめ、すべての市民の人権が尊重されることは、最も遵守されなければならないものです。

日常生活を送るうえで自ら判断や決断をすることができない高齢者や障害者が、安心して必要な福祉サービスを利用することができるような取り組みや、近年、高齢者、障害者、子どもへの虐待やドメスティックバイオレンス（DV）、ひきこもり等が社会問題となっていることから、地域に関わる人が連携して早期発見、早期支援の取り組みが必要です。

さらに、地域で自立を支えるためには、生きがいの充実や社会参加を促進し、孤独感や不安感等を解消するため、憩いの場の設置や買い物支援・移動支援などの検討も必要です。

また、近年、長引く景気低迷、雇用環境の変化や超高齢化社会の到来等の影響を受け、生活保護の受給者数が増加し続けています。こうした中、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者への支援をいかに行っていくかが重要な課題になっています。

生活困窮者自立支援制度においては、包括的・個別的・早期的・継続的・分権的・創造的な事業を展開することにより、こうした生活困窮者の自立支援効果を最大限高めていく必要があります。

取組 1：人権擁護体制の確立

市民・地域・団体	・福祉サービス利用援助事業や成年後見制度について知ろう心掛けます。 ・虐待に関する相談窓口を把握し、虐待を発見した場合は、勇気をもって関係機関に通報します。 ・自分がDVを受けていると気が付いたときは、相談窓口にご相談に行きます。 ・虐待やDVの防止に向けた地域づくりを推進し、早期発見に努めます。
社協・事業者	・※成年後見制度普及に向けた啓発及び利用促進に努めます。 ・後見人の育成や支援を行い、後見業務の受託募集を検討します。 ・高齢者虐待の早期発見、対応、防止の強化を行います。
行政	・福祉サービス利用援助事業や成年後見制度について周知を図ります。 ・暴力や人権侵害の防止に向けた啓発活動や相談体制の充実を図ります。 ・虐待の早期発見に努め、関係機関と連携して問題解決に努めます。 ・DVを防止する啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して問題解決に努めます。 ・児童相談所や地域包括支援センター、障害者虐待防止センター、市役所内の各種相談窓口や警察等の関係機関との連携のもと、被害者について迅速かつ的確な対応を図ります。 ・権利擁護センターの設置を研究します。

取組２：認知症高齢者の自立と社会参加の促進

市民・地域・団体	・ 認知症高齢者について正しく理解します。 ・ 認知症高齢者の介護者について正しく理解します。
社協・事業者	・ 閉じこもり防止、介護予防の観点から高齢者向け講座等を開催します。 ・ 認知症の人や家族を地域で支える仕組みづくりの強化を図ります。 ・ 認知症アドバイザーのネットワークを推進します。 ・ 認知症カフェの設置を進めます。
行政	・ 地域包括支援センターや関係機関との連携により、認知症高齢者や介護者等の相談、支援の充実に努めます。 ・ 介護者の外出支援対策を推進します。

取組３：障害者等の自立と社会参加の促進

市民・地域・団体	・ 障害者について正しく理解します。 ・ 障害者等が地域活動に参加できるよう協力します。
社協・事業者	・ 障害者が地域で安心して暮らすための利用しやすいサービスの充実に努めます。 ・ 障害者が自ら輝くために、社会参加活動の企画実施と環境づくりを進めます。 ・ 障害者の外出支援を目的とした運転ボランティアを養成します。 ・ ひきこもり、在宅精神障害者の支援を目的としたメンタルサポーターを養成します。 ・ 障害者や要支援者の自立に向けた支援をします。 ・ 障害者等が地域活動に参加しやすくなるよう、啓発等の支援をします。
行政	・ 関係機関と連携し、就労促進に関する情報の収集と提供に努めます。 ・ 仲間づくりや運動習慣を身に付けるきっかけづくりの機会提供に努めます。 ・ 民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員等や関係機関との連携により、障害者の相談、支援の充実に努めます。

取組 4：障害者の移動支援

市民・地域・団体	・ 障害者に対する理解や啓発に努めます。 ・ 地域において、福祉・生活の問題はないか地域課題の発見に努めます。 ・ 地域でできる助け合いを検討します。
社協・事業者	・ 車輛等の既存ストックを活用し、移動支援ニーズに応える仕組みづくりを検討します。 ・ ボランティアを育成します。
行政	・ 移動支援に関わりのある団体等とのネットワークづくりを進め、移動支援サービスに係る情報の共有化を進めていきます。

取組 5：ひきこもり、孤立者等の支援

市民・地域・団体	・ 日頃からひきこもり、孤立者等を気かけるとともに、見守り活動に参加、協力します。 ・ 隣近所、地域内で気軽に声かけを行います。
社協・事業者	・ 市民、関係機関と協働し、見守り、助け合い活動を展開します。 ・ 地域包括ケアシステムや小地域ケア会議などのネットワークを活かした確に関係機関につなげ、問題解決に努めます。
行政	・ ひきこもり、孤立者の見守り体制を支援します。 ・ 関係団体等と連携し、ネットワークを強化します。

取組 6：生活困窮者の支援

市民・地域・団体	・ 地域のつながりを強化します。
社協・事業者	・ 行政等と連携し、生活困窮者自立支援制度に基づく、自立相談支援事業など各事業に協力します。
行政	・ 生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者に対する包括的な支援体制を構築します。

【生活困窮者自立支援制度とは】

生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うものです。（施行期日：平成 27 年 4 月 1 日）

事業名	内容
① 自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等
② 住居確保給付金	離職により住宅を失った生活困窮者に対し家賃相当（有期）を支給
③ 就労準備支援事業	就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施
④ 一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う
⑤ 家計相談支援事業	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う
⑥ 学習支援事業	生活困窮者の子どもへの学習支援、その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

※ ①②は必須事業

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進に向けて

地域福祉計画は、市民が中心に展開する計画です。本計画に位置付けた「つ…つくりあげよう、
や…やさしさとぬくもりあふれる、ま…まちを ちいきを、し…しみんみんなのちえと ちからで」
を基本理念とし、「みんなで支え合うまちづくり」「安全・安心なまちづくり」「活力あふれるまちづ
くり」「福祉サービスが充実したまちづくり」を基本目標として展開するため市民、地域・団体、事
業者、社会福祉協議会、行政と多様な主体が連携（ネットワーク）を組みながら※協働で進めていく
ことが重要であります。

そのため、さまざまな主体が地域の特徴や課題を改めて理解し、それらを踏まえた取組を地域み
んなで共有し、地域福祉の向上に努めていきます。



主体	協働内容
市民	福祉サービスの受け手だけでなく、地域課題の解決に向けて、地域福祉の担い手として積極的に行動します。
地域・団体 (町内会、NPOなど)	地域で生活する人を一人も見逃すことなく、いきいきと生活できるよう、さまざまな場や機会、仕組みをつくり、運営します。
事業者	地域課題や一人ひとりが抱えている悩みなどの解決に向けて、専門的なサービスの提供や助言などを積極的に行います。
社会福祉協議会	地域福祉を推進する中核的な役割とともに地域課題の解決に向けて、必要な助言や地域・団体や事業者などを積極的に支援します。
行政（津山市、岡山県など）	地域福祉推進のために、各種の福祉サービスをより効率的、効果的に実施するとともに、市民等による自主的な活動を支援し、市民や地域・団体・事業者との協働を進めます。

第2節 計画の進行管理

この計画は、地域福祉推進に向けた基本的な理念、地域と行政等の協働と役割分担について、地域と行政等による支え合い・助け合いの仕組みづくりについて示しています。具体的な施策・事業については、個別計画において身近な地域の状況や課題などを踏まえた取組が示されており、関係機関・関係部署と本計画との連携を図っていきます。

計画に掲げる基本目標を達成していくために、その達成状況や施策の実施状況について点検・評価を行い、必要があれば計画の具体的施策等の追加・見直しを行うとともに、次期計画の策定に活かせるよう取り組んでいきます。

また、計画策定後も、地域福祉計画策定・推進会議（PT会議）を継続し、地域福祉計画の推進を図っていきます。

第3節 地域福祉活動計画との連携

この計画は、地域福祉推進の基本的な方針・方向性を示しています。また、社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」では、「地域福祉計画」の具体的な施策の実施について示されている行動計画です。互いの計画の相互連携を図っていき地域の生活課題や発掘・発見を進め、地域資源やサービス・事業を充実し、地域福祉の向上に努めていきます。

第6章 参考資料

津山市地域福祉計画策定・推進会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく津山市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、もって地域福祉に関する施策を効果的に推進するため、津山市地域福祉計画策定・推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）計画の推進に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、生活福祉課長をもって充て、会務を総理する。

3 副会長は、環境福祉部企画調整官をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、政策調整室長、危機管理室長、環境生活課長、障害福祉課長、高齢介護課長、こども課長、こども子育て相談室長、健康増進課長、協働推進室長、加茂支所市民生活課長、阿波支所市民生活課長、勝北支所市民生活課長、久米支所市民生活課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

（会議）

第4条 推進会議の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 推進会議の庶務は、環境福祉部生活福祉課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

津山市地域福祉計画策定懇話会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく津山市地域福祉計画の策定に当たり、関係団体等の要望、意見等を計画に反映させ、もって地域福祉行政の充実に資するため、津山市地域福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 懇話会は、委員23人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体を代表する者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から津山市地域福祉計画の策定の日までとする。ただし、公職にあることにより、委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。

（任務）

第3条 委員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）津山市地域福祉計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- （2）津山市地域福祉計画の策定に関し意見を述べること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（会議）

第4条 市長は、必要に応じて会議を開くことができる。

2 市長は、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 懇話会の庶務は、環境福祉部生活福祉課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

津山市小地域ケア会議設置要領

（目的及び設置）

第1条 津山市小地域ケア会議（以下「ケア会議」という）は、各地区に住む高齢者をはじめとしたすべての住民が、住みなれた地域でいきいきと暮らし続けていくため、地域住民と専門職が一緒に地域を考え、福祉目線で話し合い、地域課題の解決を目指していくことを目的とする。

（設置単位）

第2条 ケア会議は、津山市連合町内会支部単位を基本とする。ただし、協議により分割、統合は妨げない。

（事業内容）

第3条 ケア会議は、次に掲げる事業を行う。

- （1）地域が抱える課題の把握及び共有化
- （2）援助困難事例の検討
- （3）問題解決に向けての取り組みの検討
- （4）社会資源情報の集約及び提供
- （5）新たなサービスの構築に向けての検討
- （6）地域包括支援ネットワークの構築と整備

（組織）

第4条 ケア会議は、次に掲げる者（以下「委員」という）で構成する。なお、委員に対しての報酬等は支給しないものとする。

- （1）地域住民代表（町内会役員、愛育委員・栄養委員、民生委員・児童委員、老人クラブ等）
- （2）地域まちづくり活動団体代表（福祉関係部会等）
- （3）居宅介護支援事業所介護支援専門員
- （4）介護保険サービス事業所職員
- （5）行政（津山市高齢介護課、健康増進課、障害福祉課等）
- （6）社会福祉協議会、地域包括支援センター
- （7）その他、委員長が必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号の援助困難事例の検討については、その事例に直接関わるもので構成する。

（任期）

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

（委員長等）

第6条 ケア会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、ケア会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 ケア会議は、2箇月に1回程度開催する。また必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長は、必要に応じてケア会議に委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第8条 委員及び出席者は、ケア会議において知りえた個人情報を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 ケア会議の設置に関する庶務は、津山市地域包括支援センターとし、ケア会議の運営については各地区において処理する。

（補足）

第10条 この要領に定めるもののほか、ケア会議運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、公布の日（平成25年1月18日）から施行する。

津山市地域福祉計画策定懇話会委員名簿

団体名	役職	氏名
美作大学	学術博士	小坂田 稔
岡山県美作県民局	健康福祉部長	森末 寛
津山市社会福祉協議会	課長	井上 陽一朗
津山市連合町内会	会長	坂本 道治
津山市愛育委員連合会	会長	藤本 貴子
津山市民生児童委員連合協議会	会長	高山 科子
津山市老人クラブ連合会	副会長	谷名 俊彦
津山市身体障害者福祉協会	会長	藤田 勉
津山市手をつなぐ育成会	会長	日下 功
津山市保育協議会	会長	土居 義幸
津山市ボランティア交流会	会長	池町 照美
つやまNPO支援センター	理事	土井 正義
津山市医師会	理事	日笠 完治
津山市歯科医師会	副会長	小松 久高
津山市PTA連合会	副会長	森 崇宏
津山市消防団	団長	土肥 祥嗣
津山警察署	生活安全課長	三村 晃
津山市地域包括支援センター	介護支援専門員	遠藤 知子
津山市介護保険事業者連絡協議会	理事	角野 寿江
津山市社会福祉事務所	生活福祉課長	水島 智昭

ヒアリング参加者名簿

第1回 障害児・者関係

【テーマ】突発的なことで保護者が送迎できないときの移動支援について

団体名	参加者数
つやま地域生活支援センター つばさ	1 名
美作地域生活支援センター	1 名
地域生活支援センター ネクスト津山	1 名
津山障害者就業・生活支援センター	1 名
相談支援事業所 きぼう	1 名
津山ひかり学園	1 名
津山みのり学園	1 名
みすず荘	1 名
あすなろ園	1 名
共栄会	1 名
NPO法人ふれあいの丘ゆうあい	1 名
NPO法人どんぐりコロコロ	1 名
NPO法人じゃがいもの木	1 名
神南備園	1 名
津山市身体障害者福祉協会	1 名
精神障害者家族の会（しらうめ）	1 名
津山市手をつなぐ育成会	2 名
おかやま発達障害者支援センター	2 名
児童発達支援事業所 「てけてけ」	1 名
津山市社会福祉協議会	2 名
一般公募	1 名
美作大学	5 名

以上 29 名

第2回 高齢者関係**【テーマ】** 孤立化する高齢者が地域行事等に参加できる環境づくりについて

団体名	参加者数
おあしすの会	3 名
介護者の会	2 名
津山市愛育委員連合会	3 名
津山市介護保険事業者連絡協議会	4 名
津山市高齢者保健福祉運営協議会・津山市介護保険運営協議会	1 名
津山市社会福祉協議会	2 名
津山市地域包括支援センター	2 名
津山市民生児童委員連合協議会	2 名
津山シルバー人材センター	2 名
津山市老人クラブ連合会	1 名
美作大学	6 名

以上 28 名

第3回

子育て関係

【テーマ】就学前の子どもを持つ親が地域でよりつながるためには

防災関係

【テーマ】地域で要援護者を含めた防災訓練をするためには

子育て関係		防災関係	
団体名	参加者数	団体名	参加者数
津山市愛育委員連合会	3名	津山市民生児童委員連合協議会	2名
津山市PTA連合会	2名	津山圏域消防組合	2名
津山市保育協議会	2名	津山市消防団	3名
南児童館 ワイワイクラブ	1名	津山警察署生活安全課	1名
西苫田親子クラブ	1名	津山市社会福祉協議会	1名
津山市社会福祉協議会	2名	美作大学	3名
美作大学	5名	以上、12名	

以上、16名

策定の経過

開催日	会議名等	内容
平成25年5月29日	第1回策定・推進会議	①地域福祉計画概要 ②計画期間 ③体制・スケジュール ④策定手法 等
平成25年7月24日	第1回策定懇話会	①委員委嘱 ②座長選出 ③地域福祉計画概要 ④策定概要 ⑤アンケート調査票 ⑥ヒアリング方法・内容等 ⑦意見交換 等
平成25年7月29日 ～ 平成25年8月9日	住民用アンケートの実施	○16歳以上の方に無作為抽出で実施 ○1,500名へ郵送、うち回収511名
平成25年8月8日 ～ 平成25年8月31日	民生委員・児童委員用アンケートの実施	○各地区民協で配布・回収 ○283名配布、うち回収257名
平成25年8月22日	第2回策定・推進会議	①現状把握調査の取りまとめ ②ヒアリング方法・内容 ③地域での個人情報の取り扱い 等
平成25年9月9日 ～ 平成25年9月20日	愛育委員・栄養委員用アンケートの実施	○支部長会、郵送で配布、返信 ○300名配布、うち回収256名
平成25年9月30日 ～ 平成25年10月10日	町内会長用アンケートの実施	○支部長会、郵送で配布、返信 ○366名配布、うち回収284名
平成25年10月3日	第2回策定懇話会	①アンケート調査結果の報告 ②ヒアリング方法・内容 ③骨子案（1次案） 等
平成25年10月25日	第1回ヒアリング	○障害者（児）関係 29名参加 ○（テーマ）突発的なことで保護者が送迎できないときの移動支援について
平成25年11月1日	第2回ヒアリング	○高齢者関係 28名参加 ○（テーマ）孤立化する高齢者が地域行事等に参加できる環境づくりについて

開催日	会議名等	内容
平成25年11月8日	第3回ヒアリング	○子育て関係 16名参加 ○（テーマ）就学前の子どもを持つ親が地域でよりつながるためには ○防災関係 12名参加 ○（テーマ）地域で要援護者を含めた防災訓練をするためには
平成26年1月10日	第3回策定・推進会議（電子会議室）	①地域福祉計画（案）の内容について
平成26年1月16日	第3回策定懇話会	①アンケート調査、ヒアリング結果報告 ②地域福祉計画（案）の内容について 等
平成26年1月30日 ～ 平成26年2月28日	パブリックコメントの実施	○社会福祉事務所 生活福祉課 ○各支所市民生活課 ○津山市役所ホームページ
平成26年3月7日	第4回策定懇話会	①地域福祉計画（最終案）について

パブリックコメントの結果について

案 件 名	津山市地域福祉計画（素案）		
募 集 期 間	平成２６年１月３０日（木）～平成２６年２月２８日（金）		
意 見 の 件 数 （意見提出者数）	０件（０人）		
意見の取り扱い	修正	案を修正するもの	０件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	０件
	参考	今後の参考とするもの	０件
	その他	意見として伺ったもの	０件
意見の受け取り	電子メール		０人
	郵送		０人
	ファクシミリ		０人
	直接持参		０人

基本目標 施策体系における現在実施している主な事業

基本目標 1 みんなで支え合うまちづくり

【主な事業】

事業	内容
市民の健康と福祉のまちづくり推進事業	連合町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ等で構成されるまちづくり推進 44 支部が、「支部推進」「健康づくり」「子育て支援」「食育」「高齢者あんしん」の 5 つの活動を実施し、市民が生涯を通じて健康で生きがいのある生活を実現する目的に向かっていきます。
包括的・継続的ケアマネジメント業務	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな職種や機関と連携するためのネットワークづくりを進めています。また、地域の介護支援専門員の支援や指導を行っています。
ライフライン事業者との連絡会議	年に 1 回、担当者同士の情報連絡会議において、孤立者等の連絡を依頼しています。
多職種連携会議	超高齢化社会を迎え、在宅医療に取り組むことができる体制づくりや人材育成等が求められています。そのため、医師、看護師、ケアマネージャー等の医療・福祉・介護従事者による多職種協働体制の構築が必要であり、今後、保健所等と連携しながら取り組みを進めていきます。
高齢者世帯等への定期的な訪問	高齢者一人暮らし及び高齢者のみ世帯等への定期的な訪問を行い、状況を確認し、必要に応じて利用可能なサービスに関する情報の提供を行っています。また、必要に応じて包括支援センターにつないでいます。

基本目標 2 安全・安心なまちづくり**【主な事業】**

事業	内容
自主防災組織の設置推進	災害が発生した時に、地域で迅速に防災活動ができるよう、町内会単位等で自主防災組織の設立をお願いしています。
災害時要援護者台帳の整備	同意を得た方の要援護者台帳を日頃の見守り、災害時の避難支援をしてもらうため民生委員・児童委員と消防団幹部に提供しています。

基本目標 3 活力あふれるまちづくり**【主な事業】**

事業	内容
めざせ元気！！こけないからだ講座	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活し続けられるよう各町内会の集会所等を単位として、こけないからだ体操に取り組んでいます。
ふれあいサロン管理運営事業	高齢者相互のふれあいと世代を超えた交流の促進を図り、市民生活に豊かな感性と活力をもたらすことを目的として実施しています。
親子クラブ活動の推奨	子育ての孤立防止や子育ての情報交流の場として、親子体操やクリスマス会、運動会などを開催しています。
民生委員・児童委員への福祉制度研修	一斉改選終了後に、新任の民生委員・児童委員に対して研修を実施しています。また、毎年6月の合同研修会、11月の研修大会の際に民生委員・児童委員全員を対象に福祉に関する研修を実施しています。また、各地区の会長・副会長が出席される毎月の定例会において、福祉制度等についての適宜説明や必要に応じて地区民協へ出向き説明を行っています。
愛育委員・栄養委員への研修	毎年、愛育委員連合会・栄養改善協議会総会をはじめ、新任研修、随時の研修会等を実施しています。
幼稚園・保育園・児童クラブ指導員等への研修	幼稚園教諭、保育士、児童クラブ指導員等の専門性や資質の向上のため複数回、研修や講習会を開いています。
児童の所属機関の職員への研修会の実施	児童虐待対応について、それぞれの機関の会議体等の場で説明や情報提供を行っています。また、研修会を開催して、虐待の視点の統一を図り早期支援体制を強化しています。

基本目標 4 福祉サービスが充実したまちづくり

【主な事業】

事業	内容
民生委員・児童委員相談業務	地域住民から民生委員・児童委員に対して各種福祉関係の相談が寄せられた場合相談に応じています。また、その相談内容に対して福祉サービスの内容や関係機関の窓口等について情報提供を行っています。
総合相談支援事業	津山市地域包括支援センターが、介護に関する相談や心配ごと、悩み以外に、健康や福祉、医療や生活に関することなど、また、高齢者だけでなく、その家族、近隣に暮らす人の高齢者に関する相談も受けています。
家族介護者教室事業	介護者等のために家族介護者教室を開き、要介護者に配慮した介護の知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法の取得や、被介護者にならないための知識も取得することによって、要介護者・被介護者の介護についての精神的・肉体的負担や不安の軽減を目的に実施しています。
児童相談業務	一般市民や関係機関等からの児童や子育てに関する各種相談に応じ、その内容に応じて、児童虐待の通告としての対応を開始したり、福祉サービスや関係機関の窓口等の情報提供を行ったり支援を行っています。また、広報つやまや市のホームページで相談窓口の周知を図っています。さらに、幼稚園・保育園・小中学校にも相談窓口を知ってもらい、保護者等へ紹介を依頼しています。
母子・父子・DV相談業務	離婚前相談、母子・父子等からの生活全般に関わる相談、母子等の自立支援のための就労支援や母子寡婦福祉資金貸付相談、DV等の相談に応じています。
高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止に資するための研修や、高齢者虐待防止対応できる専門家をアドバイザーとして委託し、高齢者の在宅生活の支援及び安心と安全を図ることを目的に実施しています。
療育相談業務	発達についての不安や悩み、園や学校生活に関する相談などを行っています。

事業	内容
障害者相談支援業務	障害福祉課窓口での相談だけでなく、障害種別を問わず、総合的に障害児・者の相談支援ができるように、専門職を配置した基幹相談支援センター・虐待防止センターを設置し、一般的な相談から虐待に関する相談等、専門的な対応が必要な相談まで幅広く対応しています。また、市内 4 事業所に「一般相談支援業務」を委託し、それぞれの事業所の特性を活かし、より専門的に相談支援ができる体制を整備するとともに、当事者の立場に立った相談支援ができるよう、当事者家族を中心とした、身体・知的障害者（児）の相談員による日常的な相談体制の充実を図っています。広域的には、津山地域自立支援協議会を設置し、関係機関と連携しながら、障害児・者を取り巻く地域課題の共有や課題を踏まえてのサービス基盤の整備を図っています。
生活保護受給者の就労支援	生活保護受給者等就労自立促進事業を活用しながら、生活保護を受給している稼働能力のある人に対して、ハローワークの担当職員と連携し、個別的就労支援プログラムを策定し、就労による自立を目指しています。
認知症支えあえるまちづくり事業	「認知症について正しく理解し、早めの相談や対処方法を知り、今後の生活に生かし、認知症の人を地域ぐるみで支えあえるしくみづくりの第 1 歩とすること」を目的として実施し、地域での介護予防の支援を行っています。若い世代に対しては、認知症サポーター養成出前講座を実施しています。
権利擁護業務	問題を抱え生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援を行っています。（成年後見制度の利用促進・相談、高齢者虐待の相談・対応、消費者被害を未然に防ぐための支援など）問題が複雑に絡み合うものが多くあります。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するに当たり、市長申立の費用及び成年後見人等への報酬を負担することが困難なものに対して助成を行っています。

用語説明（※印）

（一番初めに該当用語が出てきたページを記載しています。）

英数字

●DV（ドメスティックバイオレンス） 【P 1】

英語の Domestic Violence のことで、直訳すると「家庭内の暴力」。配偶者、恋人その他親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、経済的、言語的な暴力及び虐待のこと。

●NPO 【P 1】

英語の Non Profit Organization の略で、直訳すると「利益を配分しない組織、非営利団体・法人」。地域のためになる活動を、会社のような組織として行う団体。

あ行

●親子ひろば 【P 70】

地域の親子を対象に、親子交流や育児相談、育児に関する情報の提供などを行う場。

か行

●コミュニティ 【P 57】

共同体、共同社会のこと。ここでは、日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会をコミュニティとしている。

●コミュニティソーシャルワーク 【P 57・P 73】

個別の要援護者の支援を行うとともに、個別の支援を通して見えてくる問題・課題を地域住民みんなの問題・課題と捉え、地域住民みんなの助け合い意識づくりや地域の生活環境の改善などに取組み、みんなが共に生きていける地域（コミュニティ）づくりを推進していく活動および機能。コミュニティソーシャルワーカーは、コミュニティソーシャルワークに取り組む職員。

●高齢者安心見守りシステム 【P 58】

高齢者の住宅のトイレや寝室、冷蔵庫にセンサーを設置し、一定時間、人の動きがない場合、あらかじめ登録してある人に連絡し、安否確認に役立てるもの。

●キャラバンメイト 【P 71】

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」をボランティアの立場で開催し、講師役を務める人。

●介護保険事業 【P 76】

40歳以上の人が入会する保険であり、加齢により介護を必要とする状態になった場合に、適切な負担で自分にあった介護サービスを選択、利用しながら、住み慣れた環境で生活し続けられるよう、社会全体で支え合うために平成12年4月から開始された制度による事業。

●協働 【P 8 0】

市民等と行政の「協働」とは、共通の目的を実現するために、市民等と行政が、それぞれ自らの果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場でお互いの特性や能力を活かしながら、連携し、協力することをいう。

さ行

●社会福祉法 【P 3】

それまでの社会福祉事業法から名称変更するとともに、「利用者の立場に立った社会福祉の実現」と「時代の要請に応える福祉サービスの充実」を基本理念として平成12年6月に改正された法律。主な内容のひとつに「地域福祉の推進」を掲げており、市町村地域福祉計画の策定について明文化されている。

●事業者 【P 5 0】

福祉サービス事業所、その他事業所（企業）

●障害者自立支援協議会 【P 5 2】

障害のある人が障害のない人と共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障害福祉関係機関のネットワークづくり、障害福祉計画の進捗状況の評価などを行う。

●社会資源 【P 5 2】

社会福祉を支える財政（資金）、施設・機関、設備、人材、法律等、社会福祉を成立させるために必要な物資および労働の総称。

●サービス評価制度 【P 7 6】

福祉サービス等の質の向上と利用者の適切なサービス選択のために、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の評価等機関が客観的な立場から評価を行う制度。

●成年後見制度 【P 7 7】

判断能力が十分でない人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を法律的に保護するための制度。後見とは、生活、療養介護、財産管理に関する事務を代行したり、援助したりすること。自分の意思で後見人を選任する任意後見と、家庭裁判所に後見人、保佐人、補助人の選任を申し立てる法定後見がある。

た行

●地域包括支援センター 【P 5 2】

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的、継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止や早期発見および権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。

●地域福祉推進委員 【P 7 1】

社会福祉協議会が行う福祉活動に参加し、その活動をより効果的にするために住民を中心としたネットワークづくりを支援する人。また、住民が福祉活動に参加しやすい基盤づくりをする。

な行

●ネットワーク 【P 5 0】

連絡網のこと。ここでいう「ネットワーク」とは、福祉活動を行ういろいろな組織や団体、個人がお互いに連絡を取り合い、協力して活動できるような連絡網。

●認知症サポーター 【P 7 1】

厚生労働省が定める養成講座を受講し、日常生活において、認知症の人やその介護家族を応援する人。

は行

●ボランティア 【P 1】

直訳すると「志願者」。報酬を目的とせずに労力、技術、時間を提供して地域社会に貢献する社会活動を行う組織や個人のこと。

●パブリックコメント 【P 8】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、案に対して広く市民が意見や情報を提出する機会を設け、提出された意見等を行政機関による最終的な意思決定に反映する制度。

●ボランティアセンター 【P 5 4】

ボランティア活動の地域における拠点として、社会福祉協議会などに設置されるセンター。

ボランティアセンターでは、①ボランティア活動の相談、登録、あっせん、②ボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、③ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進している。

●ふれあいサロン 【P 6 8】

地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的に、ごく身近な地域を拠点として、参加する人とボランティアとが一緒になって企画をし、内容を決め、住民主体で運営していく、ふれあい交流の場。

や行

●ユニバーサルデザイン 【P 5 1】

障害の有無、性別、年齢、言語の違い等にあわせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境、情報等のデザインをいう。「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること」ことを基本的な考え方としている。

●要保護児童対策地域協議会 【P 5 2】

虐待を受けている子どもや、さまざまな問題を抱えている子どもの早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が情報等を共有し、協力して適切な支援を行うための会議。

津山市地域福祉計画

発行日：平成 26 年 3 月

発 行：津山市

編 集：環境福祉部 社会福祉事務所 生活福祉課

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地

TEL：0868-32-2063（直通）

FAX：0868-32-2153

E-mail：seifuku@city.tsuyama.okayama.jp

